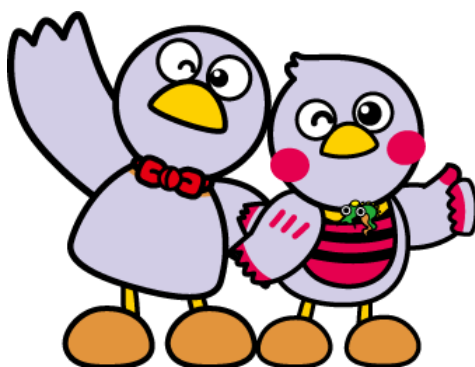


福祉有償運送の手引き



平成30年9月

埼玉県

～ 福祉有償運送関係問い合わせ窓口 ～

<埼玉県企画財政部交通政策課> (登録等の窓口)

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

電話：048-830-2239 FAX：048-830-4742

e-mail a2220-11@pref.saitama.lg.jp

<埼玉県福祉部福祉政策課> (運営協議会支援)

(郵便番号、住所は上記に同じ)

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

電話：048-830-3391 FAX：048-830-4801

e-mail a3380-04@pref.saitama.lg.jp

<国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局> (道路運送法関係)

〒331-0077

埼玉県さいたま市西区大字中釘 2154-2

国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局 輸送担当

電話：048-624-1835 FAX：048-783-4191

■介護保険関係

埼玉県福祉部高齢者福祉課及び県福祉事務所

※ 各課所の所管市町村及び連絡先は下記のURLから確認してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/shinsei-madoguchi.html>

■障害児・者生活サポート事業関係

埼玉県福祉部障害者支援課 地域生活支援担当

電話：048-830-3317 FAX：048-830-4783

■さいたま市内の団体の問い合わせ先

- | | | |
|------------------|--------|--------------|
| ○福祉有償運送関係 | 福祉総務課 | 048-829-1254 |
| ○介護保険事業者指定関係 | 介護保険課 | 048-829-1265 |
| ○障害児・者生活サポート事業関係 | 障害者福祉課 | 048-829-1308 |

◆福祉有償運送のホームページ◆

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/yusyounsou/>

目 次

1 はじめに

(1) 福祉有償運送について	1
・福祉有償運送のスキーム	2
・自家用自動車の有償運送（法第78条）	3
(2) 介護輸送の取扱い	4
ア 訪問介護	4
イ 施設介護	4
・取扱い方針の概要	6
・訪問介護事業者が要介護者等の輸送を行う場合について（道路運送法取扱）	7
(3) 福祉有償運送の実施主体	8
(4) 福祉有償運送の利用者	9
(5) 福祉有償運送を実施するためには	13
・埼玉県における各種申請事項等の基本的な取扱い	17

2 福祉有償運送の要件等

(1) 登録の要件	18
ア 福祉有償運送で利用できる車両	19
イ 運転者の要件	21
ウ 運転管理責任者の選任・運行管理の体制の整備	28
エ 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施	33
オ 運転者台帳及び運転者証の整備	34
カ 整備管理の責任者の選任・整備管理の体制の整備	35
キ 事故対応の責任者の選任・連絡体制の整備	36
ク 損害賠償措置	37
ケ 自動車に関する表示	38
コ 旅客の名簿の作成管理	39
サ 苦情処理体制の確保等	40
(2) 旅客から収受する対価の基準	41
ア 対価の範囲	42
イ 対価の設定方法	42
ウ 対価の設定に当たっての考え方	43
エ その他	45

(3) 運営協議会	46
ア 運営協議会の目的	46
イ 運営協議会の設置及び運営	46
・福祉有償運送登録（道路運送法第79条）申請手続きの流れ	48
ウ 運営協議会の構成員	54
エ 協議を行うに当たっての具体的指針	56
オ 運営協議会で定められる事項	60
カ 運営協議会の合意	60
キ 登録実施後における運営協議会主宰者の役割	62

3 福祉有償運送の登録の申請等

(1) 登録の申請	63
ア 登録が必要な場合	63
イ 登録の申請	64
ウ 申請書に添付する書類	66
エ 運営協議会（市町村）に提出する書類	70
(2) 登録の実施等	71
ア 登録の実施	71
イ 登録の拒否	73
(3) 変更登録	75
ア 変更登録が必要な場合	75
イ 変更登録の申請	76
ウ 申請書に添付する書類	77
エ 運営協議会（市町村）に提出する書類	77
オ 変更登録の実施	78
カ 変更登録時の留意事項	78
(4) 軽微な事項の変更の届出	79
ア 軽微な事項の変更の届出が必要な場合	79
イ 登録事項の変更届出	81
ウ 運営協議会（市町村）に提出する書類	82
エ 軽微な事項の変更の登録	83
(5) 有効期間の更新の登録	84
ア 更新登録の申請	84
イ 運営協議会（市町村）に提出する書類	86
ウ 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間	86
エ 更新登録の実施	87
(6) 登録手数料	88

4 登録実施後の報告等

(1) 登録を受けた運送者が作成し、事務所等に備えておく書類	89
(2) 事故が発生した際の報告事項	91
(3) 定期的に報告する事項	93
ア 埼玉県知事への報告事項	93
イ 運営協議会（市町村）への報告事項	93
(4) その他	95
ア 業務の停止及び登録の取消し（行政処分）	95
イ 登録の抹消	96
ウ 監査の実施	96

5 様式編

◆登録申請等の際に提出する書類（申請者が作成する書類）

(1) 新規の登録申請の際に提出する書類一覧	99
<様式> 【協議会・様式第 1-1 号】自家用有償旅客運送の登録申請書案の提出について	140
【県・様式第 2-1 号】自家用有償旅客運送の登録の申請書（法第 79 条の 2 関係）	103
【県・様式第 3 号】宣誓書（法第 79 条の 4 第 1～4 号までのいずれにも 該当しない旨を証する書類）	112
福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）	128
【県・様式第 4 号】運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿、 乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿	113
【県・様式第 5 号】運行管理の責任者の就任承諾書	114
【県・様式第 6 号】運行管理の体制等を記載した書類	115
【県・様式第 7 号】宣誓書（損害賠償措置）	117
【協議会・様式第 2-1 号】自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する 対価に関する申請書	144
運行管理マニュアル（例）	130
【県・様式第 2-5 号】運営協議会において協議が調ったことを証する書類	111
【証紙貼付用紙（新規登録用）】自家用有償旅客運送者登録申請手数料	134
(2) 変更登録の申請の際に提出する書類一覧	100
<様式> 【協議会・様式第 1-3 号】自家用有償旅客運送の変更登録申請書案の提出について	142
【県・様式第 2-3 号】自家用有償旅客運送の変更登録の申請書（法第 79 条の 7 関係）	107
【県・様式第 6 号】運行管理の体制等を記載した書類	115
【県・参考様式第イ号】運送しようとする旅客の名簿（施行規則第 51 条の 25 関係）	118
【県・様式第 2-5 号】運営協議会において協議が調ったことを証する書類	111
【証紙貼付用紙（変更登録用）】自家用有償旅客運送者登録申請手数料	135

(3)	旅客から收受する対価を変更する場合に提出する書類一覧	100
<様式>	【協議会・様式第 2-2 号】自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する 対価に関する変更申請書	147
(4)	登録事項（軽微な事項）を変更する場合に提出する書類	100
<様式>	【協議会・様式第 1-4 号】自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書の（写し）の 提出について	143
	【県・様式第 2-4 号】自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書 （法第 79 条の 7 関係）	108
(5)	更新登録の申請の際に提出する書類一覧	101
<様式>	【協議会・様式第 1-2 号】自家用有償旅客運送の更新登録申請書案の提出について	141
	【県・様式第 2-2 号】自家用有償旅客運送の更新登録の申請書（法第 79 条の 6 関係）	105
	【県・様式第 3 号】宣誓書（法第 79 条の 4 第 1～4 号までのいずれにも 該当しない旨を証する書類）	112
	福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）	128
	【県・様式第 4 号】運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿、 乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿	113
	【県・様式第 5 号】運行管理の責任者の就任承諾書	114
	【県・様式第 6 号】運行管理の体制等を記載した書類	115
	【県・参考様式第イ号】運送しようとする旅客の名簿（施行規則第 51 条の 25 関係）	118
	【県・様式第 7 号】宣誓書（損害賠償措置）	117
	【協議会・様式第 2-1 号】自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する 対価に関する申請書	144
	運行管理マニュアル（例）	130
	【県・様式第 2-5 号】運営協議会において協議が調ったことを証する書類	111
◆	登録を受けた運送者が作成し、事務所等に備えて置く書類一覧	102
<様式>	【県・参考様式第イ号】運送しようとする旅客の名簿（施行規則第 51 条の 25 関係）	118
	【県・参考様式第ロ号】安全な運転のための確認表（施行規則第 51 条の 18 関係）	120
	【県・参考様式第ハ号】乗務記録（施行規則第 51 条の 18 関係）	121
	【県・参考様式第二号】運転者台帳（施行規則第 51 条の 19 関係）	122
	【県・参考様式第ホ号】運転者証（施行規則第 51 条の 19 関係）	123
	【県・参考様式第ヘ号】事故の記録（施行規則第 51 条の 21 関係）	124
	【県・参考様式第ト号】苦情処理簿（施行規則第 51 条の 26 関係）	125
	【県（福祉）・参考様式第リ号】自動車登録簿	126

◆登録後の報告用書類（登録を受けた運送者が作成する書類）

(1) 登録後、重大な事故や苦情が発生した際に提出する書類一覧	102
<様式> 【県・別記様式（第3条関係）】自動車事故報告書（自動車事故報告規則第3条関係）	136
【協議会・様式第6号】自動車事故報告書の提出について（市町村提出用）	151
【協議会・様式第7号】福祉有償運送苦情対応報告書（市町村提出用）	152
(2) 登録後、埼玉県に提出する書類一覧	102
<様式> 【県・第6号様式】自家用有償旅客運送輸送実績報告書（年度報告用） （旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2関係）	139
(3) 登録後、運営協議会（市町村）に提出する書類一覧	102
<様式> 【協議会・様式第8号】自家用有償旅客運送輸送実績報告書（上・下半期報告用）	153
【県・参考様式第イ号】運送しようとする旅客の名簿（施行規則第51条の25関係）	118
【県（福祉）・参考様式第ヌ号】運転者名簿	127
【協議会・様式第9号】福祉有償運送事故報告書（上・下半期報告用）	154
【協議会・様式第10号】福祉有償運送苦情対応報告書（上・下半期報告用）	155

◆運営協議会（市町村）用書類

<様式> ○地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断	156
○福祉有償運送：登録申請書チェックシート（市町村受付用）	157
○福祉有償運送に関する登録申請（道路運送法第79条）の概要	161
○福祉有償運送に関する変更登録申請（道路運送法第79条の7）の概要	163
○運営協議会の協議結果通知	
ア 申請団体あて通知	
・（協議が調った場合）	
【県・様式第2-5号】運営協議会において協議が調ったことを証する書類	111
・（協議が調わなかった場合）	
【協議会・様式第3号】運営協議会の協議結果について	149
イ 運営協議会委員あて通知	
・【協議会・様式第4号】運営協議会の協議結果について	150

6 資料編

◆福祉有償運送運営協議会運営関係

資料 1	〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）	165
資料 2	埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領（例）	168
様式 1	協議会の会議開催予定	
様式 2	審議速報	
様式 3	会議記録	
様式 4-1	協議会の概要	
様式 4-2	協議会の概要	
資料 3	埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会傍聴要領（例）	175
資料 4	埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議設置要綱	176

◆福祉有償運送関連事項

資料 5	福祉有償運送における介護保険及び障害福祉サービスの扱い	178
資料 6	障害児・者生活サポート事業	180

◆国土交通省の通達等

資料 7	道路運送法の事業区分	182
資料 8	福祉有償運送の登録に関する処理方針について （平成18年9月15日付け 国自旅第143号） （平成27年3月30日付け 一部改正）	183
資料 9	自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて （平成18年9月15日付け 国自旅第144号） （平成29年8月31日付け 一部改正）	199
資料 10	運営協議会に関する国土交通省としての考え方について （平成18年9月15日付け 国自旅第145号） （平成30年3月30日付け 一部改正） ・運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン ・〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）	203 204 211
資料 11	道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について （平成30年3月30日付け 国自旅第338号）	214
資料 12	NPO等による福祉有償運送の取扱いに係る留意点について （平成18年9月29日付け 国自旅第185号） ・介護輸送に係る法的取扱いについて	221 223
資料 13	営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市区町村の自動車を 利用する場合等の取扱いについて （平成29年8月25日付け 事務連絡）	225

資料 14	自家用有償旅客運送の監査方針について・・・・・・・・・・	227
	(平成18年9月15日付け 国自総第270号、国自旅第117号、国自整第68号)	
資料 15	自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて・・・・・・・・	229
	(平成18年9月15日付け 国自総第271号、国自旅第118号、国自整第69号)	
資料 16	自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について・・・・・・・・	232
	(平成18年9月15日付け 国自総第272号、国自旅第119号、国自整第70号)	
資料 17	道路運送法第79条の9第2項に基づく輸送の安全確保命令及び 旅客の利便確保命令の発動基準について・・・・・・・・	234
	(平成18年9月15日付け 国自総第273号、国自旅第120号、国自整第82号)	
資料 18	国土交通省告示第1170号及び第1171号・・・・・・・・	236

1 はじめに

(1) 福祉有償運送について

自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則として、バス、タクシー事業の許可が必要とされています。

しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保するためにやむを得ない観点から、市町村バスやNPO法人等によるボランティア有償運送を認める、自家用有償旅客運送の登録制度が創設されています。

平成 18 年 10 月以前は、道路運送法第 80 条（改正前）の例外許可として国の通達（ガイドライン）に基づいて運用されていましたが、平成 18 年 5 月に道路運送法が改正され（同年 10 月 1 日施行）、法律に基づく制度となりました。

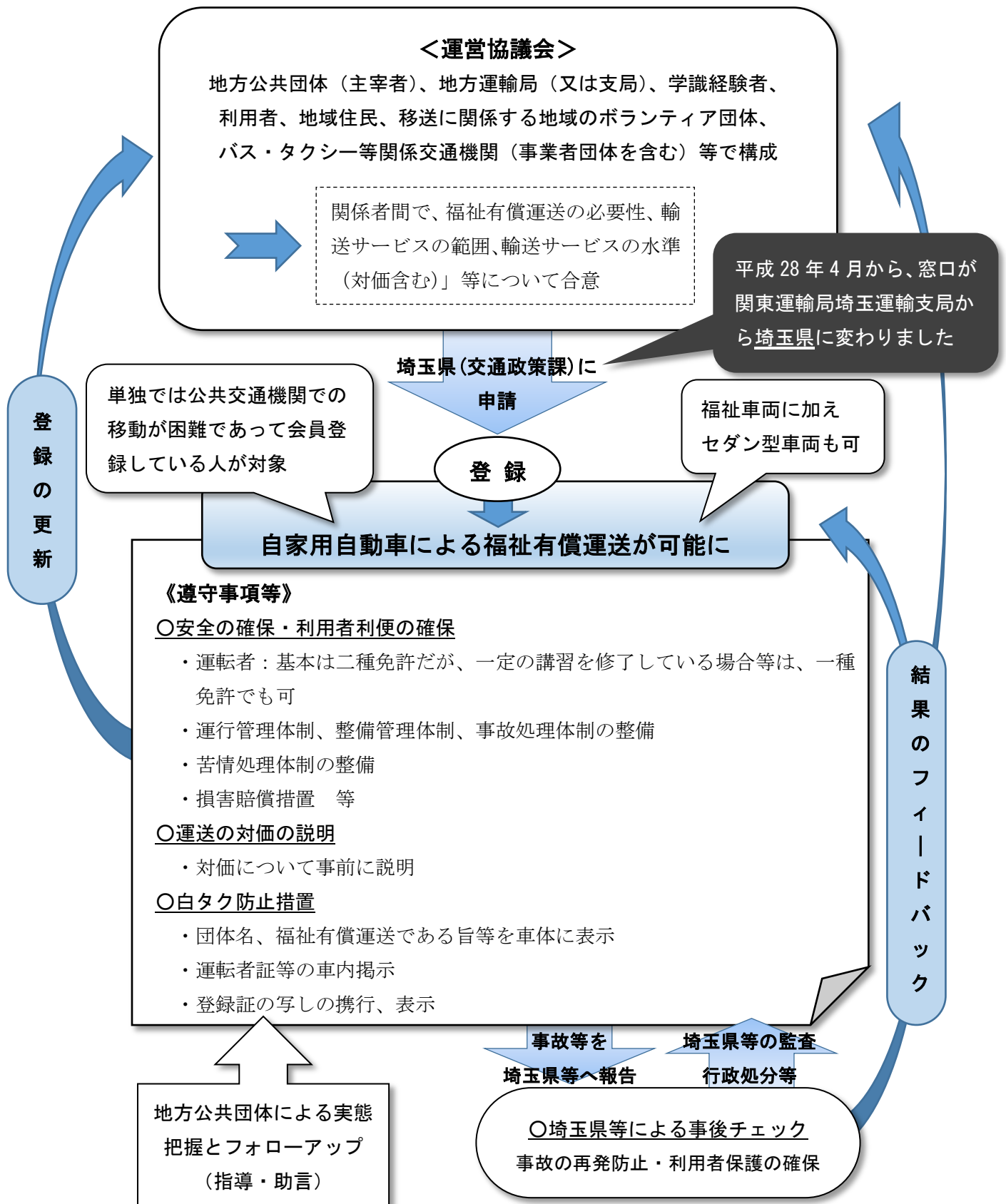
福祉有償運送は自家用有償旅客運送の一類型で、NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価により、乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。

今後、本県の高齢化は急速に進み、特に 75 歳以上の後期高齢者は、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い全国一の水準で増加する見込みです。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、要介護者等の移動手段の確保は極めて重要です。

なお、福祉有償運送の事務・権限については、第 4 次地方分権一括法により、国から移譲を希望する都道府県又は市町村に移譲できるとされました。埼玉県では、平成 28 年 4 月から県が県内全域の事務の権限移譲を受けており、登録等の手続きは企画財政部交通政策課が窓口となっています。

福祉有償運送のスキーム



自家用自動車の有償運送

1. 災害のため緊急を要するとき（法第78条第1号）

埼玉県知事に権限
移譲された部分

2. 自家用有償旅客運送（法第78条第2号）

市町村、NPO等（NPO、社会福祉法人、公益法人、農協、生協、等）が、市町村等の住民、移動制約者等を自家用自動車を使用して有償で運送を行うもの

（1）市町村運営有償運送

ア. 交通空白輸送

過疎地域等において当該地域の住民に対する旅客輸送を市町村自らが行う場合

イ. 市町村福祉輸送（旧金沢方式）

市町村の住民のうち身体障害者等の移動制約者に対するドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

（2）公共交通空白地有償運送

過疎地域特別措置法に定める過疎地、その他これに類する地域において、バス、タクシー等の公共交通機関によっては、住民に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に、NPO等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して、当該法人等の会員に対して行う輸送サービス。

（3）福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。

3. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合

（法第78条第3号）

〔地域又は期間を限定して行う輸送〕

- 幼稚園、学校等のスクールバスの運行
- 訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む）との契約に基づき訪問介護員等が行う要介護者等の運送

(2) 介護輸送の取扱い

介護輸送に係る法的取扱いについては、平成 18 年 5 月の道路運送法改正に伴い、次のとおり整理がなされました。

注 1 訪問介護における「通院等のための乗車又は降車の介助」に該当する行為を行い、介護報酬を受け取る場合には、道路運送法の許可（登録）が必要となります。また、障害福祉サービスにおいても同様です。

注 2 埼玉県では、民間の介護サービス団体に、市町村を通じてサービス提供に必要な経費を補助する「障害児・者生活サポート事業」がありますが、このサポート事業においても、自家用自動車を使用してサービスを提供することについて対価を得る場合には、福祉有償運送の登録が必要となります。

ア 訪問介護

①訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送	【いわゆる介護タクシー、福祉タクシー】 道路運送法第 4 条又は第 43 条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
②NPO 法人その他道路運送法施行規則第 48 条に定める法人等	【自家用有償旅客運送】 一定の手続き、条件の下で、道路運送法第 79 条に基づく登録を受けることができる。
③訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合	【公共の福祉を確保するためやむを得ない場合の運送】 一定の手続き、条件の下で、道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可を受けることができる。 (第 4 条+第 78 条第 3 号の場合)
④訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合	道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者（児）福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

イ 施設介護

国の通達「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成 18 年 4 月）によると、次のとおり整理がなされています。

施設介護事業者（デイサービス、ショートステイの事業者を含む。）が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日から障害者総合支援法）の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送に対して市町村が従来を送迎加算の範囲内の額（利用者負担分を含む。）を給付する場合には、当分の間、「自家用輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

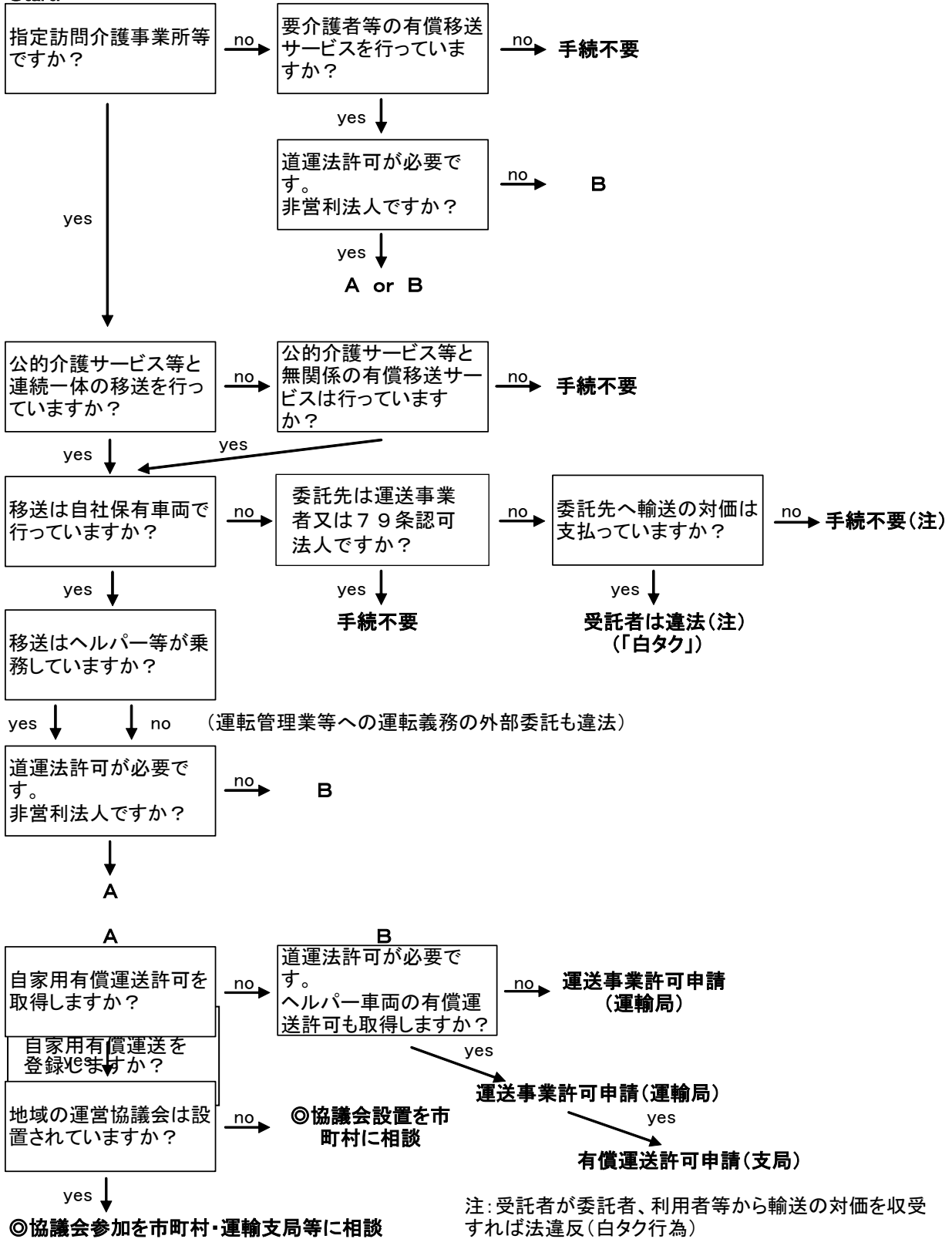
参照	資料 7	道路運送法の事業区分
	資料 12	NPO等による福祉有償運送の法的取扱いに係る留意点について・介護輸送に係る法的取扱いについて
	資料 5	福祉有償運送における介護保険及び障害福祉サービスの扱い
	資料 6	障害児・者生活サポート事業

取扱い方針の概要

<p>主 体</p>	<p>事業所が使用する車両による 輸送</p>	<p>登録ヘルパーが使用する車両 による輸送 (訪問介護と連続・一体のも の)</p>
<p>営利法人 (株式会社、有限会社等)</p>	<p>法第 4 条又は第 43 条による 事業許可</p> <p>※ セダン可</p>	<p>法第 78 条による有償運送許可 (法第 4 条又は第 43 条による 事業許可を受けた事業所の登 録ヘルパーに限る)</p> <p>※ 運営協議会は不要</p> <p>※※ セダン可</p>
<p>非営利法人 (NPO、社会福祉法人、 公益法人等)</p>	<p>法第 79 条による有償運送登録</p> <p>※ 運営協議会の協議を要する</p> <p>※※ セダン可</p>	
<p>営利又は非営利の施設 (デイサービス、デイケ ア、ショートステイ等)</p>	<p>施設自らが車両を運行する場合、当該施設への送迎に限り自家 輸送とし、許可不要</p>	

訪問介護事業者が要介護者等の輸送を行う場合について
 ◇要介護者等移動制約者の輸送又は過疎地域のボランティア輸送の道路運送法取扱◇

Start.



◎協議会参加を市町村等に相談

(3) 福祉有償運送の実施主体

福祉有償運送とは、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して、当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

福祉有償運送を実施することができるのは、NPO法人のほか、道路運送法施行規則第 48 条に定める者です。

(有償運送)

法第 78 条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(法第 78 条第 2 号の者)

施行規則第 48 条 法第 78 条第 2 号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- 三 農業協同組合
- 四 消費生活協同組合
- 五 医療法人
- 六 社会福祉法人
- 七 商工会議所
- 八 商工会
- 九 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であるもの

(4) 福祉有償運送の利用者

福祉有償運送を利用できるのは、他人の介助なしには移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害者その他の障害を有する者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者及び又は受ける予定のある者及びその付添人です。

(自家用有償旅客運送)

施行規則第 49 条 法第 78 条第 2 号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって第 51 条の 25 の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員 11 人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者であって第 51 条の 25 の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
 - イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者
 - ロ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
 - ハ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
 - ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

- ① 施行規則第 49 条第 3 号イに該当する旅客にあつては身体障害者手帳を、同号ロに該当する旅客にあつては介護保険被保険者証を所持する者であること。
- ② 施行規則第 49 条第 3 号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）がなされた者であること。

- ③ 施行規則第 49 条第 3 号ハ及びニに該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。
- 「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとし、また、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める被保険者のうち、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第 1 号被保険者（基本チェックリスト該当者）についても、当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合には、福祉有償運送の旅客対象として取扱うものとする。
- ④ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とするが、施行規則第 49 条第 3 号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であつて当該地域における運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受する対価が施行規則第 51 条の 15 の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要するものとする。
- ⑤ 当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、上記に掲げる者の他、身体障害者等であつて名簿に記載されていない当該運行区域外からの来訪者及びその付添人も対象とするものとする。
- ⑥ ⑤に掲げる「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合」とは、市町村長において、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認したことについて運営協議会へ報告したものとする。
- ⑦ ⑥において、事業者が輸送サービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者において確実に輸送サービスの提供が行われることを前提として取り扱うものとする。

【Q & A】(回答は国土交通省で、平成 18 年度時点のもの。以下、この手引きにおいて同じ。)

Q：運送の対象者について①

平成 16 年 3 月 16 日付け国自旅第 240 号通達（いわゆるガイドライン）の 4（2）「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法にいう「身体障害者」、その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者とされているが、省令では、身体障害者、要介護・要支援認定者についても、「他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者である」とされている。取扱いを変更したということか。

また、運営協議会での協議において、要介護・要支援認定者や身体障害者についても、単独での公共交通機関の利用が困難な者であるか個別に協議することになるのか。

A：240 号通達の手書きぶりから、単独では公共交通機関を利用することが困難な者が要介護者、要支援者にかかるか否か議論があったこと、平成 17 年国土交通省内に設置した検討委員会での議論において旅客の範囲をどうすべきかが議論があり、議論を踏まえて出された検討委員会報告を受けて、法改正、省令改正がなされたものであり、考え方を統一させたものであります。運営協議会運営要領 3.（4）①イに定める方法等により適否を確認されたい。

Q：運送の対象者について②

施行規則同条第 3 号ニにおける「その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者」とは、どういう者を指すのか。ガイドラインにいう「肢体不自由若しくは内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）又は精神障害若しくは知的障害等により単独での移動が困難な者」と同じという理解でよいか。

なお、幼児については規則同条第 1 号にいう「市町村運営有償運送」又は第 2 号にいう「過疎地有償運送」による以外ないと思われるが、その理解でよいのか。

A：肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害の他に「発達障害、自閉症、学習障害」を含むものとしているところ。

幼児については、旧ガイドラインにおいても対象外であり、福祉有償運送の対象とすることはできない。なお、御指摘のとおり「市町村運営有償運送」、「過疎地有償運送」であれば幼児を対象とすることの問題はない。

Q：運送の対象者の判断について

福祉有償運送を利用できるのは、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者とされているが、対象者になるかどうかの判断は、誰がするのか。

A：利用者の身体状況等の書類の提出を求め、事前に対象となるかを運営協議会事務局で調査し、運送対象に該当するか運営協議会に諮り、運営協議会で判断することとなる。

Q：旅客の範囲について

運送しようとする旅客の範囲について、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができないとある。

申請日以降に申請していない区分の該当者が会員となった場合には、運営協議会での協議をしないで、事後報告でよいのか。

A：埼玉運輸支局へは事後報告となるが、運送の対象者については、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者であることとされていることから、運営協議会において合意した方法により対応願いたい。

Q：複数乗車について

複数乗車は、透析患者のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎に限定されるのか。

知的障害者、精神障害者等の「等」には、身体障害者、要介護・要支援者も含まれるのか。

A：積極的には認めるものではないが、乗合が必要となる理由、必要性等を運営協議会で説明していただき、合意が図れれば登録等の対応を考えている。

Q：付添人について

付添人は誰でもよいのか。

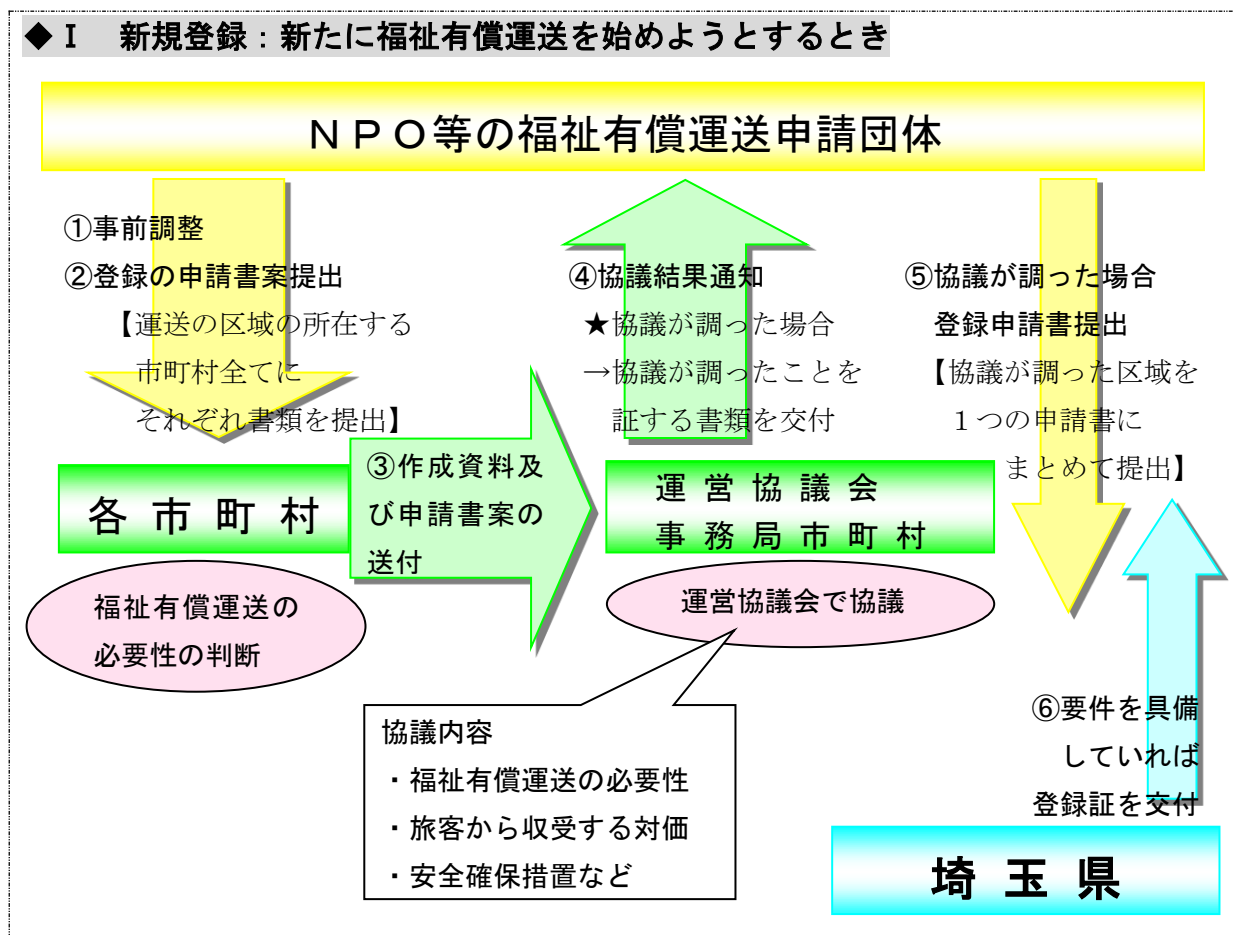
A：付き添いを前提に親族等が乗車することに対しては、付添人の制限はないが、付き添いを前提としないで単に目的地が同一ということで、親族等が同乗することは認められない。

(5) 福祉有償運送を実施するためには

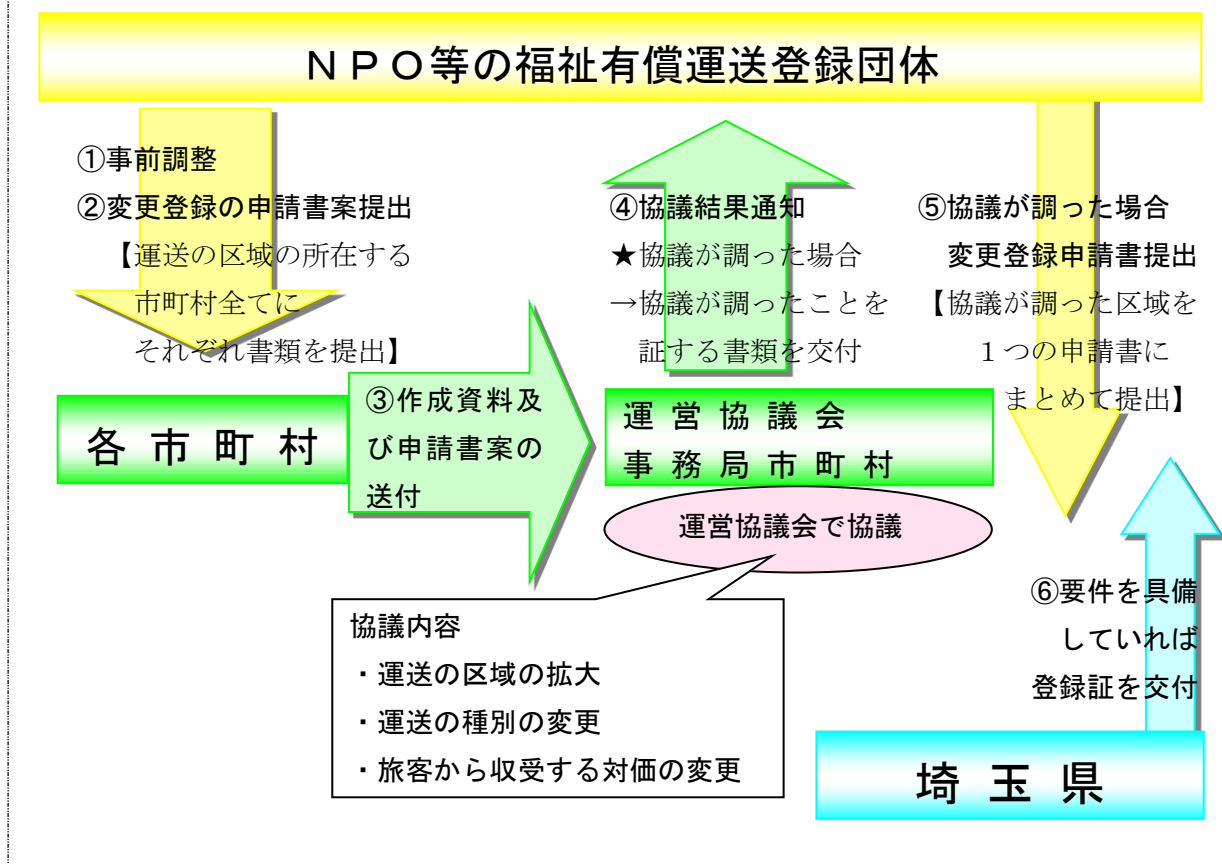
福祉有償運送を実施するためには、福祉有償運送を行おうとする者が、埼玉県知事（窓口は企画財政部交通政策課）の行う登録を受けることが必要です。

この登録の申請に当たっては、輸送の安全及び旅客の利便の確保措置など、一定の要件を満たし、運送の区域の所在する市町村が主宰する「福祉有償運送運営協議会」において、福祉有償運送の必要性について合意される（協議が調う）ことが必要（※P60 注参照）です。

なお、埼玉県が申請書を受理し、要件を具備していれば、約1か月～2か月で登録証が交付されます。



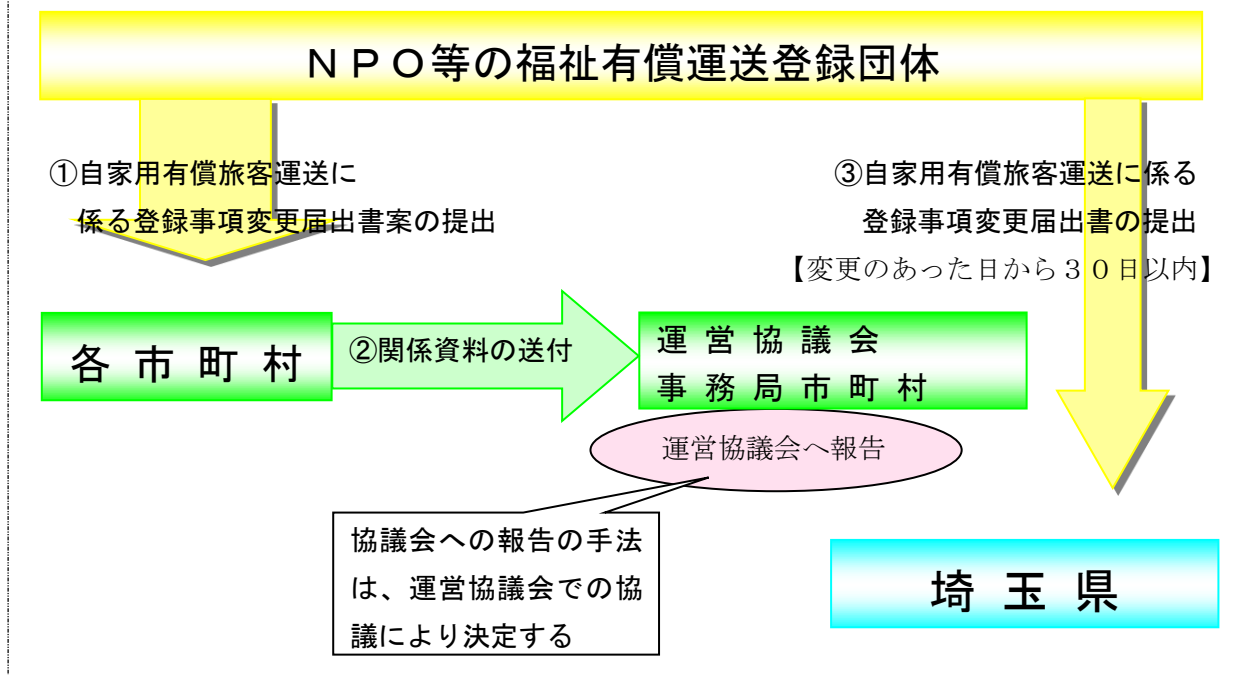
◆ II 変更登録：登録事項に変更があるとき



※ 対価の変更については、運営協議会での協議は必要であるが、埼玉県に書類を提出する必要はない。

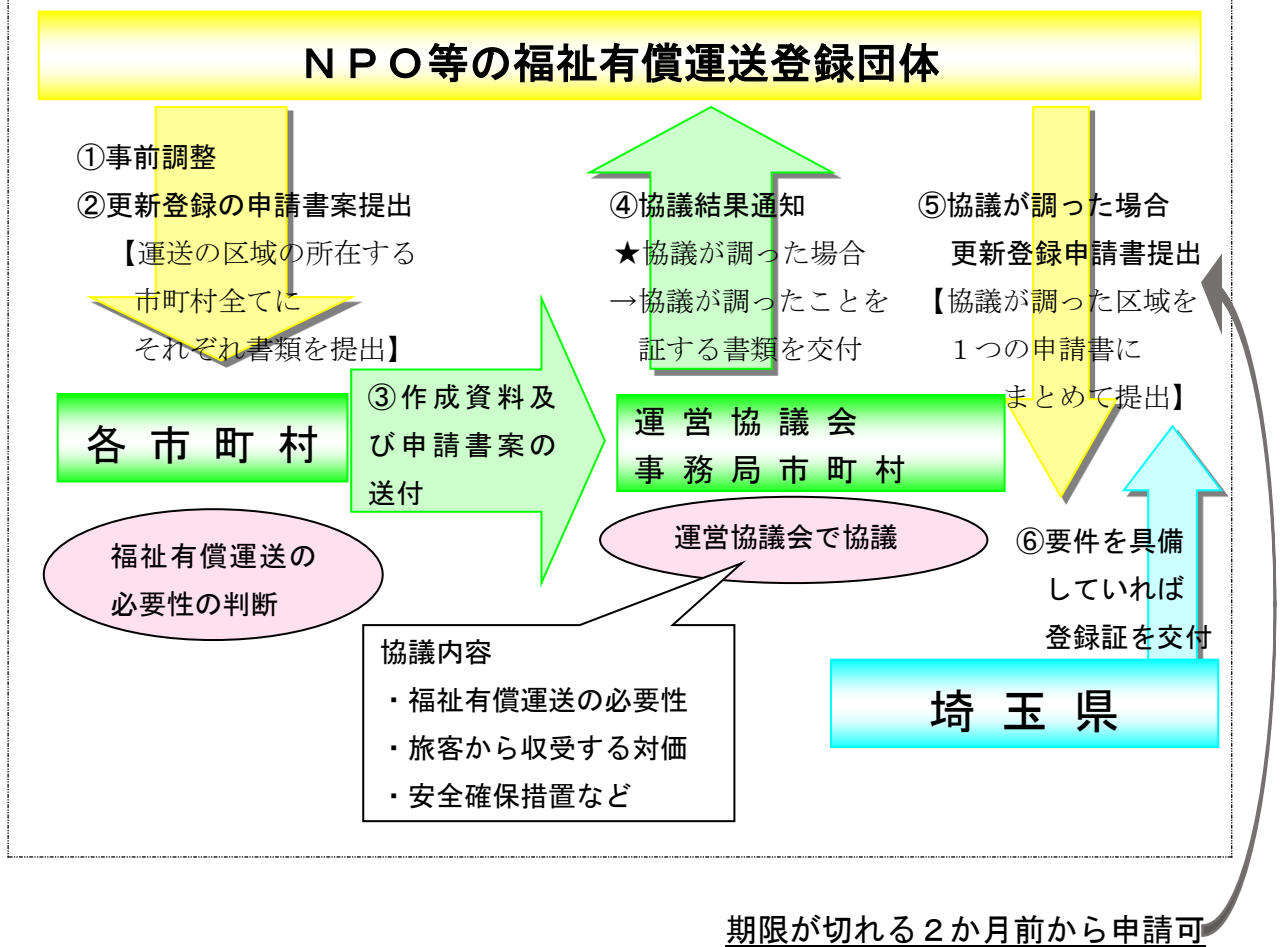
ただし、運営協議会では、協議が調ったことを証する書類を交付する必要がある。

◆Ⅲ 登録事項の変更届出：軽微な事項に変更があるとき



◆IV 更新登録：福祉有償運送の有効期間の更新をするとき

(基本的には、新規登録申請の場合と同じ)



■ 埼玉県における各種申請事項等の基本的な取扱い ■

申請等事項	埼玉県処理					協議会			
	登録	変更		報告		協議	確認	報告	
		登録	事後届出	事前	事後			事前	事後
有償旅客運送の種別	○	○	▼減少			○			☆
運送しようとする区域	○	○	▼減少			○			☆
運送しようとする旅客の範囲	○		▼			○			☆
運送しようとする期日又は期間	○					○			☆
申請者の名称、住所及び代表者			▼						☆
事務所の名称及び位置			▼						☆
事務所ごとに配置する自動車の種類ごと及び所有区分ごとの数(減少)			▼				△	☆	
事務所ごとに配置する自動車の種類ごと及び所有区分ごとの数(増加)			▼				△	☆	
損害賠償措置							△		☆
運転者の要件の書類							△		☆
会員として登録された旅客							△		☆
管理体制及び指揮命令系統							△		☆
運行管理責任者及び整備管理責任者							△		☆
事故又は苦情の処理責任者及びその連絡体制							△		☆
運送の対価として收受する金額					☆	○			
旅客自動車運送事業等報告規則					▼				☆
自動車事故報告規則					▼				☆

- | | | | |
|---|------------|---|--|
| ○ | 協議会で協議する事項 | △ | 協議会で確認する事項 |
| ▼ | 法令で定める事項 | ☆ | 当該事項の変更に係る協議又は報告の手法は、協議会において合意した方法による。 |

※ この整理表は、埼玉県として基本的な取扱いを整理したものです。

2 福祉有償運送の要件等

(1) 登録の要件

登録を受ける運送者は、法第 79 条の 4 第 1 項第 6 号に規定される「輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置」を講じなければなりません。

これらの措置が講じられていない場合は、登録が拒否されます。

【輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置】（国土交通省令）

- ① 福祉有償運送に必要な自動車の保有
- ② 福祉有償運送に必要な運転者等の確保
- ③ 運行の管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備
- ④ 整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備
- ⑤ 事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備
- ⑥ 損害賠償措置

（登録の拒否）

法第 79 条の 4 国土交通大臣は、第 79 条の 2 の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～五 （略）

六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

施行規則第 51 条の 9 法第 79 条の 4 第 1 項第 6 号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有
- 二 第 51 条の 16 第 1 項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第 51 条の 16 第 3 項に規定する運転者その他の乗務員の確保
- 三 第 51 条の 17 第 1 項に規定する運行の管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備

- 四 第 51 条の 20 に規定する整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備
- 五 第 51 条の 21 第 1 項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備
- 六 第 51 条の 22 に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

(輸送の安全及び旅客の利便の確保)

法第 79 条の 9 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、自家用有償旅客運送者に対し、次に掲げる措置その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 自家用有償旅客運送自動車の運行の管理の方法を改善すること。
- 二 路線又は運送の区域を変更すること。
- 三 旅客から収受する対価を変更すること。
- 四 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のための保険契約を締結すること。

参照 資料 17 法第 79 条の 9 第 2 項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について

ア 福祉有償運送で使用できる車両

自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）は、運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車等を保有していなければなりません。

福祉有償運送で使用できる自動車は、次のとおりです。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

使用する自動車は、法人等が所有する自家用自動車に加え、ボランティア個人の持ち込み自動車（乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）を使用することも可能です。

また、使用する自動車を適切に管理するため、運送者たる NPO 等においては、使用する自動車の型式、自動車登録簿番号、登録年月日、関係する設備又は装置、損害賠償保険、その他必要な事項を記入した自動車登録簿【県・参考様式第リ号】を作成し、事務所ごとに備えて置きます。

参照 福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）

◆セダン等の一般車両とは◆

寝台車、車いす車、兼用車及び回転シート車以外の車両で装備がない車両をいい、

- ・ 車検証の「乗車定員」の欄に「10 人以下の数」が記載されているもの
- ・ 車検証の「用途」の欄に「乗用」と記載されているもの

です。

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：セダン型車両の扱いについて

従来、セダン型等の一般の車両については、構造改革特区における措置として使用が認められていた。改正法施行細則においては、セダン型車両に係る要件として「乗車定員」（第 49 条第 8 号）及び「運転者」（第 51 条第 8 号）が規定されているものの、その他特段の規定は認められない。したがって、セダン型車両の使用は全面解禁と解され、セダン型車両のみを保有する事業者も登録の対象となると考えるが、この点についてはどうなのか。一方で「福祉車両の保有を義務付ける」との見解もあり、この場合における根拠条文を明らかにされたい。

なお、この際、特区において認められていたセダン型車両のみを保有する事業者との整合性についてもあわせて教えて欲しい。

A：今回（注：平成 18 年当時）の法律改正によりセダン型車両のみを使用する福祉有償運送も認められることとなったが、福祉輸送の運送の対象たる会員の中に、障害等の態様により福祉車両を必要とする者が含まれる場合にあっては、当該団体には福祉車両の保有を求めるところとしているものである。

Q：使用する車両について

施行規則第 51 条の 9 第 1 項第 1 号の規定から、福祉有償運送において使用する車両は、少なくとも 1 台は福祉車両でなければならないものと理解してよいか。

また、この場合、当該福祉車両は運転者による持込車両でもよいか。

A：運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉車両がないとき、登録を拒否することとなるが、ただし書きで専ら人工透析患者、精神障害者又は知的障害者

のみを運送する場合等はこの限りでないとしているところ。

Q：リース車両について

リース車両を使うことはできないのか。

A：リース車両は問題ないが、レンタカーは使用できない。

イ 運転者の要件

運送者は、福祉有償運送に使用する自動車の種別に応じて必要な運転者等を確保しなければなりません。福祉有償運送の運転者の要件は、次のとおりです。

①福祉自動車（福祉車両）

次の(イ)又は(ロ)の要件のいずれかを備える者でなければ、運転をさせてはならない。

(イ) 第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者

(ロ) 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者

(一) 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）を修了していること。

■次の者は、福祉有償運送運転者代替講習を修了していること。

➢平成18年（2006年）9月30日以前に改正前の道路運送法第80条第1項の規定による許可を受けた福祉有償運送に運転者として従事していた者

➢平成18年10月以降に国土交通大臣が認定する講習を実施する者が、当該認定を受ける以前に実施した講習を修了した者

(二) (一)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

②福祉自動車以外の自動車（セダン型車両）

①に規定する要件のほか、次の(イ)～(ハ)の要件のいずれかを備える運転者を乗務させるか、補助者を乗務させなければならない。

(イ) 介護福祉士の登録を受けていること。

(ロ) 国土交通大臣が認定する講習（セダン等運転者講習）を修了していること。

■次の者は、セダン等運転者代替講習を修了していること。

➢地方公共団体がセダン特区の認定を受けた区域内において、改正前の道路運送法第80条第1項の規定による許可を受けた福祉有償運送にセダン型等一般車両の運転者として従事していた者

- 平成18年(2006年)10月以降に国土交通大臣が認定する講習を実施する者が、当該認定を受ける以前に実施した講習を修了した者
- (ハ) ②(イ)(ロ)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

■国土交通大臣が認める要件

- 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者
- 介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者

上記の要件から、セダン型車両は、①の(イ)又は(ロ)に該当し、②の(イ)～(ハ)のいずれかを満たす者が「有資格者」として運転できることとなります。

なお、「有資格者」が、付き添い等で乗務する場合に限り、運転者は①の要件しか満たしていなくてもよいとされています。

また、介護保険・障害者自立支援法などの制度を使つての福祉有償運送をするときには、上記「有資格者」は、ヘルパー資格などそれぞれの制度で規定される必要な資格を有していなければなりません。

③その他運転者に関する事項

利用者を乗車させるときは、運送者が作成した写真入りの「運転者証」【県・参考様式第ホ号】を、自動車内の利用者から見やすい位置に掲示しなければなりません。

なお、運転者として登録し、活動を開始してから、死亡事故や重傷を負わせる事故を起こしたり、悪質な違反をしたり、免許停止処分を受けたときは、自動車事故対策機構が実施している「運転者適性診断」を受診し、運転免許の停止条件が解除された後でなければ、運転業務は再開できません。

④参考：障害者差別解消法に基づく運転者の心構え

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布され、一部を除き平成28年4月1日から施行されました。

障害を理由とする差別には「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つの類型があります。

「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

「合理的配慮の不提供」とは、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表示

があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められますが、こうした配慮を行わないことをいいます。

福祉有償運送に従事する運転者は「障害者差別解消法」を十分理解し、障害のある利用者に対して適切な対応を行うことが求められます。

⇒ 障害者差別解消法について

詳しくは県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/sabetu.html>

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

施行規則第 51 条の 16 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去 2 年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 5 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 38 条第 2 項の適性診断を受けさせなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第 1 項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 42 条第 1 項の介護福祉士の登録を受けていること。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

4 第 1 項第 1 号及び前項第 2 号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

5 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 2 号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

6 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 2 号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

- ① 施行規則第 51 条の 16 第 1 項に規定する、第一種運転免許保有者であって、「その効力が過去 2 年以内において停止されていない者」であることの要件は、地域の実情に応じて運営協議会において定めることができるものとする。ただし、2 年未満の期間とすることはできないものとする。
- ② 登録後において、施行規則第 51 条の 16 第 2 項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

◆国土交通大臣が認定する講習について◆

1 講習の種類

(1) 福祉有償運送運転者講習

福祉有償運送の運転者を対象とし、その業務に関する基礎的な知識及び技能を習得することを目的として行う講習をいう。

(2) セダン等運転者講習

福祉自動車以外の自動車を使用した福祉有償運送の運転者及び乗務員を対象とし、その業務に関する基礎的な知識及び技能を習得することを目的として行う講習をいう。

2 講習の内容

(1) 福祉有償運送運転者講習

①関係法令に関する講義 (50分)	安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他の福祉有償運送の実施に当たり必要となる関係法令の基礎的な知識等に関すること
②安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (50分)	日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等に関すること
③運転方法に関する講義 (50分)	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること
④障害の知識及び利用者理解に関する講義 (50分)	障害についての知識及び利用者理解に関すること
⑤基礎的な接遇技術及び介助技術に関する講義 (120分)	基礎的な接遇に関する技術及び利用者が必要とする援助に対応するための介助技術等に関すること
⑥福祉自動車の特性に関する講義 (60分)	多様な福祉自動車の仕組みや取扱いの方法等に関すること (演習を含む。)
⑦福祉自動車の運転方法等に関する講義 (受講者1人当たり20分)	福祉自動車の運転方法及び利用者の視点に関すること

(2) セダン等運転者講習

福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義及び演習
(50分の講義及び受講者1人当たり20分の演習)

■セダン等運転者代替講習

次の（ア）、（イ）のいずれかに該当する者を対象とする講習については、（2）の講習に替えて、次に定める講習の受講が必要である。

- （ア）地方公共団体がセダン型車両特区の認定を受けた区域内において、改正前の道路運送法第 80 条第 1 項の規定による許可を受けた福祉有償運送にセダン型車両等一般車両の運転者又は乗務員として従事していた者
- （イ）平成 18 年 10 月以降に国土交通大臣が認定する講習を実施する者が、当該認定を受ける以前に実施した講習を修了した者

福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義（50 分）

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：運転者について①

省令第 51 条の 16 第 1 項第 2 号の「前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件」とは、具体的にはどのようなものか。

A：基準の認定を要せずに包括的に認めて差し支えないものを指定しており、福祉有償運送の場合にあっては、全乗連、全福協等の行う「ケア輸送サービス従事者研修」としているところ。

Q：運転者について②

省令第 51 条の 16 第 3 項第 3 号「前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件はどのようなものか。訪問介護員 1 級、2 級課程研修の修了者は認められるのか。

A：福祉自動車以外の自動車を使用して行う場合の講習等については、全乗連、全福協等の行う「ケア輸送サービス従事者研修」を規定したところ。訪問介護員等については、介護保険法施行令第 3 条第 1 項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者とした。なお、認定講習の修了義務は省令附則により、1 年間は適用しないこととしているところ。

Q：セダン型車両の運転者について①

「福祉自動車」以外の自動車＝「セダン等」の運転者は、「介護福祉士」の資格か国交省認定講習の修了等が必要ということでしょうか。

事業所内の自主的な研修は認められないということか。

注：現在は認められています。

A：御指摘のとおり。今後これらに加えて、「訪問介護員」もその資格に加える予定である。

登録においては、認定講習が必要となるが、団体内で自主的な講習を行うこと自体は登録の要件は満たしていないが、問題はない。

Q：セダン型車両の運転者について②

セダン型車両の運転者の要件は、福祉車両よりも厳しくなっているのはなぜか。

A：第2種免許が原則であるが、セダン型車両の場合は、福祉車両のように補助装置がないことから介助等の資格がある人が運転することを規則に盛り込んだ。

運転者が資格を持っていることが望ましいが、なければ介助する人が用意されていればよい。第2種免許のみは問題があるので、セダン型講習を受けた人を補助者として用意していただくことになる。

Q：講習について①

「運転手として、2種免許の保有または講習の受講等一定の要件を定める」とあるが、講習については、国土交通省などが主催する公的な講習の予定はあるのか。

A：当省で直接講習を行うことは予定していないが、「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付、国自旅第186号）により認定を受けた者が行う講習を修了していることを要件としている。

Q：講習について②

運転者の要件として、ガイドラインにより「テキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者」も認められてきたが、平成18年（2006年）10月1日以降登録申請する団体の運転者においては、国交省認定講習の修了等が必要とされるので、事業所内の自主的な研修は認められないということか。

A：自主的な講習は、各団体の取り組みとしてやっていただきたいが、法的な運転者の要件を備えるためには、認定講習以外は認められない。

Q：講習について③

改正法施行以前に、ガイドラインに基づく研修を受講した運転者については、認定講習を受講したものとみなされるのか。

A：改正法施行以前の講習は「みなし講習」とし、不足するカリキュラムを補う「代替講習」を受けていただく必要がある。

Q：国交省の認定講習について

国土交通大臣が認める講習について、認定の状況はどうか。

A：講習を認定した場合は告示で公表する。セダン型講習についても、認定要件を満たした場合は公表するので、当該告示で定めたセダン型講習を受講していればOKとなる。

Q：新規申請団体の講習の受講について①

新規申請の団体について、平成16年（2004年）3月のガイドラインでは自主的な講習でも構わないこととなっていたが、10月1日以降国交省の認定講習の取扱いが決まるまでの間は、どのように対応すればよいのか。

A：講習を受けずとも登録して良い。ただし、1年以内に認定講習の修了をしない運転者については、1年後において引き続き運転することはできない。

Q：新規申請団体の講習の受講について②

法79条の登録（新規申請団体）について、運転者が国土交通大臣の認定する講習を修了していなければ登録不可か。講習は受講予定（日時決定済み）でもよいか、受講希望（日時未定）でもよいか。

A：1年間は、何ら講習を受けずに登録して差し支えない。ただし、1年経過後は、計画があるだけ、受講希望等だけでは登録を受けることができない。

Q：セダン型車両のその他の乗務員について

福祉自動車以外の自動車を使用して行う場合のその他の乗務員とは。

A：運転者以外の介助者が想定されている。詳しくは、個別のケースで埼玉運輸支局（注：現在は埼玉県。以下、適宜同様に読み替えてください。）に相談していただきたい。

Q：事故への対応について

独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断の具体的な内容及び受講方法等は。

A：事故惹起者及び登録後に免許停止処分を受けた運転者には、事故対策機構の適正診断が必要であるが、診断のメニューは問わない。

ウ 運行管理責任者の選任・運行管理の体制の整備

運送者は、自動車の運行管理の責任者を選任し、その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

また、運行管理に関する基本的事項を定めた「運行管理マニュアル」を作成し、安心・安全運行の確立を図る必要があります。

①自動車輸送の安全運行の確保と交通事故の防止を図る

運送者は、利用者の信頼に応えるため、安全かつ確実な自動車輸送の遂行を第一に考えなくてはなりません。

運送者自身が運行管理を直接行うことが事実上不可能なこともあるため、運送者

に代わって運行管理業務を行う運行管理責任者の選任を義務付けています。

運行管理責任者には、法令に定められた運行の安全確保に関する業務を運送者に代わって行い、交通事故を防止していく使命と責任が課せられています。輸送の安全の責任者であることをしっかり認識し、誇りと自覚をもって業務を遂行していかなければなりません。

②運送者と運転者のパイプ役

運行管理責任者は、法令で定められた業務に精通し、確実に遂行していかなければなりません。自動車輸送における「車」「道路」「人」に関連する諸規則を理解して、実務知識を身につけることも大切ですが、ハンドルを握って自動車を運行させるのは運転者ですから、日頃から運転者の声に耳を傾け、積極的にコミュニケーションを図り、必要な場合には運送者にその声を伝え、常に安全で明るい職場環境を築いていくことも運行管理責任者の重要な役割です。

③運行の管理についての要件

- 乗車定員 10 人以下の自家用有償旅客運送自動車 5 両未満の運行を管理する事務所

→ 運行管理の責任者（資格要件はない）を、1 人選任しなければならない。

- 乗車定員 10 人以下の自家用有償旅客運送自動車 5 両以上の運行を管理する事務所

→ 当該事務所ごとに、次の(イ)～(二)のいずれかに該当する者を、管理する自動車の車両数に応じて選任しなければならない。

- (イ) 運行管理者資格証の交付を受けている者（道路運送法第 23 条第 1 項）
- (ロ) 自動車運送事業又は貨物自動車運送事業の事業用自動車の運行の管理に関し 1 年以上の実務経験を有する者（旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 12）

この経験は、国土交通大臣が認定する講習を修了することをもって代えることができる。

※ 国土交通大臣が認定する講習

独立行政法人自動車事故対策機構が実施する「運行管理者基礎研修」修了者

- (ハ) 安全運転管理者（道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項）
- (二) 国土交通大臣が(ロ)又は(ハ)に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

→ 選任する人数

当該事務所が運行を管理する自動車の数を 20 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 1 を加算して得た数以上

【例】 自動車の台数 15 台： $15 \div 20 + 1 = 1$ 人

ただし、上記(イ)の者を運行管理の責任者として選任する場合は、当該事務所が運行を管理する自動車の数を 40 で除して得た数に 1 を加算して得た数以上

なお、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保する必要があります。

◆道路交通法の安全運転管理者等の要件に関する問い合わせ先

埼玉県警察本部交通部交通企画課 (Tel 048-832-0110)

◆運行管理者基礎講習の受講に関する問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構 埼玉支所 (Tel 048-824-1945)

④運行管理責任者の業務

- (イ) 必要な要件を備えない者に自動車を運転させないこと。
- (ロ) 事故を起こした運転者に適性診断を受診させること。
- (ハ) セダン型車両を使用する場合には、必要な要件を備える者に運転させるか、必要な要件を備える者を乗務させること。
- (ニ) 自動車の運転者に対し、安全な運転のための確認を行い、指示を与え、記録し、その記録を保存すること。
- (ホ) 自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。
- (ヘ) 運転者台帳の作成、事務所に備え置くこと。
- (ト) 事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
- (チ) その他安全運行を確保するために必要な業務

参照 運行管理マニュアル (例)

(運行の管理)

施行規則第 51 条の 17 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

2 前項の責任者は、乗車定員 11 人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員 10 人以下の自家用有償旅客運送自動車 5 両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第 23 条第 1 項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を 20 (同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、40) で除して得た数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) に 1 を加算して得た数以上選任されなければならない。

- 一 旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 12 に規定する受験資格を有する者
- 二 道路交通法施行規則 (昭和 35 年総理府令第 60 号) 第 9 条の 9 第 1 項に規定する要件を備える者

- 三 国土交通大臣が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者
- 3 第1項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 前条第1項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
 - 二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第2項の規定により適性診断を受けさせること。
 - 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、前条第3項各号に掲げる要件を備える者の乗務なしに同項各号に掲げる要件のいずれかを備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
 - 四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第1項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
 - 五 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第2項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
 - 六 第51条の19第1項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
 - 七 第51条の21第2項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
 - 八 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

(運行管理者)

- 道路運送法第23条** 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
- 2 前項の運行管理者の業務の範囲及び運行管理者の選任に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、第1項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

(受験資格)

- 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12** 試験は、試験の日の前日において自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第37条第3項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
- 2 前項に規定する経験は、国土交通大臣が認定する講習を修了することをもって代えることができる。
- 3 (略)

(安全運転管理者等の要件)

道路交通法施行規則第9条の9 法第74条の3第1項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 二十歳（副安全運転管理者が置かれることとなる場合にあっては、三十歳）以上の者であること。
- 二 自動車の運転の管理に関し2年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあっては、1年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - イ 法第74条の3第6項の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者
 - ロ 法第117条、法第117条の2、法第117条の4第2号若しくは第5号から第7号まで、法第118条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号若しくは第12号又は法第119条の3第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過していない者

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：運行管理について

第51条の17 自家用有償旅客運送自動車の運行管理について、自治体が運送を委託した場合、運行管理の責任者の選任は、委託先での選任でも可能か。

また、運行管理の責任者の選任をする際、法第23条第1項の運行管理者資格を持つ者を選任する場合、資格要件は、「乗合、貸切、乗用、特定」どの資格の者でも選任が可能と解してよいか。（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9、第48条の6関係）

A：運行管理責任者の選任は、市町村職員の中から運行の管理の責任者を選任するとともに、運行委託を行っている場合には、委託先の事業者における資格の有無等を審査することとなる。この場合において、運行管理者の資格を有している場合、その要件種別は問わない。

Q：5両以上となる事務所の運行管理責任者について

配置する自動車の数が5両以上となる事務所の運行管理責任者について、施行規則第51条の17第2項第3号の国土交通大臣が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者とは具体的にどのような者か。

A：運行管理者講習を考えているが、認定講習とすべきかどうかについて、現在、検討委員会で検討中である。

エ 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

運送者は、乗務しようとする運転者に対して、安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければなりません。

また、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録【安全な運転のための確認表：県・参考様式第〇号】し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

さらに、運転者が乗務したときは、乗務した自動車の登録番号や乗務の開始及び終了の地点などを運転者ごとに記録【乗務記録：県・参考様式第八号】させ、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

（安全な運転のための確認及び乗務記録）

施行規則第51条の18 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

一 運転者の氏名

二 乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

四 道路交通法第72条第1項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、県・参考様式第〇号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、県・参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：安全な運転のための確認について

乗務しようとする運転者に対する安全運転をすることができないおそれの有無の確認に当たり、事業所に立ち寄らない直行ヘルパーの場合には、電話等による確認でよいか。

A：乗務前確認は対面により行うよう努めることとしたところであり、対面による確認が困難な場合には電話により必要な指示、確認を実施できる体制の整備と実施して頂くこととしているところ。

オ 運転者台帳及び運転者証の整備

運送者は、運転者ごとに運転者台帳【県・参考様式第二号】を作成し、事務所に備えて置かなければなりません。

また、運転者を乗務させるときは、当該運転者の写真をはり付けた運転者証【県・参考様式第ホ号】を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は自動車内に掲示しなければなりません。

なお、運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存しなければなりません。

（運転者台帳及び運転者証）

施行規則第51条の19 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 自家用有償旅客運送者の名称
- 三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所
- 四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- 五 第51条の16第1項及び第3項に規定する要件に係る事項
- 六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
- 七 運転者の健康状態

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存しなければならない。

3 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 自家用有償旅客運送者の名称
- 三 運転者の氏名
- 四 運転免許証の有効期限
- 五 第51条の16第1項及び第3項に規定する要件に係る事項

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、県・参考様式第二号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② 施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、県・参考様式第ホ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

カ 整備管理の責任者の選任・整備管理の体制の整備

運送者は、自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自動車の整備管理の責任者を選任し、その他整備管理の体制の整備を行わなければなりません。

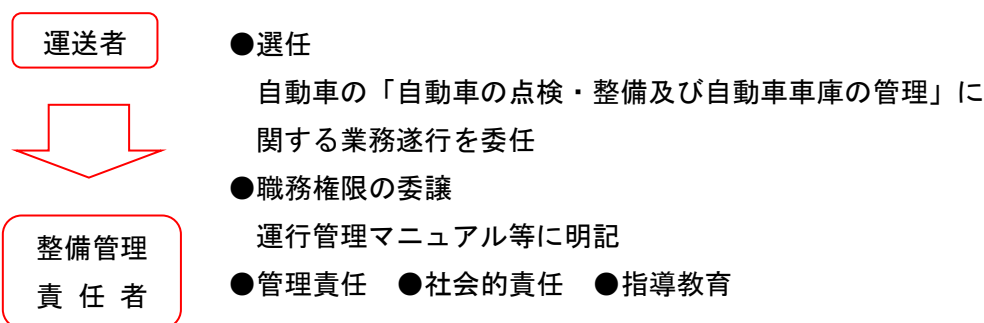
① 整備管理の責任者

運送者から「自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する事項を処理するため必要な権限が与えられ、これらの職務の執行責任者として業務を実施するわけですから、仮に整備管理責任者が職務を怠り自動車の点検整備に係る事故が発生した場合は、整備管理者が直接的に責任を負うこととなります。

なお、運送者は、運行管理責任者を選任した後においても常に整備管理責任者の職務及び自動車の点検整備が適切に実施されるよう注意と監督をすべき責任があります。

② 整備管理体制の整備

整備管理責任者の使命・・・運送者に代わって自動車の安全確保、環境保全を図る
 整備管理責任者の業務・・・整備管理業務に精通、法的責任及び社会的責任を自覚



(整備管理)

施行規則第 51 条の 20 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理体制の整備を行わなければならない。

【Q & A】(回答は、国土交通省)

Q: 整備管理の責任者について

整備管理の責任者の選任（第 51 条の 20）にかかる資格要件等は。

A: 整備管理者については資格要件を問わない。

キ 事故対応の責任者の選任・連絡体制の整備

運送者は、事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければなりません。

また、事故が発生した場合には、事故の記録【県・参考様式第 8 号】を作成し、その記録を事務所において 2 年間保存しなければなりません。(事故が発生した場合の報告については、91 ページを参照)

(事故の対応に係る責任者の選任等)

施行規則第 51 条の 21 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において 2 年間保存しなければならない。

- 一 運転者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- 三 事故の発生日時
- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策

施行規則第 51 条の 21 第 2 項に定める事故の記録は、県・参考様式第 8 号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

ク 損害賠償措置

運送者は、自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければなりません。

（損害を賠償するための措置）

施行規則第 51 条の 22 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

施行規則第 51 条の 22 に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

◆国土交通大臣が告示で定める基準について（国土交通省告示大 1171 号）◆

- 1 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし施行規則第 49 条第 1 号に定める市町村運営有償運送にあつては、この限りでない。
 - イ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命または身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、生命または身体の損害を受けたもの 1 人につき 8 千万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。
 - ロ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産（当該自家用有償旅客運送自動車を除く。）の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき 2 百万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。
- ハ 保険期間中の保険金支払い額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。
- ニ 自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について保証が免責となっていないこと
- ホ 自家用有償旅客運送自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあつては、すべての自家用有償旅客運送自動車の台数分の契約を締結すること
- 2 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任共済契約を、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）その他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行うものと締結していること。ただし、市町村運営有償運送にあつては、この限りでない。
 - イ 前号（ハを除く。）に掲げる要件に適合すること
 - ロ 共済期間中の共済支払額に一定割合の負担額その他の権限がないこと

ケ 自動車に関する表示

福祉有償運送で使用する車両には、自動車の両側面に標章（名称、「有償運送車両」の文字、登録番号）を見やすいように表示しなければなりません。

また、登録証の写しを自動車に備えて置かなければなりません。

（自家用有償旅客運送自動車に関する表示等）

施行規則第 51 条の 23 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

- 一 名称
- 二 「有償運送車両」の文字
- 三 登録番号

- 2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 横書きであること。
 - 二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ5センチメートル以上であること。
- 3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書き。

この場合の文字の大きさは、1文字の大きさが1辺5センチメートル以上。

- (イ) 運送者の名称
- (ロ) 「有償運送車両」の文字
- (ハ) 登録番号

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：自動車内の掲示について

登録証の車内掲示は、既に許可を取得した団体にも適用となるのか。なるとしたら、いつまでに実行しなければならないのか。

A：通達の経過措置に規定するとおり、最初の登録時までは免除される。（更新登録又は変更登録を行った日以降となる。（登録証の交付がされる時からとなる。））

コ 旅客の名簿の作成管理

運送者は、運送サービスの提供を受ける旅客についての名簿【県・参考様式第イ号】を作成し、事務所に備えて置かなければなりません。

（旅客の名簿）

施行規則第51条の25 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿は、県・参考様式第イ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

施行規則第 51 条の 25 に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

サ 苦情処理体制の確保等

運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱い等に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければなりません。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではありません。

また、苦情の申出を受け付けた場合には、苦情処理簿【県・参考様式第ト号】を作成し、かつ、その記録を整理して 1 年間保存しなければなりません。（事態が発生した場合の報告については、91 ページを参照）

（苦情処理）

施行規則第 51 条の 26 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して 1 年間保存しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

施行規則第 51 条の 26 第 1 項に定める苦情処理の体制については、県・様式第 6 号に記載するものとし、同条 2 項に定める苦情処理の記録は、県・参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(2) 旅客から収受する対価の基準

運送者は、業務の開始前に、旅客から収受する対価を定め、その対価を事務所において公衆に見やすいように提示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければなりません。これを変更するときも同様です。

また、対価については、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従って定められたものでなければなりません。

(旅客から収受する対価の揭示等)

法第 79 条の 8 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から収受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように提示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従って定められたものでなければならない。

(旅客から収受する対価の揭示等)

施行規則第 51 条の 14 (略)

2 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から収受する対価の基準)

施行規則第 51 条の 15 法第 79 条の 8 第 2 項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- 三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

参照 資料 9 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

法第 79 条の 8 に規定されている「国土交通省で定める基準」は、次のア～エのとおりです。

ア 対価の範囲

福祉有償運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

(イ) 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

(ロ) 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

(ハ) その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

イ 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次の（イ）～（ハ）の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合にあっては、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

(イ) 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

(ロ) 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

(ハ) 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用

する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となる時の入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

ウ 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次の(イ)～(ニ)に掲げる基準を目安とするものとする。

- (イ) 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね1/2の範囲内であること。
 - (ロ) 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
 - (ハ) 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
 - (ニ) 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫(事務所の車庫を含む。)を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。
- (注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記(イ)(ハ)(ニ)の考え方を適用することができる。

(注1についての国土交通省の見解)

運送の対価について、例えば、ある団体の平均実車キロが5kmであつて、その時点における運送の対価の額が、タクシー運賃の1/2の範囲内にあるのであれば、これを妥当な対価の設定として認めるという趣旨である。

この場合において、実績とする期間をどの程度とすべきかについては、運営協議会の協議により団体の置かれた状況、地域の実情等も踏まえ、実績が適切に判断できうる期間とすることが適当であると考えている。

(注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記(イ)に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

(イ) 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

(ロ) 福祉有償運送に係る運送の対価にあつては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、(ハ)に規定する複数乗車(1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。)の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

(ハ) 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。

(ニ) 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

【Q&A】(回答は、国土交通省)

Q:福祉有償運送における対価について①

「旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲であると認められること」の具体的な取扱いはどのようにすればよいのか。

また、時間制料金設定の場合には、実費の中に人件費相当を見込むことも可能か。

A:「運送の対価は、当該地域におけるタクシー(ハイヤー運賃を除く。)の上限運賃のおおむね1/2の範囲」とする。時間制についても同様。

Q:福祉有償運送における対価について②

福祉有償運送における対価の設定において、利用者に応じた区分を設ける、例えば要介護者と障害者で別の料金区分を適用する、ことは可能か。

A:対価通達等という旅客から収受する対価において、旅客の障害の対応による差別は認められない。ただし、移動制約者個々の身体状況に応じて特別な負担が発生し、それらに対応するために特別な役務の提供を行った場合においては、合理的かつ妥当な範囲におい

て、運送の対価以外の対価として実費の徴収を妨げるものではない。(例えば、乗降介助のための料金、乗車中の見守りをするために添乗員を付ける場合等の料金が考えられるが、いずれにしても運賃ではなく、料金として対応することが適当なのではないかと考えられる。)

Q:付帯決議の実費の範囲について

付帯決議の実費の範囲は、明確化されるのか。

A:「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様」(平成18年9月事務連絡)により示したところ。

エ その他

タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならない。

(3) 運営協議会

福祉有償運送の新規・変更・更新の登録申請に当たっては、運送の区域の所在する市町村が主宰する「福祉有償運送運営協議会」で、福祉有償運送の必要性について合意される（協議が調う）ことが必要です。

運営協議会の設置及び運営に関するガイドラインは、次のア～キのとおりとなっています。

このガイドラインは、改正道路運送法に基づき、運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対して法改正の趣旨を周知徹底するために作成されたものですので、改正法施行後においては、このガイドラインに基づき運営協議会を運営することとなります。

参照 資料 10 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

- ・運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン
- ・〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）

ア 運営協議会の目的

運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

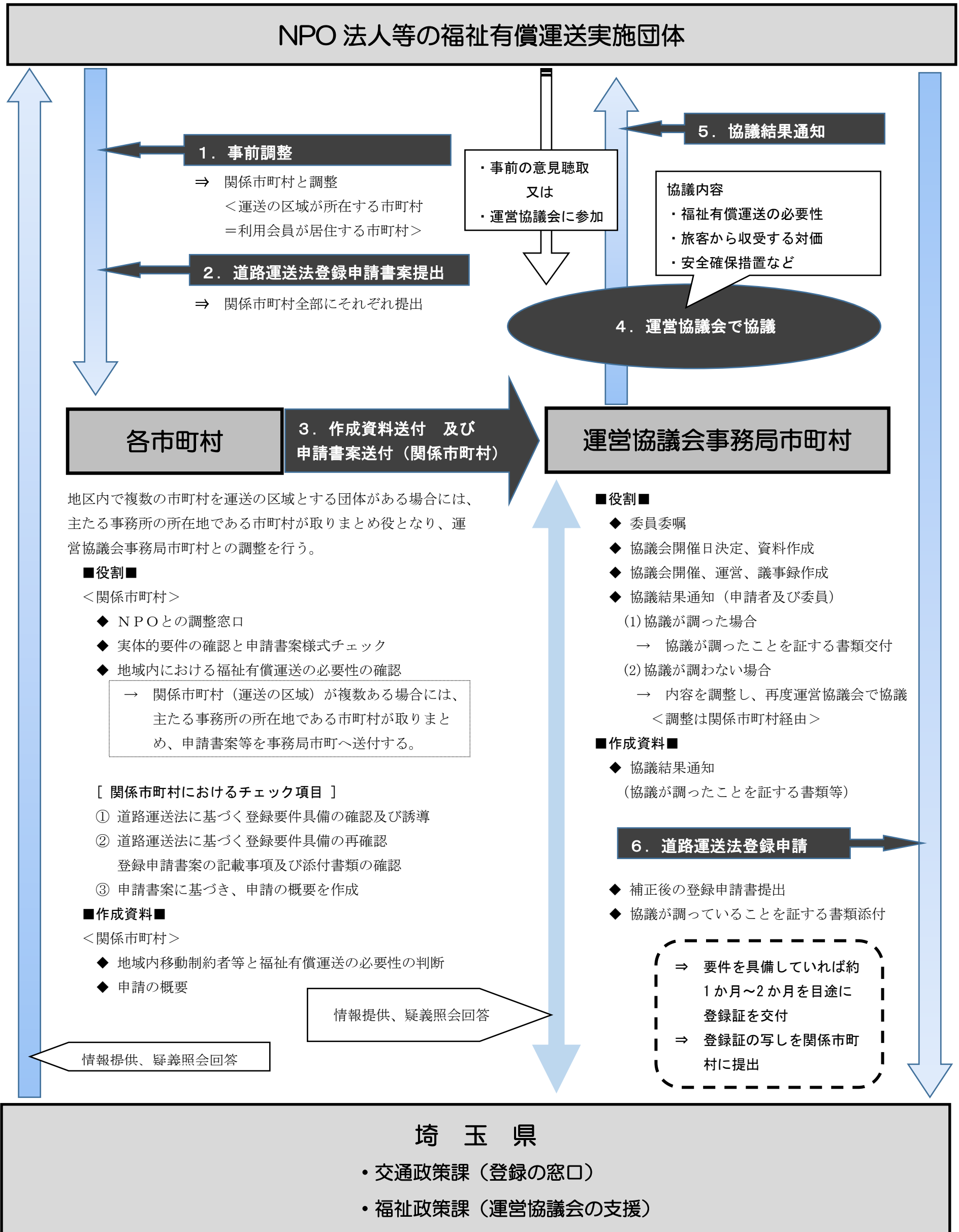
イ 運営協議会の設置及び運営

- ① 運営協議会は、原則として1つの市町村を単位として設置するものとする。
ただし、地域の経済圏、交通圏等を勘案し複数の市町村単位で設置することを妨げない。
- ② 運営協議会は、地方公共団体の長が主宰するものとする。また、複数市町村が合同で主宰する場合は、関係市町村がそれぞれ担当の窓口を定めるとともに、運営において重要な事項については関係市町村の協議により決定するなど、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めものとする。
- ③ 運営協議会の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、運営協議会の構成員の中から互選により選任することもできるものとする。また、運営協議会の要綱に定めることによって、副会長その他運営に必要な役員を置くこと及び運

営協議会委員の任期を定めることができるものとする。

- ④ 運営協議会を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。
- ⑤ 運営協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。
- ⑥ 運営協議会は、必要と認める場合には、運営協議会の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、運営協議会の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）を審査し、幹事会において審査した事項に関して運営協議会に報告するものとする。

福祉有償運送登録(道路運送法第79条) 申請手続きの流れ



◆埼玉県内の運営協議会◆

埼玉県においては、地域福祉の推進主体が市町村であることや、NPOの活動状況が地域によって異なることなどから、市町村ごとに地域の実態に応じて運営協議会が設置されることを基本としつつ、市町村域を越えるNPO等の活動実態や関係団体からの要望等を踏まえ、県内を11地区（単独主宰するさいたま市を加えると12地区）に分けて、複数市町村が運営協議会を共同で設置しています。

なお、運営協議会の設置に当たり、運営協議会の事務取りまとめを行う事務局市町村を設置すること、事務局は地区内において建制順に順次各市町村が担当することを県から提案しましたが、各地区の状況により、これと異なる規定を要綱に定めた場合はその規定によるものとしています。

参照 資料2 埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同設置運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領（例）

資料3 埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同設置運営協議会傍聴要領（例）

◆運営協議会の運営等について◆

運営協議会（運送の区域の所在する市町村が主宰する運営協議会）において、当該区域内で福祉有償運送が必要であることについての協議が調うこと（合意されること）が、NPO等が登録（新規・変更・更新）申請を行うための条件となっています。そこで、登録申請をしようとするNPO等が計画的に申請手続きを行うことができるよう、定期的（例：四半期に1回開催など）に運営協議会を開催する必要があります。

また、運営協議会は、様々な立場の方々が委員に選ばれることとなりますので、十分に議論を尽くし、議事に対する委員の合意形成を図ることが運営の基本となります。そのためには、可能な限り登録申請書案等を各委員に事前配布し、必要に応じて意見を聴取するなど、運営協議会当日の協議を円滑に進める必要があります。

なお、1回の協議で「協議が調わない場合」は、次回に結論を持ち越したり、次回の協議が調いやすくなるよう、申請者に対して内容の改善が図れないか1回目の協議の場で確認することも必要です。ただし、そのような場合には、申請者の便宜を考えて、可能な限り近い時期に、次回の運営協議会の日程を設定する必要があります。

事務局市町村と地区内各市町村の役割

◆事務局市町村が行う事務◆

事務局市町村が行う事務は、次のものが考えられます。

(イ) 運営協議会委員の選任と委嘱

- ・各地区運営協議会設置要綱において定められた委員の選任及び委嘱を行います。

(ロ) 会議の開催日決定等

- ・ 地区内市町村、委員等と日程の調整を行い、運営協議会の開催日を決定するとともに、会場を確保します。
- ・ 運営協議会委員及び申請者等に対して、運営協議会の開催について通知します。
- ・ 会議公開の要領等に基づき、運営協議会を公開する場合には、会議の日程、場所、議題等について、ホームページ等により周知します。

※会議の公開と傍聴手続きについて

協議の透明性を高め、公平な運営を図るために、会議は原則として公開で開催し、会議録も公開することが望ましいとされています。ただし、個人情報等の保護に配慮する必要があるため、その取扱いについては、会議公開要領等で定める必要があります。

なお、傍聴者に対しては会議公開の本旨と傍聴者の便宜に鑑み、可能な範囲で委員配布資料と同じ資料を配布します。

- ・ 資料を作成し、委員に事前送付します。

なお、個人情報保護の観点から、資料のうち「旅客の名簿、運転者名簿、就任承諾書、自家用自動車の提供と使用に関する契約書等」については、申請者から提出された個人情報削除された書類を、運営協議会用資料として提出します。

(ハ) 会議の開催・議事録作成

- ・ 運営協議会の会場設営、会場での資料配布、傍聴者の対応を行うとともに、必要に応じて会長の議事進行を支援します。
- ・ 会議公開要領に基づき、運営協議会の議事録を作成し、運営協議会委員及び申請者に送付するとともに、ホームページ等で公表します。

(二) 協議結果の通知

- ・ 協議結果について、委員及び申請者に通知するとともに、必要に応じて関係市町村＝運送の区域がある市町村（運送の区域が複数ある場合には、NPO等所在市町村）を通じて、書類又は内容の補正指導等を行います。協議が調った旨を申請者に通知する場合は、登録申請書及び登録証の写しを、運営協議会事務局市町村及び関係市町村に提出するよう付記します。

【申請者あて】

協議が調った場合 → 運営協議会において協議が調ったことを証する書類

＜県・様式第2-5号＞

協議が調わなかった場合 → 運営協議会の協議結果について＜協議会・様式第3号＞

【委員あて】

運営協議会の協議結果について＜協議会・様式第4号＞

- ・ 運営協議会の協議が調ったNPO等申請者の登録申請及び登録の状況については、直近の次回運営協議会でまとめて報告します。

(ホ) 登録後

- ・ 関係市町村＝運送の区域がある市町村（運送の区域が複数ある場合には、NPO等所在

市町村)を通じてNPO等から提出される自家有償運送輸送実績報告(上・下期報告用)を運営協議会に提出し、NPO等からの報告を踏まえて協議に諮ります。

運営協議会においては、各NPO等が適切に運営しているか確認するとともに、必要に応じて、運営協議会での指導・助言内容をまとめ、運営協議会事務局市町村から文書で送付します。

- ・ 地区内市町村から、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、運営協議会において対応を協議します。

◆各市町村が行う事務◆

各市町村が行う事務は、次のものが考えられます。

(イ) 運営協議会委員の選任

- ・ 各市町村で選任することとされた運営協議会委員を選任し、委員の氏名、住所、連絡先等を事務局市町村に提出します。

(ロ) 会議開催の事前広報

- ・ 運営協議会の開催に先立って、会議の日程、場所、議題等について、関係市町村の既存広報媒体等により広報します。

(ハ) 申請団体との事前調整等<関係市町村及び主たる事務所の所在地市町村>

- ・ NPO等との調整窓口として、登録申請への誘導と福祉有償運送の登録の要件等の説明等を行います。個別の相談に際しては、申請書類一覧等に基づき、福祉有償運送の要件や提出する書類について説明します。

- ・ 提出された申請書案に基づき、実体的要件が規則で定められた基準を満たしているか。また、必要とされる書類が揃っており、運営協議会での協議が円滑に進められるよう申請内容が正確に記載されているか、申請書チェックシートを作成して確認します。

書類の内容が確認できたら、当該市町村以外に運送の区域となる市町村(利用会員が在住する市町村)＝申請書案が提出される予定の関係の市町村がある場合には、その旨を通知します。また、申請書案が提出された後に書類を補正した場合には、当該部分の写しを関係市町村に送付します。

- ・ 申請書案について疑義が生じた場合は、必要に応じて、埼玉運輸支局と調整します。
- ・ 確認後の申請書案に基づき、申請の概要を作成し、申請書案に添付して、運営協議会事務局市町村に送付します。申請の概要に記載すべき内容は道路運送法施行規則に規定されている「福祉有償運送の要件」です。

なお、地区内で複数の市町村を運送の区域とする団体がある場合には、主たる事務所の所在地である市町村が取りまとめ役となり、運営協議会事務局市町村に送付します。

- ・ 運営協議会事務局市町村から運営協議会の意見が通知された場合には、NPO等に資料補正や要件の確認のための措置を指示します。

(ニ) 福祉有償運送の必要性の評価と運営協議会事務局市町村との事前調整

<関係市町村又は主たる事務所の所在地市町村>

- ・ 当該市町村内における福祉有償運送の必要性を評価します。また、そのために必要な関係資料を用意して運営協議会に提出します。

- ・運営協議会において確認された福祉有償運送の必要性の評価について、必要に応じて時点修正した資料を作成し、運営協議会事務局市町村に送付します。
 なお、地区内で複数の市町村を運送の区域とする団体がある場合には、主たる事務所の所在地である市町村が取りまとめ役となり、運営協議会事務局市との調整を行います。また、NPO等の主たる事務所の所在地市町村が地区外の場合には、当該地区内で最大利用会員のいる市町村が、NPO等所在地市町村に必要事項を照会するとともに、運営協議会事務局市町村との調整を行います。

(ホ) 登録後

- ・登録後、年に2回（上半期は4～9月を10月末までに、下半期は10～3月を4月末までに）NPO等に対して、最新の旅客の名簿、運転者及び講習受講状況、事故、苦情対応等について報告書の提出を求め、内容を確認し、同資料を運営協議会事務局市町村に提出します。
- ・利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、運営協議会において対応を協議するため、運営協議会事務局市町村に内容を通知します。
- ・運営協議会で苦情や事故等への対応について協議が行われた場合には、運営協議会での協議内容に基づき、福祉有償運送の運営の改善を指導するとともに、指導結果を運営協議会に報告します。

埼玉県役割

(イ) 埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議での情報交換

運営協議会における課題等を共有し円滑な協議と福祉有償運送の推進を目的として、埼玉県内の福祉有償運送に係る運営協議会を主宰する市町村（事務局担当市町村）と県（福祉事務所及び福祉政策課）で構成する「埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議」を設置しています。

なお、県域で活動する移送サービスネットワーク団体、タクシー関係団体等には、アドバイザーとして必要に応じて参加を要請します。事務局は埼玉県福祉部福祉政策課とし、福祉有償運送の適正な実施のために必要があるときに会議を開催し、情報交換や課題整理等を行います。

(ロ) 協議内容

この会議においては、登録の申請に関する疑義、運営協議会で判断が困難な事項、新たな解釈を必要とする事項、運営協議会の協議の円滑化に関する事項、福祉有償運送の適正実施に関する事項等を話し合い、情報と認識の共有化を図って課題解決に努めるとともに、必要に応じて国土交通省等に照会及び要望を行います。

(ハ) 各地区運営協議会との関係

本会議での確認事項等は、事務局市町村を通じて、地区内全市町村に通知し、地区内における情報と認識の共有化に努めてください。各地区運営協議会事務局は、同確認事項等を運営協議会に伝え、それに基づく運営を推進します。

参照 資料 4 埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議設置要綱

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：地方公共団体の権限と役割について

登録後における実態把握とフォローアップ（指導・助言）を地方公共団体が行うこと等が示されているが、福祉有償運送についての地方公共団体の権限と役割については、改正道路運送法でどのように位置づけられているのか。

A：法的な位置付けはしていないが、運営協議会設置及び運営要領において、登録後における主宰者の役割を明記し、苦情等に対する窓口の設置、主宰者が利用者利便のために運営協議会の開催、事故等の場合の運輸支局等との緊密な連絡などについて明確にしたところ。

Q：地方公共団体の役割分担について

運営協議会を主宰する市町村、NPO等所在市町村、県、運輸支局はどのような役割分担となるのか。例えば、福祉有償運送運営協議会を主宰する地方公共団体は、登録団体等に対して道路運送法上の指導権限は有しない。登録団体に対する指導は監督処分権限を有する国において実施することが基本と考えるが、このような中で協議会における団体に対するフォローの範囲をどのように考えているのか。

A：運営協議会設置要綱第4条第1項で市町村が主宰し、第5項で構成員は地域福祉の向上、地域交通の利便の確保ため、誠実に責任を持って責任ある議論を行うとしているところ。また、設置要領6.において登録後の主宰者の役割についても記述しているところ。

Q：運営協議会の主宰者について

規則第51条の7本文において、運営協議会について「一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する」と規定されているが、この運営協議会を主宰する事務は、地方自治法第2条第9号に規定する法定受託事務か、それとも同条第8号に規定する自治事務か。

この場合、前者であるとすれば、地方自治法別表との整合性はどうか。

後者であるとすれば、市町村、都道府県にとどまらず地方公共団体であれば運営協議会を主宰できることになるが、「一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する」との規定はどのように理解すればよいか。

A：運営協議会の主催に係る事務はあくまでも自治事務に属するものと解されると思料する。

「地方公共団体の長」を主宰者としているのは、運営協議会を設置する場合に地方議会に諮らずとも「市町村の長」の判断で設置できる旨を規定することとしたもの。

Q：運営協議会の位置づけについて

地方自治法252条の2において、地方公共団体の事務の一部を共同して処理するために協議会を設置することができることとされており、協議により規約を定める際には議会の承認を経ることとされている。

複数市町村共同主宰により運営協議会を設置する場合、自治法上の「協議会」としての手続きを経る必要があるのか。

A:運営協議会はバス、タクシー事業者や住民等も参画するものであり、会長、委員は関係普通地方公共団体の職員のうちから選任するとされる。御指摘の協議会とは性格を異にするのではないかと思慮するが、具体的には、各地方公共団体で地方自治法に基づき設ける協議会を参考に判断されたい。

ウ 運営協議会の構成員

(運営協議会の構成員等)

施行規則第 51 条の 8 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

- ① 運営協議会の構成員は、施行規則第 51 条の 8 第 1 項に掲げる者とする。ただし、同条第 2 項の規定により、地域の実情により学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員に加えることができる。
- ② 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、運営協議会の公正・中立な運営を行い得るよう、施行規則第 51 条の 8 第 1 項各号に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- ③ 申請者に対しては、運営協議会を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、運営協議会（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし、当該申請者が運営協議会に参加する場合には、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。
- ④ 円滑な合意形成を誘導するため、有識者として各地方運輸局で地域公共交通のエキスパートとして紹介している人材などの第三者をコーディネーターとして加えるよう配慮する。

- ⑤ 自家用有償旅客運送の必要性を協議するにあたり、地域の移動制約者の現状について、ケアマネージャーや保健師等、移動制約者の代弁者も加えることで、現場の実状を詳細に把握するよう配慮する。なお、同地域で地域公共交通会議が実施されている場合は、当該地域公共交通会議へ福祉有償運送運営協議会から移動制約者の代弁者を参加させる等、地域の実情に応じ、会議間での綿密な連携を図ることが必要。
- ⑥ 運営協議会の構成員は、地域住民の交通利便の確保・向上のために、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年11月20日国土交通省、総務省告示第1号）六に掲げる事項を十分に理解して会議に参画することが必要である。

※埼玉県においては、複数市町村による共同設置の運営協議会であるため、市町村職員については、運営協議会が基本的には各市町村の主宰により設置されるものであることを考慮し、各地区内全ての市町村職員が委員として選任されることが望ましいと考えます。

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：運営協議会の構成員について①

既に運営協議会が設置されているが、省令の基準と若干異なっている。

このような場合、協議会の構成を見直す必要があるのか、あるいは一定期間現在の運営協議会の運営を継続できるような経過措置的な取扱いが可能であるのか。

A：省令に定める構成員とすることが条件となる。開催までに業界、団体等に声をかけて構成員とするよう努力されたい。該当者がいない、出席を要請しても出席しない等の場合にあっては、やむを得ない事情がある場合として取り扱うこととして差し支えない。

なお、タクシー事業者に関しては、法人・個人の事業者がある場合には、それぞれの業界に声をかけて構成員としていただきたい。

Q：運営協議会の構成員について②

運営協議会の構成員は、埼玉県例示により、「住民」「NPO」「市町職員」「利用者」「タクシー協会」「タクシー労組」「運輸支局職員」「県職員」「学識経験者」の9区分で構成していたが、「住民又は利用者」を統合し、8区分で構成しても構わないか。

また、タクシー協会の要望事項に、委員の人数を増やして欲しいという要望事項があった。現在の運営協議会は、県マニュアルで示された設置要綱（案）に基づき委員を決めている。改正法に対応するため、タクシー関係の委員の人数を増やす必要はあるのか。

A：御提案の趣旨でもよろしいと考えるが、タクシー事業者を構成委員に加えることでバランスが良くなるので、その様な方法を考えていただきたい。

Q：運営協議会設置要綱について

既に運営協議会が設置されている地区について、モデル要綱に即して各地区の要綱を改正

すべきか。また、運営協議会の構成員について、委員を増やさなければならないか。増やすとしたら、いつまでにと期限はあるのか。

A: 構成員については、施行規則により定められることとなるので、施行規則を満たすことを関係者に対して働きかけるよう求めることとされたい。しかしながら、構成員を集めるよう努力したが、できなかった場合には、やむを得ない場合として施行規則どおりの構成員でなくても可能である。また、運営協議会の設置要綱については、目的、協議事項、構成員を中心に、モデル要綱に則して改正されたい。

エ 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の①～⑤に掲げる事項について、具体的な協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。

協議に当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

申請者に対しては、運営協議会を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、運営協議会（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし、当該申請者が運営協議会に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。

◆運営協議会で協議する事項について◆

新規登録及び更新登録申請の場合、次の事項について協議する。

変更登録申請の場合には、次の事項のうち変更する事項について協議する。

① NPO等による自家用有償旅客運送の必要性

NPO等による自家用有償旅客運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者又は交通空白地における住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。必要性の判断に当たっては、以下に掲げる事項に十分留意しつつ、地域の関係者からなる運営協議会において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため責任ある議論が行われることが求められる。

当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。以上の点を協議・判断するため、当該地域における次に掲げる資

	<p>料を用いて協議を行うことが望ましい。</p> <p>(イ) 当該地方公共団体の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況</p> <p>(ロ) 当該地方公共団体の区域におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及びこれら福祉タクシーを含む公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の実施予定も含む。）</p> <p>(ハ) 福祉タクシー券の利用状況</p> <p>(ニ) NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況</p> <p>(ホ) その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料</p>
<p>②運送の区域</p>	<p>運送の区域は、運営協議会において協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。</p> <p>運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。</p>
<p>③旅客から収受する対価</p>	<p>NPO等が実施する自家用有償旅客運送において、旅客から収受しようとする対価が、<u>道路運送法施行規則第 51 条の 15 各号の規定及び関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」平成 18 年 9 月 15 日付け、国自旅第 144 号）の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。</u></p> <p>この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。</p>
<p>④運送しようとする旅客の範囲</p>	<p>運送しようとする旅客の範囲が、有償運送の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとなっていること。</p> <p>(イ) 運送しようとする旅客（付添人を除く。）が、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、<u>単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者であることを要する。</u></p> <p>このため、<u>申請者に対しては、当該会員（会員となる予定の者を含む。以下同じ。）の障害等の態様を記載した書類の提出を求め、施行規則第 49 条第 3 号ハ及びニに規定する者が運送を利用する会員となっている場合には、運営協議会において、当該会員の移動制約の状況を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うこと（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）。</u></p>

	<p>(ロ) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則であるが、運営協議会でその必要性が認められた場合にあっては、透析患者の透析のための輸送等について、1回の運行で複数の当該会員の運送（以下「複数乗車」という。）を行うことができる。運営協議会は、複数乗車を認めることとした場合においては、当該会員から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて協議しなければならない。</p> <p>また、運送する旅客の障害の態様等から輸送の安全を確保するために必要と認められるときは、添乗者を同乗させること、福祉車両を使用する場合にはそれぞれの旅客に対応した車いす固定装置が装備されていることなど、申請者に対して輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。</p>
<p>⑤その他必要と認められる措置</p>	<p>運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、申請者から説明を求め確認を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数 ・ 運転者に求められる要件 ・ 損害賠償措置 ・ 整備管理の体制 ・ 苦情処理体制 ・ 運行管理の体制 ・ 事故時の連絡体制 ・ その他必要な事項

◆必要性の判断について◆

1 運営協議会に各市町村が提出する情報

(1) 各市町村における移動制約者の状況（前年度末現在の次の数値）

この数値全体が移動制約者ということではなく、法令で認定されていない者の中にも移動制約者が存在しますが、客観的な数値として把握できないので、この数値全体を移動制約者として輸送ニーズの分母と考えるものとします。

○身体障害者手帳所持者数（障害区分別）

- ・ 要介護・要支援認定者数（認定区分別）
- ・ 知的障害児者把握数（療育手帳所持者、程度別）
- ・ 精神障害児者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数、精神障害者通院医療費公費負担患者等）

○上記のほかに特定疾患医療給付受給者数等移動制約者に関する客観的な数値を把握していればその数値を追加

(2) 各市町村における公共交通機関の状況（前年度末現在の次の数値）

- ・ 国土交通省発表の前年度末現在の交通圏ごとのタクシー車両数
- ・ 上記数値を交通圏内人口で割戻し、当該市町村人口を乗じた数値

(3) 福祉タクシー券の利用状況（前年度末現在の次の数値）

- ・ 対象者の区分、交付件数、利用件数

(4) 地域内におけるNPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動の状況（前年度の輸送状況）

- 項目は、団体名、有償・無償の別、福祉車両・セダン型の別
 ・把握数値は、団体数、保有車両数、延べ輸送人員（片道：トリップ換算）等

2 必要性判断の基本的考え方

○当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合がありますが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要です。

○福祉車両については、地域内の特別な状況がない限り、原則として、タクシー等の公共交通機関では移動制約者のニーズに対応できていない状況にあります。

○セダン型等の一般車両についても、タクシーとは異なるニーズを担っていることを考慮した判断が必要です。

・セダン型等の一般車両を使用する場合でも、福祉有償運送を行うNPO等は、介助が必要であるが福祉車両の使用に適していない視覚障害者、内部障害者、知的障害児者、精神障害児者等の移動制約者の移動支援という、一般のタクシーと異なるニーズと地域の支え合い活動を担っています。

・この状況を踏まえ、交通圏内市町村人口比車両台数と地域内移動制約者数を比較し、前者が後者を上回るような特別の状況が確認されない限り、原則として、セダン型等の一般車両においてもタクシー等の公共交通機関では移動制約者のニーズに対応できていないと判断できます。

しかしながら、個別のNPO等の利用会員登録者数が多い場合、セダン型等の一般車両の使用台数が多く稼働率が高い場合などは、必要性を上回る供給のおそれがありますが、こうした個別のNPO等の状況に左右されて、地域内における福祉有償運送の必要性自体を判断すべきではありません。また、運営協議会は需給調整自体を話し合うことを目的にしているため、対応する権限はありません。

・運営協議会での協議で重要なことは、上記の場合の背景となり得る、移動制約者でない者が利用会員に含まれていないか、登録された利用会員以外の者を輸送する前提となっていないか、運送の対価以外の料金を厚くすることで非営利とはいえない事業として成り立ち得ていないか等について、慎重に判断しなければなりません。

【Q&A】（回答は、国土交通省）

Q: 運営協議会での協議・確認事項について

運営協議会で協議・確認する事項は、協議・確認後全て「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を発行するののか。

このうち「旅客から収受する対価」は登録を要しないが、「協議調い書」は登録団体が所有しているのみになるののか。

A: 様式を参照のこと。対価については、合意を証する書類の様式において、その内容を求めることとしている。

オ 運営協議会で定められる事項

運営協議会は、輸送の安全及び旅客の利便の確保措置（法第79条の9、施行規則第51条の16～26）に定めるもののほか、団体の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

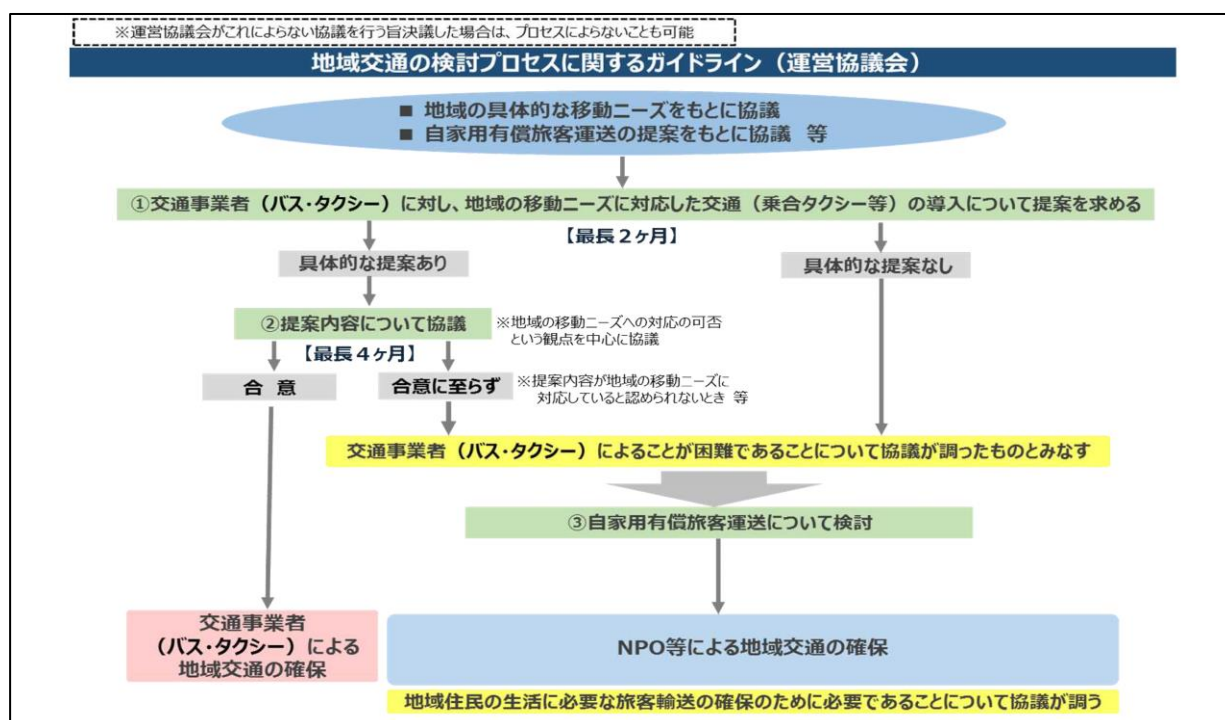
カ 運営協議会の合意

① 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が調った場合（※注）に、運営協議会における合意があったものとみなす。運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、予め運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

※注 「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第145号平成18年9月15日）が、平成30年3月30日付けで改正され、自家用有償運送の活用に資する手続の合理化・効率化を図るプロセスがガイドライン化された。

これにより、①交通事業者の活用可能性や交通事業者への委託による自家用有償運送の検討を行う等の検討のプロセスが明確化され、また、②検討プロセスを一定期間かけて行ったことをもって、自家用有償運送の導入に必要な合意が成立したとみなす取り扱いとなった。また、この検討プロセスを導入して協議を行う場合は、要綱等にその旨を定める必要がある。（要綱の例→P165～167）



② 運営協議会で協議が調った場合の措置

運営協議会は、下記③（イ）～（ニ）までに掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、施行規則第51条の3第4号に規定する合意が存することを証する書類を、申請者に対し交付するものとする。【協議会において協議が調ったことを証する書類：県・様式第2-5号】

③ 運営協議会において合意を必要とする事項

運営協議会においては、以下に掲げる事項について関係者間で協議が調うことを要するものとする。

- (イ) 当該地域の輸送状況等から、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による自家用有償旅客運送が必要であること
- (ロ) 法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による自家用有償旅客運送が必要であること
- (ハ) 法第79条の7第1項に規定する変更登録を行う場合には、その必要性があること
- (ニ) 法第79条の8第2項に規定する基準に基づく旅客から収受する対価（変更しようとする場合も同様）

④ 運営協議会の合意を解除する場合

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

【Q&A】（回答は、国土交通省）

Q: 運営協議会での合意について

法第79条の4第1項第5号の「合意していないとき」とは、省令第51条の7によると「運営協議会において協議が調っていないときとする」とあるが、具体的にはいかなる場合が「協議が調っていない」ことになるのか。

例えば、大半の委員が賛成であっても1名の委員が強行に反対した場合は協議が調っていないこととなるのか。

A: 運営協議会設置要綱（モデル要綱）に記載してあるとおり、コンセンサスの形成を目指して十分に議論を尽くすことが重要であり、議決の方法については、運営協議会として予め定めることを求めている。

Q: 複数の運送区域を登録している団体について

複数の運送区域を登録している団体の場合、運営協議会の協議・確認方法は、主たる事務所の所在する市町村に係る運営協議会で協議・確認するのみということか。

この場合、主たる事務所の所在する市町村以外の関係市町村や他地区事務局市は後日協議・確認結果の報告を受けるということになるか。

A:複数市町村を運送の区域に有する場合には、原則、それぞれの市町村の合意が必要となる。従って、確認方法についてもそれぞれの市町村の合意を要する。合意を要する以外の部分について、(輸送の安全性、運転者の要件等について個別に運営協議会で条件を付すこと等)は、それぞれの運営協議会において判断して差し支えない。

キ 登録実施後における運営協議会主宰者の役割

主宰者は、自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先：Tel ××××－×××－××××

FAX ××××－×××－××××

担 当：〇〇、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は埼玉県知事に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

また、埼玉県知事から、運営協議会で協議した自家用有償旅客運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

3 福祉有償運送の登録の申請等

(1) 登録の申請

ア 登録が必要な場合

福祉有償運送を行おうとする者は、埼玉県知事の行う登録を受けなければなりません。

次に該当する場合には、法第 79 条の 2 に基づく登録の申請が必要となります。

- ① 新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後 2 年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在福祉有償運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となった場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

参照 資料 8 福祉有償運送の登録に関する処理方針について

資料 11 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

※この事務連絡は、登録を要しない運送の態様についての考え方が示されたものではありませんが、この事務連絡をもって同じケースは登録を要しないと判断するのではなく、個別のケースで登録が必要かどうかを判断することとなります。ここに掲げられているものは、あくまでも例示ですので、不明な点は埼玉運輸支局にお問い合わせください。

(登録)

法第 79 条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

法第 79 条の 2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
- 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
- 四 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(自家用有償旅客運送の種別)

施行規則第 51 条 法第 79 条の 2 第 1 項第 2 号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 市町村運営有償運送
- 二 公共交通空白地有償運送
- 三 福祉有償運送

(申請書の記載事項)

施行規則第 51 条の 2 法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域（過疎地有償運送及び福祉有償運送にあっては、運送の区域）
- 二 事務所の名称及び位置
- 三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

イ 登録の申請

登録申請書は、福祉有償運送を実施する団体が、埼玉県知事に申請書を提出することになります。登録申請に当たっては、運送の区域の所在する市町村が同じブロックの複数市町村と合同で運営する「運営協議会」で合意される（協議が調う）ことが必要です。複数の市町村を運送の区域とする場合は、該当する地区すべての協議会での協議が調っていることが必要です。

また、利用会員が他の都道府県に在住しているなど、発着地のいずれもが埼玉県外となる場合には、当該県外市町村等の運営協議会の協議を経る必要があります。その

場合には、埼玉県と関係都道府県運輸支局等との間で、確認を行うこととなります。

登録事項は、次の①～⑧に掲げる事項です。

登録の申請を行おうとする者は、登録事項を記載した申請書【県・様式第 2-1 号】に、66 ページのウに掲げる書類を添付して、埼玉県知事に提出します。

①申請者の名称	NPO法人、社会福祉法人等の非営利法人であること。
②申請者の住所	申請する非営利法人の住所を記載する。
③申請者の代表者の氏名	理事長、代表などの役職名と氏名を記載する。
④自家用有償旅客運送の種別	福祉有償運送と記載する。
⑤運送の区域	運送の区域は、市町村が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。 運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。
⑥事務所の名称及び位置	福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載する（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載する。
⑦事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数	事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、「寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等」の 5 種に分類し、それぞれの自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）する。 車検証の「用途」の欄が「貨物」、「自家用・事業用の別」の欄が「事業用」、「乗車定員」の欄が「11 人以上の数」になっている自動車は登録できない。
⑧運送しようとする旅客の範囲	運送しようとする旅客の範囲は、施行規則第 49 条第 1 項第 3 号イ、ロ、ハ、ニの区分（身体障害者、要介護・要支援認定を受けている者、その他障害を有する者）のうち、運送の対象とするものを記載する。なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

(運送の区域)

施行規則第 51 条の 4 法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号の運送の区域は、地域公共交通会議又は第 51 条の 7 に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：旅客の範囲について

運送しようとする旅客の範囲について、申請日において、運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請できないとある。

申請日以降に申請していない区分の者が会員となった場合には、運営協議会での協議をしないで、事後報告でよいのか。

注：現在は埼玉県

A：旅客の範囲の変更は、軽微な事項の変更登録になり、事後に埼玉運輸支局に届け出ることになるが、運送の対象の判断は運営協議会で行うこととなるので、埼玉運輸支局に届け出る前に、運営協議会で受け付けた市町村に事前相談し、運営協議会の確認を受ける等の手続きを行っていただきたい。

ウ 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を添付します。（施行規則第 51 条の 3）

<p>①定款等の書類 施行規則第 51 条の 3 第 1 号</p>	<p>申請者である法人の定款等（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿 役員名簿には、法人のすべての役員の役職名、氏名を記載する。</p>
<p>②いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類 施行規則第 51 条の 3 第 3 号</p>	<p>【県・様式第 3 号】に定める宣誓書 法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができる。</p>
<p>③運営協議会において協議が調っていることを証する書類 施行規則第 51 条の 3 第 5 号</p>	<p>運営協議会が申請者に交付した【県・様式第 2-5 号】に定める書類 申請者の行おうとする福祉有償運送に対して運営協議会における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載する。</p>

<p>④自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 施行規則第 51 条の 3 第 6 号</p>	<p>福祉有償運送に使用するすべての自動車の自動車検査証の写し なお、<u>車検証に記載される使用者の氏名が申請する法人名と異なる場合には、自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書が必要</u> この場合の当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであること。 契約書は、128 ページの「福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）」を参考に作成する。</p>
<p>⑤自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類 施行規則第 51 条の 3 第 7 号</p>	<p>【県・様式第 4 号】に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに運転者が必要な要件を備えていることを証する書類（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）の写し 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類の写しとは、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習の修了証のコピー等</p>
<p>⑥福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類 施行規則第 51 条の 3 第 8 号</p>	<p>介護福祉士の登録証の写し、国土交通大臣が認定する講習（<u>セダン等運転者講習</u>）を修了していることを証する書類の写し又は国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類の写し</p>
<p>⑦運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類 施行規則第 51 条の 3 第 9 号</p>	<p>【県・様式第 5 号】に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び【県・様式第 6 号】に定める運行管理の体制等を記した書類 <u>5 両以上の自動車の運行を管理する事務所の場合には、運行管理の責任者が「道路運送法第 23 条の『運行管理者』」、</u> 「旅客自動車運送事業運輸規則に定める『運行管理者試験の受験資格を有する者』」、「道路交通法施行規則に定める『安全運転管理者』」などのいずれかであることを証する書類を添付する。</p>

<p>⑧整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類 施行規則第 51 条の 3 第 10 号</p>	<p>【県・様式第 6 号】に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類</p>
<p>⑨事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類 施行規則第 51 条の 3 第 11 号</p>	<p>【県・様式第 6 号】に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類</p>
<p>⑩自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類 施行規則第 51 条の 3 第 12 号</p>	<p>契約申込書の写し、見積書の写し等、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に、使用する車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類 保険契約書に記載している「車両登録番号」が使用する車両と一致していなければならない。 契約申込書の写し、見積書の写し等が添付できない場合には、【県・様式第 7 号】宣誓書を添付する。</p>
<p>⑪運送をしようとする旅客の名簿 施行規則第 51 条の 3 第 13 号</p>	<p>施行規則第 51 条の 25 各号に掲げる事項を記載した名簿（【県・参考様式第イ号】を参考として運送者において作成したものを含む。）</p>

(申請書に添付する書類)

施行規則第 51 条の 3 法第 79 条の 2 第 1 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿
- 二 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図
- 三 法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
- 四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類
- 五 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第 51 条の 7 に規定する運営協議会において協議が調っていることを証する書類
- 六 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 七 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第 51 条の 16 第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 八 福祉自動車（第 49 条第 3 号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第 51 条の 16 第 3 項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 九 第 51 条の 17 第 1 項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 十 第 51 条の 20 に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 十一 第 51 条の 21 第 1 項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 十二 第 51 条の 22 に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 十三 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q：運行管理者の要件を備えることを証する書類について

車両を5台以上保持する場合は、運行管理責任者は施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとあるが、詳しい内容は。

また、既に許可を得ている団体にも適用になるのか。

A：①基本講習の修了証（手帳）又は実務経験者は事業者から交付される証明書。

②安全運転管理者の登録証 等

Q：協議が調ったことを証する書類について

運営協議会において協議が調ったことを証する書類は、市長名での提出となっているが、運営協議会の主宰者は会長であり、この様式では対応できないが、どのようにすればよいのか。

A：実際に即して、適宜変更して差し支えない。

なお、埼玉県内で使用する様式を別途定めている。

Q：協力依頼書について

ガイドラインに基づき市町村から発行していた協力依頼書は、必要ないということによいのか。

A：法的には必要ない。

エ 運営協議会（市町村）に提出する書類

登録の申請に当たっては、運送の区域の所在する市町村が主宰する運営協議会から「協議が整っていることを証する書類【県・様式第2-5号】」が交付されることが必要です。

運営協議会では、登録申請に関する具体的な協議を行うこととなりますので、埼玉県知事に提出する申請書類の写しなど、次に掲げる書類を運送の区域の所在する市町村（当該市町村内での福祉有償運送の必要性はそれぞれの市町村において判断するため。）を通じて運営協議会に提出します。

なお、地区内で複数の市町村を運送の区域とする場合には、運営協議会に提出する書類のとりまとめは、主たる事務所の所在地である市町村が行います。

No.	提出書類	説明	頁
1	自家用有償旅客運送の登録申請書案の提出について【協議会・様式第 1-1 号】	申請書案を市町村に提出する際の書類	140
2	自家用有償旅客運送の登録の申請書【県・様式第 2-1 号】及び添付書類の写し	新規登録申請書及び申請書に添付する書類①、②、④～⑪の書類の写し	103
3	自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する申請書【協議会・様式第 2-1 号】	運送の対価及び運送の対価以外の対価の設定内容等の内容を記載した申請書 運営協議会では、この申請書に基づき「旅客から収受する対価」についての協議を行う。	144
4	運行管理に関する事項を定めた書類	運営協議会では、運行管理に関する基本的事項を定めた「運行管理マニュアル」等により、旅客の安全と利便に関する措置が明確にされているかどうかを確認する。	130

(2) 登録の実施等

ア 登録の実施

申請者が登録申請を提出し、要件を具備している場合には、埼玉県知事から約 1～2 か月で登録証が交付されます。

その場合、次のとおり登録番号が付与され、登録簿により管理されます。

登録番号

【埼玉県】 埼玉県福 第 〇〇〇〇 号

【埼玉運輸支局】 関 埼 福 第 〇〇〇〇 号

(平成 27 年度までに登録を行ったもの)

なお、埼玉県知事は、登録を行った場合には運送者ごとに登録番号の付与を行い、管理しますが、登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局長等の管轄に属することとなった場合でも、同一の番号により管理されます。

ただし、広域的に活動する法人等であって、1 の法人として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、法人等の活動実態も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとされています。

(登録の実施)

法第 79 条の 3 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第 1 項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(自家用有償旅客運送者登録簿)

施行規則第 51 条の 5 法第 79 条の 3 第 1 項の自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）は、第 1 号様式によるものとする。

(登録証)

施行規則第 51 条の 6 国土交通大臣は、法第 79 条の 3 第 1 項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録の有効期間
- 三 名称及び住所
- 四 自家用有償旅客運送の種別
- 五 路線又は運送の区域

(登録の有効期間)

法第 79 条の 5 第 79 条の登録の有効期間（次条第 1 項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第 79 条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して 2 年とする。ただし、次条第 1 項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第 79 条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して 3 年とする。

- 一 第 79 条の 9 第 2 項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第 79 条の 10 の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第 79 条の 12 第 1 項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

イ 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録が拒否されます。

また、登録が拒否された場合には、埼玉県知事から登録拒否理由通知書により、申請者に通知されるとともに、運営協議会を主宰した市町村に通知されます。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

運営協議会において、当該法人等による福祉有償運送の実施が必要である旨の合意がないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（へ）のいずれかに該当するものであること。

（イ）運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者でない場合を含む。）

ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあっては、この限りでない。

（ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあっては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合

（ハ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

（ニ）施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

（ホ）施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合

（ヘ）施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

(登録の拒否)

法第 79 条の 4 国土交通大臣は、第 79 条の 2 の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が 1 年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者であるとき。
- 二 申請者が第 79 条の 12 の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から 2 年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から 2 年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前 2 号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前 3 号のいずれかに該当する者であるとき。
- 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。
- 六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

※法第 79 条の 4 第 5 号の「国土交通省令で定めるところ」及び「国土交通省令で定める関係者」とは、施行規則第 51 条の 8（運営協議会の構成員等）のこと

(法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号の合意していないとき)

施行規則第 51 条の 7 法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第 79 条の 2 の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

(3) 変更登録

ア 変更登録が必要な場合

次の①又は②に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録が必要です。

① 運送の区域の拡大

(減少することとなる場合は軽微な事項の変更の届出)

② 運送の種別の変更

(既に過疎地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合は、軽微な事項の変更の届出)

変更登録の申請に当たっては、上記の事項を変更することについて、運営協議会で合意されることが必要です。

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることが必要です。

また、次の事項を変更しようとする場合は、変更登録の必要はありませんが、運営協議会において合意がなされることが必要です。

○ 旅客から収受する対価

(変更登録等)

法第79条の7 第79条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第79条の2第1項各号に掲げる事項の変更（第3項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなった場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

2 第79条の3及び第79条の4の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第79条の3第1項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第79条の4第1項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第5号又は第6号」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 (略)

(変更登録)

施行規則第 51 条の 11 法第 79 条の 7 第 1 項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 変更しようとする事項及び変更予定期日

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第 51 条の 3 に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの
- 二 市町村運営有償運送を行う者が第 51 条の 2 第 1 号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあっては、当該増加について、地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類
- 三 公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第 79 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事項を変更し、又は第 51 条の 2 第 1 号に掲げる運送の区域を増加する場合にあっては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調っていることを証する書類

四 登録証

3 国土交通大臣は、法第 79 条の 7 第 2 項において準用する法第 79 条の 3 第 1 項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第 1 項の申請をした者に交付するものとする。

(法第 79 条の 7 第 1 項の事由)

施行規則第 51 条の 12 法第 79 条の 7 第 1 項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- 一 運行している路線に係る道路又は橋梁の損壊等により、当該道路又は橋梁を安全に通行することができなくなったこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

イ 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、【県・様式第 2-3 号】に定める申請書に次のウに掲げる書類を添付して、埼玉県知事あて提出します。

なお、運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等に申請を行います。

ウ 申請書に添付する書類

変更登録申請書に添付する書類は次のとおりです。

①運送の区域が拡大される場合	(イ) 新規登録申請に添付する書類①～⑪に掲げる書類(65ページ参照)のうち、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
	(ロ) 拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類
	(ハ) 自家用有償旅客運送者登録証
②有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合	(イ) 新規登録申請に添付する書類①～⑪に掲げる書類(65ページ参照)のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件(第二種免許、国土交通大臣が認定する講習の修了等)を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
	(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類
	(ハ) 自家用有償旅客運送者登録証

エ 運営協議会(市町村)に提出する書類

変更登録の申請に当たっては、運送の区域の所在する市町村が主宰する運営協議会から「協議が調っていることを証する書類【県・様式第2-5号】」が交付されることが必要です。

運営協議会では、変更登録申請に関する具体的な協議を行うこととなりますので、埼玉県知事に提出する申請書類の写しと次に掲げる書類を、運送の区域の所在する市町村(当該市町村内での福祉有償運送の必要性はそれぞれの市町村において判断するため。)を通じて運営協議会に提出します。

なお、地区内で複数の市町村を運送の区域とする場合には、運営協議会に提出する書類のとりまとめは、主たる事務所の所在地である市町村が行います。

① 運送の区域の拡大及び運送の種別を変更する場合

No.	提出書類	説明	頁
1	自家用有償旅客運送の変更登録申請書案の提出について 【協議会・様式第 1-3 号】	申請書案を市町村に提出する際の書類	142
2	自家用有償旅客運送の変更登録の申請書【県・様式第 2-3 号】及び添付書類の写し	変更登録申請書及び内容が変更されることとなる書類の写し	107
3	自家用有償旅客運送者登録証の写し	新規登録申請の際に交付された登録証の写し	—

② 旅客から収受する対価を変更する場合

(運営協議会での協議は必要ですが、埼玉県への書類の提出は必要ありません。ただし、運営協議会で協議が調ったことを証する書類の交付は必要です。)

No.	提出書類	説明	頁
1	自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する変更申請書 【協議会・様式第 2-2 号】	運送の対価及び運送の対価以外の対価の設定内容等の内容を記載した申請書 運営協議会では、この申請書に基づき「旅客から収受する対価」についての協議を行う。	147

オ 変更登録の実施

変更登録は、新規登録の申請に準じて審査が行われ、法第 79 条の第 1 項各号に該当する場合を除き、変更登録が行われます。

なお、変更登録を拒否した場合には、登録の拒否の場合に準じ、登録拒否理由通知書により申請者に通知されるとともに、運営協議会の主宰者である市町村又は都道府県に対してもその旨が通知されます。

カ 変更登録時の留意事項

変更登録の場合には、有効期間の更新は行わないとされています。

(4) 軽微な事項の変更の届出

ア 軽微な事項の変更の届出が必要な場合

「運送の区域の拡大」及び「運送の種別の変更」以外の登録事項を変更する場合には、軽微な事項の変更の届出が必要となり、変更のあった日から30日以内に、埼玉県知事へ「登録事項変更届出書」を提出しなければなりません。

ただし、軽微な事項を変更する際には、関東運輸局が関東地域の統一的な取り扱いを整理した表（80ページ）にあるとおり、変更する前又は変更した後に運営協議会に報告する必要があります。

なお、当該事項の変更に係る運営協議会への報告の手法は、運営協議会において合意した方法によることとされていますので、どのような方法で報告するかについては、運営協議会で協議する必要があります。協議内容を例示すると、次のとおりです。

- ＜例＞①大幅な車両の増加や登録申請していない区分の者が会員となった場合には、運営協議会を開催し、確認を受けることとし、それ以外の項目については、市町村の確認を受け埼玉県へ提出する。なお、市町村の確認を受けて埼玉県へ提出した事項については、運営協議会の合意を得て事後に報告することとする。
- ②変更しようとする全ての事項について、事前に市町村へ届出書（案）の写し及び変更に関する書類を提出する。なお、事前に市町村に届出書（写し）を提出した事項については、運営協議会の合意を得て事後に報告することとする。
- ③軽微事項の変更の対象とならない事項についても、運営協議会への報告事項とする。

埼玉県知事に事後に届け出るもの（施行規則第51条の13）

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 自家用有償旅客運送の種別（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
- ③ 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）
- ④ 事務所の名称及び位置
- ⑤ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数（増加及び減少）
- ⑥ 運送しようとする旅客の範囲

市町村を通じて運営協議会への報告を要するもの（関東運輸局が整理した基本的な取り扱い）

- a 埼玉県知事に事後に届け出るもの①～⑥に掲げる事項及び次のb～gの事項
- b 損害賠償措置
- c 運転者の要件の変更
- d 会員として登録された旅客
- e 管理体制及び指揮命令系統
- f 運行管理責任者及び整備管理責任者
- g 事故又は苦情の処理責任者及び連絡体制

軽微な事項の変更	埼玉県処理 事後届出	運営協議会	
		報 告	
		事前	事後
② 有償旅客運送の種別（減少する場合）	▼減少		☆
③ 運送しようとする区域（減少する場合）	▼減少		☆
⑥ 運送しようとする旅客の範囲	▼		☆
運送しようとする期日又は期間			☆
① 申請者の名称、住所及び代表者	▼		☆
④ 事務所の名称及び位置	▼		☆
⑤ 事務所毎に配置する自動車の種類毎及び所有区分毎の数（増加）	▼	☆	
⑤ 事務所毎に配置する自動車の種類毎及び所有区分毎の数（減少）	▼	☆	
b 損害賠償措置			☆
c 運転者の要件の書類			☆
d 会員として登録された旅客			☆
e 管理体制及び指揮命令系統			☆
f 運行管理責任者及び整備管理責任者			☆
g 事故又は苦情の処理責任者及びその連絡体制			☆

※太枠内は、協議会の合意に従っている事項

▼ 法令で定める事項

☆ 当該事項の変更に係る報告の手法は、協議会において合意した方法による。

* この整理表は、関東地域統一の取扱いとして、関東運輸局が基本的な取扱いを整理したものです。
法令等の規定にない事項(☆)については、各運輸支局と各運営協議会の協議に基づき地域の実情に併せた取扱いに変更することも可能です。

(変更登録等)**法第 79 条の 7 (略)**

2 (略)

3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から 30 日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

(軽微な事項の変更の届出等)

施行規則第 51 条の 13 法第 79 条の 7 第 3 項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 自家用有償旅客運送の種別（公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）

三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）

四 事務所の名称及び位置

五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

六 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 登録番号

三 自家用有償旅客運送の種別

四 変更した事項

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第 51 条の 3 に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの

二 登録証

4 国土交通大臣は、法第 79 条の 7 第 4 項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第 2 項の届出をした者に交付するものとする。

イ 登録事項の変更届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書【県・様式第 2-4 号】に新規登録申請に添付する書類①～⑪に掲げる書類（65 ページ参照）のうち内容が変更されることとなる書類を添付し、埼玉県知事あてに届出を行います。

なお、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付します。

ウ 運営協議会（市町村）に提出する書類

No.	提出書類	説明	頁
1	自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書（写し）の提出について 【協議会・様式第1-4号】	届出書案を市町村に提出する際の書類	143
2	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書 【県・様式第2-4号】及び添付書類の写し	登録事項変更届出書及び登録事項のうち内容が変更されることとなる書類の写し 軽微な事項とは、名称・住所・代表者の氏名、事務所の名称又は位置、事務所ごとに配置する自動車の数及びその種類ごとの数、運送しようとする旅客の範囲など 新規登録申請に添付する書類の①～⑪のうち、内容が変更されることとなる書類を添付する。 なお、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合にあっては、「運行管理の体制を記載した書類」及び「運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類」を添付する。	108
3	自家用有償旅客運送者登録証の写し	自家用有償旅客運送者登録証の写し	—

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q: 使用車両の増車について

施行規則第51条の13の規定により、自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数が、法第79条の7第3項に定める「軽微な事項の変更の届出」の対象とされていることから、一旦登録の後には、使用車両の増減は無規制に行うことができるものと理解するが、よいか。また、この場合、理論的には一度に1台から100台への増車も可能となる。運転者の増減に対する届出義務がないことから、併せて無規制な事業拡大につながる恐れがある。

地域交通への影響及び安全・安心の観点からよいか。

A:比較的容易に車両を増やすことは可能であるが、省令第51条の17第2項において、自家用有償旅客運送自動車5両以上の運行を管理する事務所にあっては、自動車の数を20で除して得た数に1を加えた数以上の運行管理の責任者の選任を求めて輸送の安全を確保することとしているところ。

Q:車両の増減の取扱について

車両の増減の場合には、運営協議会に諮らなくてよいのか。

A:埼玉運輸支局 注:現在は埼玉県 への届出は事後になるが、増車の場合は、事前に運営協議会への報告を行うことが必要である。なお、運営協議会への報告の手法については、運営協議会の合意した方法によることができることから、運営協議会の合意が得られている場合には、事前に市町村に変更内容(損害賠償措置等)の確認を受けてから運行を開始し、運営協議会には事後報告として取り扱うこととして構わない。

なお、車両の代替及び減車については、市町村に対して事後報告でも差し支えない。

Q:使用車両の変更について

使用する車両について、同じ区分で車の入れ換えを行う場合、台数の増減はないが、埼玉運輸支局 注:現在は埼玉県。以下同じ。 に運営協議会に届出する必要があるのか。

A:登録事項変更届出書を埼玉運輸支局に提出する必要はないが、自動車車検証や保険等の書類を市町村に提出し、事前の相談・確認を受けていただきたい。

エ 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、埼玉県知事は、届出の事実に基づき変更の登録を行います。

(5) 有効期間の更新の登録

ア 更新登録の申請

登録の有効期間の満了の後、引き続き福祉有償運送を行おうとする場合には、有効期間の更新の登録を受けなければなりません。登録申請に必要な書類は、【県・様式第2-2号】及び添付書類です。基本的には、新規申請と同じ書類となります。

登録の有効期間は、登録の日から起算して、2年となります。ただし、有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の登録の有効期間において重大な事故を引き起こしていない場合などは、登録の日から起算して3年となります。

更新登録は登録の有効期限の満了する日の2か月前から受付が行われます。書類の補正に要する時間を含めると、埼玉県知事から登録証が交付されるまでには約2か月を要しますので、有効期間到来後、引き続き福祉有償運送を行う場合には、有効期間が満了する2か月前には、埼玉県知事に更新登録申請書を提出することが必要です。

更新登録の申請に当たっては、新規登録と同様に、運送の区域の所在する市町村が主宰する「運営協議会」で合意されることが必要です。

(有効期間の更新の登録)

法第79条の6 第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第79条の3及び第79条の4の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第79条の3第1項第2号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

3 第79条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第79条の3第2項又は第79条の4第2項の通知があるまでの間は、従前の第79条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第79条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(有効期間の更新の登録)

施行規則第 51 条の 10 法第 79 条の 6 第 1 項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第 51 条の 2 に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の更新登録申請書には、第 51 条の 3 に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

3 第 1 項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

4 第 51 条の 6 の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第 79 条の 3 第 1 項」とあるのは「法第 79 条の 6 第 2 項において準用する法第 79 条の 3 第 1 項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書【県・様式第 2-2 号】

を埼玉県知事に提出するものとする。この場合において、埼玉県知事は、原則として有効

期間の満了する日の 2 か月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等に通知を行うものとする。

② 複数の運送の区域を有する者にあつては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における運営協議会の合意が成立していることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことができないものとする。

③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があつた場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

運営協議会で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあつては、この限りではない。

イ 運営協議会（市町村）に提出する書類

No.	提出書類	説明	頁
1	自家用有償旅客運送の更新登録申請書案の提出について 【協議会・様式第 1-2 号】	申請書案を市町村に提出する際の書類	141
2	自家用有償旅客運送の更新登録の申請書 【県・様式第 2-2 号】及び添付書類並びに登録証の写し	更新登録申請書及び申請書に添付する書類①、②、④～⑪の書類の写し並びに登録証の写しを添付する なお、埼玉県では、原則として、有効期間の満了する 2 か月前から申請の受付を行う。	105
3	自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する対価に関する申請書 【協議会・様式第 2-2 号】	運送の対価及び運送の対価以外の対価の設定内容等の内容を記載した申請書 運営協議会では、この申請書に基づき「旅客から收受する対価」についての協議を行う。	147
4	運行管理に関する事項を定めた書類	運営協議会では、運行管理に関するついでの基本的事項を定めた「運行管理マニュアル」等により、旅客の安全と利便に関する措置が明確にされているかどうかを確認する。	130

ウ 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等の審査が行われ、次のいずれにも該当する場合には、更新登録において付与する有効期間を 3 年とし、いずれかに該当しない場合には 2 年とされています。

- ① 法第 79 条の 9 第 2 項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第 79 条の 10 に基づく自動車事故報告規則第 2 条第 1 項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第 79 条の 12 の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(登録の有効期間)

法第 79 条の 5 第 79 条の登録の有効期間（次条第 1 項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第 79 条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して 2 年とする。ただし、次条第 1 項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第 79 条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して 3 年とする。

- 一 第 79 条の 9 第 2 項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第 79 条の 10 の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第 79 条の 12 第 1 項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(業務の停止及び登録の取消し)

法第 79 条の 12 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、6 以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- 二 不正の手段により第 79 条の登録、第 79 条の 6 第 1 項の有効期間の更新の登録又は第 79 条の 7 第 1 項の変更登録を受けたとき。
- 三 第 79 条の 4 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 6 号の規定に該当することとなつたとき。
- 四 第 79 条の 4 第 1 項第 5 号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

2 第 79 条の 4 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

エ 更新登録の実施

更新登録は、新規登録の申請に準じて審査が行われ、法第 79 条の 4 第 1 項各号に該当する場合を除き、更新登録が行われます。

埼玉県知事が更新登録を行った場合には、登録証【県・様式第 7 号】が交付されません。

なお、更新登録を拒否した場合にあっては、登録の拒否の場合に準じ、登録拒否理由通知書により申請者に通知されるとともに、運営協議会を主宰した市町村に対してもその旨が通知されます。

(6) 登録手数料

以下の2つの登録申請を行う際には、埼玉県手数料条例に基づく登録手数料が必要になります。

- ① 道路運送法第79条の規定による自家用有償旅客運送者の登録
15,000円
- ② 道路運送法第79条の7の規定による自家用有償旅客運送者の変更登録
3,000円

※ 埼玉運輸支局が登録事務の窓口となっていた際には、①については15,000円、②については3,000円が登録免許税の課税対象となっていました。

4 登録実施後の報告等

(1) 登録を受けた運送者が作成し、事務所等に備えておく書類

登録を受けた運送者は、福祉有償運送に必要な自動車の保有、必要な運転者等の確保、運行管理体制の整備、整備管理の体制の整備、事故が発生した場合の対応に係る体制の整備などの「輸送の安全及び旅客の利便の確保措置」を講じなければならないことから、施行規則に基づき必要な書類を作成するとともに、事務所ごとに備えておくかなければなりません。

なお、これらの書類は、監査等の際に確認されますので、登録運送者において必ず作成する必要があります。

No.	作成書類	説明	頁
1	旅客から収受する対価	旅客から収受する対価を定め、その対価を事務所において公衆に見やすいように提示する。	—
2	安全な運転のための確認表 (施行規則第 51 条の 18 関係) 【県・参考様式第 0 号】	運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認指示の記録を作成する。	120
3	乗務記録 (施行規則第 51 条の 18 関係) 【県・参考様式第八号】	運転者が乗務した場合に作成する。	121
4	運転者台帳 (施行規則第 51 条の 19 関係) 【県・参考様式第二号】	運転者ごとに作成する。	122
5	運転者証 (施行規則第 51 条の 19 関係) 【県・参考様式第六号】	作成した運転車証は車内のダッシュボード付近に提示する。	123
6	登録証 (法第 79 条の 3 関係)	登録証の写しを自動車に備えておく。	—
7	旅客の名簿 (施行規則第 51 条の 25 関係) 【県・参考様式第一号】	運送サービスの提供を受ける旅客の名簿を作成する。	118
8	事故の記録 (施行規則第 51 条の 21 関係) 【県・参考様式第八号】	事故が発生した場合に作成する。	124
9	苦情処理簿 (施行規則第 51 条の 26 関係) 【県・参考様式第十号】	苦情の申出を受け付けた場合に作成する。	125

10	自動車登録簿 【県・参考様式第り号】	使用する自動車全てについて作成し、適切に車両管理を行う。	126
11	自家用有償旅客運送自動車に関する表示	自動車の両側面に、名称・「有償運送車両」の文字・登録番号を表示する。	—

(2) 事故が発生した際の報告事項

運送者は、使用する自動車が転倒し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければなりません。埼玉県内の登録運送者の報告書提出先は、埼玉県知事（交通政策課）です。

また、運営協議会の主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるとされています。そこで、市町村に対しても、埼玉県知事に提出する報告書の写しの提出を受け、事故等の発生状況を運営協議会に報告します。

さらに、利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び運送主体では対応困難なものについて、「苦情対応報告書」の提出を受け、運営協議会に報告します。

No.	提出書類	説明	協議会	埼玉県	頁
1	自動車事故報告書 【県・別記様式(第3条関係)】	人身事故（搭乗者を含む）及び重大な物損事故が発生した場合、30日以内に報告書を提出する。	○ 写し	○ 3通	136
2	自動車事故報告書の提出について【協議会・様式第6号】	自動車事故報告書の写しを市町村に提出する際の書類	○	—	151
3	福祉有償運送苦情対応報告書 【協議会・様式第7号】	利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び運送主体では対応困難なものを報告する。	○	—	152

(事故の報告)

法第79条の10 自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(定義)

自動車事故報告規則第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたもの
- 三 （略）
- 四 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- 五 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 六 自動車の装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条各号に掲げる装置をいう。）の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(報告書の提出)

自動車事故報告規則第3条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 （略）

(3) 定期的に報告する事項**ア 埼玉県知事への報告事項**

運送者は、埼玉県知事に、自家用有償旅客運送の種別ごとに【県・第6号様式（第2条の2関係）】による輸送実績報告書を、毎年5月31日までに1通提出しなければなりません。

No.	提出書類	説明	頁
1	自家用有償旅客運送輸送実績報告書 【県・第6号様式（第2条の2関係）】	旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2に基づき、前年4月1日から3月31日までの輸送の実績について報告する書類 この書類については、毎年5月31日までに埼玉県（交通政策課）へ直接提出する。	139

（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、自家用有償旅客運送の種別ごとに第6号様式による輸送実績報告書を、毎年5月31日までに1通提出しなければならない。

2 前項の輸送実績報告書は、前年4月1日から3月31日までの期間に係るものとする。

イ 運営協議会（市町村）への報告事項

運営協議会の主宰者は、自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会において福祉有償運送の適正な運営を確保するための対応を協議し必要な指導を行うことができるとされています。

また、更新登録に当たっては、行政や運営協議会からの報告等も参考に審査が行われます。

そこで、運営協議会は登録実施後における運送者の状況を把握するために、関係市町村＝運送の区域がある市町村（運送の区域が複数ある場合には、NPO等所在市町村）は、登録を受けた運送者から、上半期（4月～9月）・下半期（10月～3月）の2回に分けて、次に掲げる書類の提出を受け、運営協議会に報告します。

No.	提出書類	説明	協議会	頁
1	自家用有償旅客運送輸送実績報告書（上・下半期報告用） 【協議会・様式第8号】	No. 2以下の書類を添付して、年2回提出する（上半期分は10月末まで、下半期分は4月末まで）	○	153
2	旅客の名簿（施行規則51条の25関係） 【県・参考様式第イ号】	運送サービスの提供を受ける旅客の名簿	○	118
3	運転者名簿 【県・参考様式第ヌ号】	講習受講予定の者が講習を受講した場合は修了証の写しを添付 追加された運転者については、就任承諾書を添付	○	127
4	福祉有償運送事故報告書（上・下半期報告用） 【協議会・様式第9号】	事故の状況についてとりまとめる	○	154
5	福祉有償運送苦情対応報告書（上・下半期報告用） 【協議会・様式第10号】	苦情対応の状況についてとりまとめる	○	155

【Q & A】（回答は、国土交通省）

Q:登録後の報告・届出事項について

取扱い事項の中に、「乗務記録」「苦情対応報告書」「事故対応報告書」に該当する項目が無いが、提出を求めないか。

A:埼玉運輸支局への提出は求めないが、団体で作成し、運営協議会への報告はお願いしたい。

これらの書類は、監査等の際に確認することとなるので、登録運送者において必ず作成すること。

(4) その他

法第 79 条の 12 に規定する業務の停止及び登録の取り消しを行う場合の行政処分等の基準は、次のアのとおりです。

なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取り消しを行った場合においては、埼玉県知事は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく運営協議会の主宰者に通知するものとされています。

参照 資料 16 自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について

ア 業務の停止及び登録の取消し（行政処分）

① 業務の停止処分

イ 業務の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る事務所に対して、6 月以内の期間を定めて行う。

(7) 法第 79 条の 9 第 2 項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合

(イ) 第 94 条第 3 項の規定に違反して検査の拒否等をした場合

(ウ) 法第 4 条第 1 項又は法第 43 条第 1 項の規定に違反して無許可経営をした場合

ロ イの(7)及び(イ)の場合における処分期間は 7 日とし、イの(ウ)の場合における処分期間は 30 日とする。

② 登録の取消し処分

登録の取消し処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に行う。

イ 法第 79 条の 12 第 1 項に規定する業務の停止の命令に違反した場合

ロ 法第 79 条の 9 第 2 項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令に従わず行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

ハ 法第 4 条第 1 項又は法第 43 条第 1 項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に更に当該違反をした場合

ニ 法第 94 条第 3 項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から 3 年以内に更に当該違反をした場合

ホ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他法第 78 条第 2 号に規定する国土交通省令で定める者でなくなった場合

ヘ 法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 6 号に該当することとなった場合

ト 不正の手段により法第 79 条の登録、法第 79 条の 6 第 1 項の有効期間の更新の登録又は法第 79 条の 7 第 1 項の変更登録を受けた場合

チ 法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除された場合

(自家用有償旅客運送の輸送実績報告書)

法第 94 条第 4 項 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

イ 登録の抹消**(登録の抹消)**

法第 79 条の 13 国土交通大臣は、第 79 条の登録の有効期間（第 79 条の 6 第 3 項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき、第 79 条の 11 の規定による届出があつたとき、又は前条第 1 項の規定による登録の取消しをしたときは、当該自家用有償旅客運送者の登録を抹消しなければならない。

(登録証の返納)

施行規則第 51 条の 27 自家用有償旅客運送者は、法第 79 条の登録の有効期間が満了したとき、法第 79 条の 11 の届出をするとき又は法第 79 条の 12 第 1 項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長に返納しなければならない。

- ① 埼玉県知事は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- ② 埼玉県知事は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表し、かつ、その旨を運営協議会の主宰者に通知するものとする。
- ③ 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する埼玉県知事に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

ウ 監査の実施

死亡事故や悪質な違反があった場合には、埼玉県知事による監査が実施されます。
監査の種類及び対象は次のとおりです。

① 特別監査

運転者が第一当事者と推定される死亡事故及び酒酔い運転等の悪質違反を伴う事故などで社会的影響の大きい事故を引き起こした又は悪質違反を犯した運送者等に対し、全般的な法令遵守状況について行う監査

(イ) 運転者が明らかに第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。）と推定される死亡事故及び悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）をいう。以下同じ。）を伴う事故などで社会的に影響の大きな事故を引き起こした自家用有償旅客運送者（以下、「運送者」という。）

(ロ) 運転者が悪質違反を犯した運送者

(ハ) 監査の実施結果により、業務の改善についての呼び出し出頭及び改善の状況の報告を課した運送者であって、呼び出しの出頭を拒否した者、改善報告を行わない者又は報告内容が履行されず業務の改善が認められない者

(ニ) 上記改善報告を行ったものの、その後1年間にさらに違反を繰り返す運送者

② 一般監査

監査を必要とする場合に運送者に対し、原則として重点事項を定めて行う監査

(イ) 事故、苦情又は法令違反が多いと認められる運送者

(ロ) 監査の実施結果により、業務の改善の状況の報告を課した運送者

(ハ) その他特に必要と認められる運送者

参照 資料 14 自家用有償旅客運送の監査方針について

資料 15 自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて

様式編

1 登録申請等の際に提出する書類一覧

(1) 新規の登録申請の際に提出する書類一覧【申請書は運営協議会で協議後に埼玉県知事に提出します】

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	自家用有償旅客運送の登録申請書案の提出について	協議会・様式第1-1号	○	-
2	自家用有償旅客運送の登録の申請書（法第79条の2関係）	県・様式第2-1号	○	○
3	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）		○	○
4	宣誓書（法第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	県・様式第3号	○	○
5	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	自動車検車証の写しを添付 車検証に記載される使用者の氏名が申請する法人名と異なる場合には、自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書等が必要 福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）	○	○
6	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿 乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿	県・様式第4号	○	○
7	運行管理の責任者の就任承諾書	県・様式第5号	○	○
8	運行管理の体制等を記載した書類	県・様式第6号	○	○
9	運送しようとする旅客の名簿口施行規則第51条の25関係）	県・参考様式第イ号	○	○
10	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面	契約申込書等の写しを添付 契約申込書等の写しが添付できない場合には、宣誓書【県・様式第7号】を添付	○	○
11	自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する対価に関する申請書	協議会・様式第2-1号	○	-
12	運行管理に関する事項を定めた書類	運行管理マニュアル（例）	○	-
13	運営協議会において協議が調っていることを証する書類	県・様式第2-5号	-	○
14	自家用有償旅客運送者登録申請手数料	証紙貼付用紙（新規登録用）	-	○

(2) 変更登録の申請の際に提出する書類一覧【申請書は運営協議会での協議後に埼玉県知事に提出します】

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	自家用有償旅客運送の変更登録申請書案の提出について	協議会・様式第1-3号	○	-
2	自家用有償旅客運送の変更登録の申請書（法第79条の7関係）	県・様式第2-3号	○	○
3	添付書類	県・様式第6号（運送の区域を拡大する場合）	○	○
		県・参考様式第1号		
		各運転者が要件を備えていることを証する書類		
		その他内容が変更されることとなる書類		
4	自家用有償旅客運送者登録証（写し）（法第79条の3関係）	県・様式第8号	○	○
5	運営協議会において協議が調っていることを証する書類	県・様式第2-5号	-	○
6	自家用有償旅客運送者登録申請手数料	証紙貼付用紙（変更登録用）	-	○

(3) 旅客から収受する対価を変更する場合に提出する書類一覧【対価の変更は運営協議会での協議後に行います】

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する変更申請書	協議会・様式第2-2号	○	-

(4) 登録事項（軽微な事項）を変更する場合に提出する書類一覧【埼玉県知事に提出する前に運営協議会（市町村）に提出します】

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書の（写し）の提出について	協議会・様式第1-4号	○	-
2	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書（法第79条の7関係）	県・様式第2-4号	○	○
	添付書類	内容が変更されることとなる書類		
3	自家用有償旅客運送者登録証（写し）（法第79条の3関係）	県・様式第8号	○	-

(5) 更新登録の申請の際に提出する書類一覧【申請書は運営協議会での協議後に埼玉県知事に提出します】

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	自家用有償旅客運送の更新登録申請書案の提出について	協議会・様式1-2号	○	-
2	自家用有償旅客運送の更新登録の申請書（法第79条の6関係）	県・様式第2-2号	○	○
3	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）		○	○
4	宣誓書（法第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	県・様式第3号	○	○
5	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	自動車検車証の写しを添付 車検証に記載される使用者の氏名が申請する法人名と異なる場合には、自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書等が必要 福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）	○	○
6	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿 乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿	県・様式第4号	○	○
7	運行管理の責任者の就任承諾書	県・様式第5号	○	○
8	運行管理の体制等を記載した書類	県・様式第6号	○	○
9	運送しようとする旅客の名簿（施行規則第51条の25関係）	県・参考様式第イ号	○	○
10	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面	契約申込書等の写しを添付 契約申込書等の写しが添付できない場合には、宣誓書【県・様式第7号】を添付	○	○
11	自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する申請書	協議会・様式第2-1号	○	-
12	運行管理に関する事項を定めた書類	運行管理マニュアル（例）	○	-
13	運営協議会において協議が調っていることを証する書類	県・様式第2-5号	-	○
14	自家用有償旅客運送者登録証（原本）	県・様式第8号	-	○

2 登録を受けた運送者が作成し、事務所等に備えて置く書類一覧

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	旅客から收受する対価		—	—
2	安全な運転のための確認表（施行規則第51条の18関係）	県・参考様式第0号	—	—
3	乗務記録（施行規則第51条の18関係）	県・参考様式第八号	—	—
4	運転者台帳（施行規則第51条の19関係）	県・参考様式第二号	—	—
5	運転者証（施行規則第51条の19関係）	県・参考様式第6号	—	—
6	自家用有償旅客運送者登録証（写し）（法第79条の3関係）	県・様式第8号	—	—
7	運送しようとする旅客の名簿（施行規則第51条の25関係）	県・参考様式第イ号	—	—
8	事故の記録（施行規則第51条の21関係）	県・参考様式第ハ号	—	—
9	苦情処理簿（施行規則第51条の26関係）	県・参考様式第ト号	—	—
10	自動車登録簿	県（福祉）・参考様式第リ号	—	—

3 登録後の報告用書類一覧

（1）登録後、重大な事故や苦情が発生した際に提出する書類一覧

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	自動車事故報告書（自動車事故報告規則第3条関係）	県・別記様式（第3条関係）	○	○
2	自動車事故報告書の提出について（市町村提出用）	協議会・様式第6号	○	—
3	福祉有償運送苦情対応報告書（市町村提出用）	協議会・様式第7号	○	—

（2）登録後、埼玉県に提出する書類一覧

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	自家用有償旅客運送輸送実績報告書（年度報告用）（旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2関係）	県・第6号様式	—	○

（3）登録後、運営協議会（市町村）に提出する書類一覧

No.	提出書類	様式番号	運営協議会に提出	埼玉県（交通政策課）に提出
1	自家用有償旅客運送輸送実績報告書□上・下期報告用	協議会・様式第8号	○	—
2	運送しようとする旅客の名簿（施行規則第51条の25関係）	県・参考様式第イ号	○	—
3	運転者名簿	県（福祉）・参考様式第ヌ号	○	—
4	福祉有償運送事故報告書□上・下期報告用	協議会・様式第9号	○	—
5	福祉有償運送苦情対応報告書□上・下期報告用	協議会・様式第10号	○	—

年 月 日

埼玉県知事様

名称
住所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別

3. 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
	所有		()	()
	持込		()	()
	合計		()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送	
福祉 有償 輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

埼 玉 県 知 事 様

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 運送の区域

運送の区域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
	所有		()	
	持込		()	
	合計		()	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送	
福祉 有償 輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

(2) 運送の区域の変更

新	旧

5. 変更予定期日

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 13 の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別
4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 運送の区域（減少する場合に限る）

新	旧

(4) 事務所の名称及び位置

事務所	新	旧
名称		
位置		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有 区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
新		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()
旧		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称		所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
新		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()
旧		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送

新	旧

福祉有償運送

		新	旧
福祉	身体障害者		
	要介護認定者		
	要支援認定者		
	その他		

行うものに○を付すものとする。

5. 変更をした日

年 月 日

年 月 日

申請者 ○○○○ 様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

2. 運営協議会の名称及び対象市町村
(名称)

(対象市町村)

3. 運営協議会にて合意に至った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 合意の内容
(1) 運送の区域

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

6. その他特記事項

年 月 日

○○市運営協議会 主宰者 ○○市長 印

埼玉県知事様

宣誓書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

- ※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	
-------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

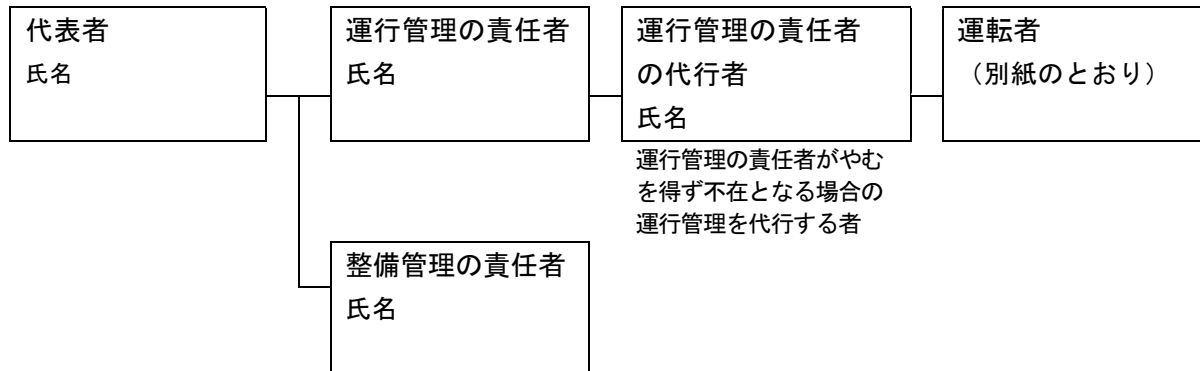
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1				
2				
3				

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

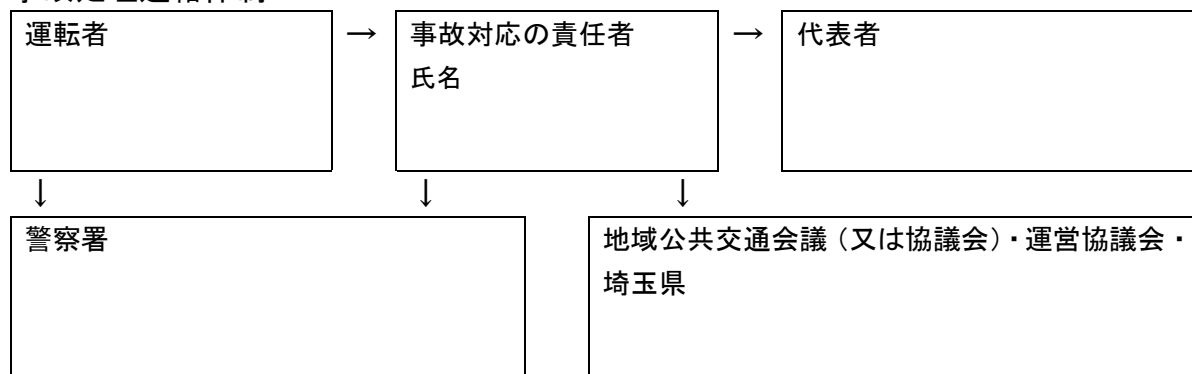
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1		
2		
3		

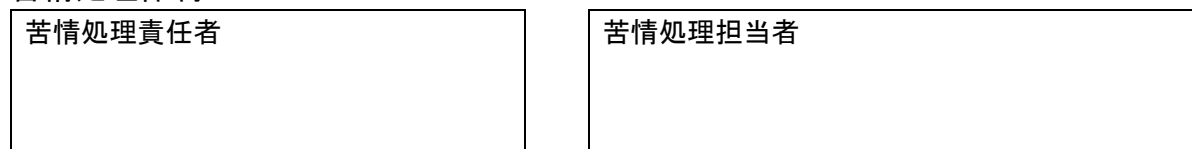
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第7号

埼玉県知事様

宣誓書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由				備考
				イ	ロ	ハ	ニ	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

- イ 身体障害者
- ロ 要介護認定者
- ハ 要支援認定者
- ニ その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

身体障害者		人数	その他の障害を有する者		人数
6 級			知的障害者		
5 級				軽 度	
4 級				中 度	
3 級				重 度	
2 級					
1 級					
合計			精神障害者		人数
要支援認定者		人数		3 級	
要 支 援 1		2 級			
要 支 援 2		1 級			
合計				診 断 書	
要介護認定者		人数	そ の 他		人数
要 介 護 1			肢体不自由者		
要 介 護 2			内 部 障 害		
要 介 護 3			そ の 他		
要 介 護 4					
要 介 護 5					
合 計			合 計		
総合計					

安全な運転のための確認表

平成 年 月 日

番号	運転者氏名	疾病	疲労	飲酒	その他理由	運行の安全確保のための指示	確認時間	確認者
1		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
2		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
3		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
4		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
5		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
6		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
7		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
8		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
9		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
10		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者 となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講 習 等 の 受 講 歴

1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無（セダン型自動車を運転する場合に必要な講習等）

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	訪 問 介 護 員 等 の 資 格
年 月 日		資格等の名称：
年 月 日		
年 月 日		取得年月日：
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等（規則第51条の16第2項）

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由



作成番号	
作成年月日	平成 年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第51条の16第3項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印



作成年月日	平成 年 月 日
-------	----------

事故の記録

事務所名	
------	--

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

事故の発生場所

事故の概要 (損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等)

事故の原因

再発防止対策

苦 情 処 理 簿

事務所名	
受 付 者	

申 告 者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：

自 動 車 登 録 簿

1 使用車両一覧

自動車登録番号	車名	型式	年式	定員	種類	所有者	運転者	備考

※ 自動車の種類欄は次の記載例によること

(記載例) 普通乗用自動車、普通乗用自動車(回転シート等)、特種自動車(リフト付等)、
軽乗用自動車、軽乗用自動車(回転シート等)、軽特種自動車(リフト付等)

2 使用車両の詳細

(福祉車両) No.1

車 両 の 名 称			
自動車登録番号		型式	
登 録 年 月 日			
種 別			
用 途			
車 体 の 形 状			
寸 法			
乗 車 定 員			
設 備			
所 有 者			
損 害 賠 償 保 険			
そ の 他			

(セダン型車両) No.2

車 両 の 名 称			
自動車登録番号		型式	
登 録 年 月 日			
種 別			
用 途			
車 体 の 形 状			
寸 法			
乗 車 定 員			
設 備			
所 有 者			
損 害 賠 償 保 険			
そ の 他			

運 転 者 名 簿

(平成 年 月 日現在)

No.	氏名	住所(市町村名)	自動車 免許種別	免許証 番号	免許取得 年月日	過去2年間における 交通事故その他 道路交通法違反の履歴	認定講習等受講状況		運転者台帳 作成番号
							講習等名称	受講年月日	
1							① ② ③	①平成 年 月 日 ②平成 年 月 日 ③平成 年 月 日	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

● 個人情報保護の観点から、運営協議会の協議の場合には、個人が識別されるような情報は公開しない(例:氏名、免許証番号、交通事故その他道路交通法違反の履歴)。

福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（例）

特定非営利活動法人〇〇〇〇（以下「運送者」という。）は、福祉有償運送の推進を図るため、運転者またはその同居親族（以下「運転者等」という。）が提供する自家用自動車の使用にあたって、運転者等との間に次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 この契約は、運送者が行う自家用有償旅客運送事業について、運転者等が所有する次の自家用自動車の提供および使用に関して必要な事項を定める。

・平成〇〇年式 ×××（車両登録番号：大宮〇〇か〇〇-〇〇） 1台

（目的）

第2条 運転者等は、運送者が行う自家用有償旅客運送事業の実施に対し、利用会員が外出の際の困難や不安を解消し、通院等の利便性や社会参加の促進が図られることを目的に、自らが所有する自家用自動車を提供する。

（用語の定義）

第3条 この契約書における用語の意義は次のとおりとする。

- （1）運転者 道路運送法施行規則第51条の16に定める運転者の要件を満たした者であり、かつ自らの自家用自動車を提供して〇〇の運転会員として登録する者
- （2）利用会員 道路運送法施行規則第49条第3号に定める移動制約者であって、〇〇の利用会員として登録する者

（損害の負担）

第4条 運送者は、運転者等が提供した自家用自動車を使用して行う有償運送事業の管理および運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運行管理マニュアルに基づき責任を負うものとする。

2 有償運送事業の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠償保険、任意保険、及び運送者が加入する傷害保険を利用する。

3 運送者は、提供車両が、福祉有償運送の際の事故を対象とする対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していることを確認した上で使用する。

（管理責任）

第5条 運送者は、運転者等の承諾なく、提供車両の現状を変更してはならない。

2 運送者は、提供車両を他に質入または第三者に貸与及び使用せしめる等法律上、事実上、運転者等を害する一切の行為をしてはならない。

3 運送者は、提供車両の使用保管については、善良なる管理者の注意を用いなければならない。

(契約期間)

第6条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの2年間とする。ただし、使用期間中であっても運転者の登録抹消、及び運転者等または運送者のいずれかから解約の申し出があった場合はこの限りではない。

2 解約の申し出は、解約する日の1ヵ月以上前とする。

(その他)

第7条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、運転者等と運送が協議してこれを定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、それぞれその1通を保持する。

平成 年 月 日

運送者

住 所

名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代 表

印

運転者

住 所

氏 名

印

(使用する車両の所有者が、運転者の同居親族である場合、以下に記載)

車両使用者

住 所

氏 名

印

車検証の使用者
を記入します。

運行管理マニュアル（例）

1 目的

このマニュアルは、特定非営利活動法人〇〇〇〇（以下「運送者」という。）が実施する福祉有償運送における運行管理に関する基本的な事項を定め、安心・安全運行の確立を図ることを目的とする。

2 組織

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理責任者及び整備管理責任者を次のとおり定める。

運行管理責任者 □□ □□

整備管理責任者 △△ △△

3 運転者

福祉有償運送の運転者の要件は、次のとおりとする。

(1) 福祉車両

- ア 第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者
- イ 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者
- (ア) 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）を修了していること。
- (イ) (1)イ(ア)に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(2) セダン車両

- ア 介護福祉士の登録を受けていること。
- イ 国土交通大臣が認定する講習（セダン等運転者講習）を修了していること。
- ウ (2)ア イ に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(3) その他に運転者に関する事項

利用者を乗車させるときは、運送者が作成した写真入りの「運転者証」を、自動車内の利用者から見やすい位置に掲示すること。

なお、運転者として登録し、活動を開始してから、死亡事故や重傷を負わせる事故を起こしたり、悪質な違反をしたり、免許停止処分を受けたときは、自動車事故対策機構が実施している「運転者適性診断」を受診し、運転免許の停止条件が解除された後でなければ、運転業務は再開できない。

4 運行の管理

運行管理責任者は、法令に定められた運行の安全管理に関する業務を運送者に代わって行う。

(1) 運行管理責任者の業務

- ア 必要な要件を備えない者に自動車を運転させないこと。
- イ 事故を起こした運転者に適性診断を受けさせること。
- ウ セダン型車両を使用する場合には、必要な要件を備える者に運転させるか、必要な要件を備える者を乗務させること。
- エ 自動車の運転者に対し、安全な運転のための確認を行い、指示を与え、記録し、その記録を保存すること。
- オ 自動車の運転者に対し、乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。
- カ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- キ 事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
- ク その他自動車の運行の安全を確保するために必要な業務を行うこと。

(2) 安全な運転のための確認

運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(3) 乗務記録

- ア 運転者は、運行終了後速やかに乗務記録を作成し、運行管理責任者に報告する。
- イ 乗務記録の記載事項は次のとおりとする。
 - ・運転者の氏名
 - ・乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
 - ・利用者の氏名
 - ・乗務の開始及び終了の地点及び日時
 - ・主な経路、経過地点及び乗務した距離
 - ・収受した対価
 - ・事故、著しい運行の遅延、その他異常な状態が発生した場合の対応及びその原因
- ウ 乗務運行記録は運転者ごとに記録し、かつ整理して1年間保管する。

5 整備管理

整備管理責任者は、運送者から「自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する事項を処理するため必要な権限が与えられ、これらの職務の執行責任者として業務を実施する。仮に整備管理責任者が職務を怠り自動車の点検整備に係る事故が発生した場合は、直接的に責任を負う。

(1) 日常点検

整備管理責任者は、自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者が実施する。

(2) 定期点検整備

整備管理責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るために定期点検整備計画をたてて確実に実施する。

(3) 点検整備の記録及び保管管理

点検整備の実施結果は、点検整備記録及び記録表に所定の事項を記入し、保管管理する。

6 事故に関する対応

(1) 事故発生時の対応についての教育指導

事故対応責任者は、運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図ることとする。

- ア 緊急救命措置の研修を受講すること。
- イ 事故の続発を防ぐための処置を講じること。
- ウ 死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じること。
- エ 警察官に報告し、指示を受けること。
- オ 事故対応責任者に緊急連絡をして指示を受けること。

(2) 事故発生時の対応

事故対応責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ア 直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。
- イ 軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。
- ウ できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
- エ 把握した事故の状況等を××市に連絡すること。
- オ 重大な事故のときは、××市に連絡するとともに、埼玉県交通政策課に連絡すること。

(3) 事故の記録の作成及び保存

事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存しなければならない。

- ア 運転者の氏名
- イ 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- ウ 事故の発生日時
- エ 事故の発生場所
- オ 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名

- カ 事故の概要（損害の程度を含む。）
- キ 事故の原因
- ク 再発防止対策

7 苦情に関する対応

(1) 苦情の申し出を受けた場合の対応

苦情処理責任者は、利用者等からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ア 苦情の内容を調査し、改善に向けた対応を図ること。
- イ 改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用者に回答すること。
- ウ 苦情の内容及び改善に向けた解決策を××市に報告すること。

(2) 苦情処理簿の作成及び保存

利用者等からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、次に掲げる事項を記録し、かつその記録を整理して1年間保存する。

- ア 苦情の内容
- イ 原因の究明結果
- ウ 苦情に対する弁明の内容
- エ 改善措置
- オ 苦情処理を担当した者

証紙貼付用紙（新規登録用）

自家用有償旅客運送者登録申請手数料

申請書

埼玉県収入証紙貼付欄

はがれないようにしっかりと糊付けして、貼り付けてください。

（金額： 15,000 円 ）

証紙貼付用紙（変更登録用）

自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料

申請書

埼玉県収入証紙貼付欄
<p data-bbox="325 1021 1251 1064">はがれないようにしっかりと糊付けして、貼り付けてください。</p>

（金額： 3,000 円 ）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">自動車事故報告書</p> <p style="margin: 5px 0;">埼玉県知事 様</p> <p style="margin: 5px 0;">自動車の使用者の氏名又は名称</p> <p style="margin: 5px 0;">住所</p> <p style="margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日 提出</p>			
☆発生日時	年 月 日 時 分	☆路線名 又は 道路名	
天 候	1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他		
☆発生場所	埼玉県 市郡 区町村 番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		☆自動車登録番号 又は車両番号	
☆当時の状況			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
☆当時の処置			
☆事故の原因			
☆再発防止 対 策			
※備 考			

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は第12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区分がある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき(9に該当する場合を除く。)
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客(乗降する際の旅客を含む。)を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 RI 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路(車道と歩道の区別がある場合は、車道)の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者(以下「旅行業者等」という。)である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所(又は受診機関)を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

埼玉県

種別 市町村 公共交通空白 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（ 年度）

埼玉県知事 様

住 所
 運送者名
 代表者名（役職名及び氏名）
 電話番号

概況（ 年3月31日現在）

	管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国	
自家用有償旅客 運送自動車数	寝台車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	車いす車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	兼用車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	回転シート車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	セダン等（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	バス（両）			
	計（両）	（ ）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数	イ:身体障害者 人 ロ:要介護者 人 ハ:要支援者 人 ニ:その他 人	イ:身体障害者 人 ロ:要介護者 人 ハ:要支援者 人 ニ:その他 人	イ:身体障害者 人 ロ:要介護者 人 ハ:要支援者 人 ニ:その他 人	イ:身体障害者 人 ロ:要介護者 人 ハ:要支援者 人 ニ:その他 人

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国	
走行キロ（キロメートル）				
輸送人員（人）又は運送回数（回）				
運送収入（千円）				

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内		全 国	
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				
負傷者数				

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

平成 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表 × × × × 印

自家用有償旅客運送の登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を行いたいので、別添のとおり登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

平成 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表 × × × × 印

自家用有償旅客運送の更新登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、別添のとおり更新登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

平成 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表 × × × × 印

自家用有償旅客運送の変更登録申請書案の提出について

このたび、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録事項の変更を行いたいの
で、別添のとおり変更登録申請書案を提出いたします。

つきましては、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていた
だきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

平成 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表 × × × × 印

自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書（写し）の提出について

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項を変更いたしますので、別添のとおり報告いたします。

《添付資料一覧》※ 変更する事項に関連する書類全てを添付してください。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

平成 年 月 日

△△△市（町村）長 様

名 称
住 所
代表者の氏名

印

自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する対価に関する申請書

自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する対価について、下記のとおり設定しましたので、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

記

1 距離制（旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定する方法）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 初乗り： kmまで 円
- ・ 加算： 以後 kmあたり 円

乗車距離	法人名	タクシー料金の2分の1	タクシー料金
2km まで	円	円	円
3km	円	円	円
5km	円	円	円
10km	円	円	円

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： 円
- ・ 待機料金： 円
- ・ その他の料金： 円（料金種別 ）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

2 時間制（旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により対価を設定する方法）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 初乗り： 分以内 円
- ・ 加算：以後 分あたり 円

乗車時間	法人名	タクシー料金の2分の1	タクシー料金
30分以内	円	円	円
1時間	円	円	円
2時間	円	円	円
3時間	円	円	円

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： 円
- ・ 待機料金： 円
- ・ その他の料金： 円（料金種別 ）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

3 定額制（1回の利用ごとの対価の額又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を設定する方法）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 運送1回あたり： 円
- ・ 利用区間ごとの対価の設定

利用区間	法人名	時間	距離
	円	分	km
	円	分	km
	円	分	km

（注）「時間」欄には、当該区間に係る平均運送時間を記入します。

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： 円
- ・ 待機料金： 円
- ・ その他の料金： 円（料金種別 ）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

4 複数乗車（透析患者の透析のための輸送等について、1回の運行で複数の者の運送を行う方法）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

- ・ 旅客1人ずつから収受する対価 : _____ 円
- ・ 運送サービスに使用する車両の乗車定員 : _____ 人
- ・ 運送する人数 : _____ 人

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金 : _____ 円
- ・ 待機料金 : _____ 円
- ・ その他の料金 : _____ 円（料金種別 _____）

（注）その他の料金は、介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー使用料、車いす使用料等をいう。

5 その他

当該申請書の他に、旅客から収受する対価の設定の基礎となる資料を提出すること。

【参考事項】 旅客から収受する対価の設定基準

① 運送の対価

- ・ 運送の対価は、地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね2分の1の範囲内であること。
- ・ 均一性など定額制による運送の対価は、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- ・ 距離制及び時間制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされること。
- ・ 複数乗車の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。
- ・ 複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められること。

② 運送の対価以外の対価

- ・ 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること。

平成 年 月 日

△△△市（町村）長 様

名 称
住 所
代表者の氏名

印

自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する対価に関する変更申請書

自家用有償旅客運送に係る旅客から收受する対価について、下記のとおり変更したいので、貴市町村の主宰する福祉有償運送に係る運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

記

【変更前】

_____ 制（距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

_____ 円

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： _____ 円
- ・ 待機料金： _____ 円
- ・ その他の料金： _____ 円（料金種別 _____）

【変更後】

_____ 制（距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入）

(1) 運送の対価（運送サービスの利用に対する対価）

_____ 円

(2) 運送の対価以外の対価

- ・ 迎車回送料金： _____ 円
- ・ 待機料金： _____ 円
- ・ その他の料金： _____ 円（料金種別 _____）

【変更後の旅客から収受する対価の算出過程等を記入し、その基礎資料を添付すること】

【協議が調わなかった場合】

協議会・様式第3号

平成 年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表 × × × × 様

埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会
会 長 △△ △△

埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会の協議結果について

貴団体が行う自家用有償旅客運送事業について、平成 年 月 日に開催しました埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会において、協議が調いませんでした。

なお、別紙のとおり意見が付されましたので、補正のうえ、改めて同運営協議会に対する協議の申請をお願いします。

問い合わせ先

〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会事務局

市町村名

所管室課名

担当名

住所

電話番号

F A X 番号

E-mail

【委員あて通知】

協議会・様式第4号

平成 年 月 日

(各 委 員) 様

埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会
会 長 △△ △△

埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会の協議結果について

平成 年 月 日に開催しました埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会における協議結果について、別添のとおり（特定非営利活動法人〇〇〇〇）に通知しましたことを報告します。

問い合わせ先

〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会事務局
市町村名
所管室課名
担当名
住所
電話番号
FAX番号
E-mail

平成 年 月 日

△△△市（町村）長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表 × × × × 印

自動車事故報告書の提出について

このたび、重大な事故が発生し、別添のとおり埼玉県知事に自動車事故報告書を提出しましたので、報告いたします。

<問い合わせ先>

担当者名	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
e-mail	

福祉有償運送苦情対応報告書

市町村提出用

平成 年 月 日

受付方法	平成 年 月 日	受付方法 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> その他
	: ~ :	

苦情申出者	フリガナ			歳
	氏名			
	郵便番号	—	TEL (白)	(勤)
	苦情申出者住所			
	当事者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他家族 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 在介支職員 <input type="checkbox"/> 民生委員・その他		

当事者	フリガナ			歳
	氏名			
	郵便番号	—	TEL (白)	(勤)
	当事者住所			
	区分 (該当に○をつけてください)	高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者・その他		

種別	<input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他
----	--

苦情内容分類	<input type="checkbox"/> 乗車中
	<input type="checkbox"/> 乗降の介助中
	<input type="checkbox"/> 利用料金等について
	<input type="checkbox"/> その他

事業者	事業者名			
	事業者郵便番号		事業所TEL	
	事業者所在地			

苦情	主訴			
	苦情概要			

※記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

対応	結果分類	<input type="checkbox"/> 説明納得 <input type="checkbox"/> 調整納得 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 未了			
	対応概要				

別添 有 (枚) ※資料名を簡潔に記入)
無

● 個人情報保護の観点から、運営協議会の協議の間では、個人が識別されるような情報は公開

△△△市（町村）長 様

住 所
運送者名
代表者名（役職名及び氏名）
電話番号

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（平成 年度上・下期分）について

概況（ 年 月 日現在）

	運営協議会地区内			地区外
自家用有償旅客 運送自動車数	寝台車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	車いす車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	兼用車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	回転シート車（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	セダン等（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	バス（両）			
	計（両）	（ ）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績（ 月 日から 月 日まで）

	運営協議会地区内			地区外
走行キロ（キロメートル）				
輸送人員（人）又は運送回数（回）				
運送収入（千円）				

事故件数（ 月 日から 月 日まで）

	運営協議会地区内			地区外
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				
負傷者数				

- 備考
- 1 運営協議会地区内の欄については、運営協議会の地区ごとに記載すること。また、運輸実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
 - 2 地区外の欄にあつては、当該実績報告書を提出する地区外における福祉有償運送について記載すること。
 - 3 自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。
 - 4 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
 - 5 輸送人員又は運送回数については、福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
 - 6 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
 - 7 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

福祉有償運送事故報告書(上・下期報告 自家用有償旅客運送輸送実績報告書 添付様式)

法人名		事務所所在地		
事務所名		報告日	平成__年__月__日	上期・下期 報告分

報告日	平成__年__月__日	事故発生日時	平成__年__月__日__時__分	発生場所	
事故概要	<ul style="list-style-type: none"> ●事故の当事者 ●損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別 等 ●事故の原因 		対応	<ul style="list-style-type: none"> ●事故への対処 ●治療した医療機関・被害者の状況 ●事故後の対応・損害賠償 等 	
再発防止対策					自動車事故報告書 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

報告日	平成__年__月__日	事故発生日時	平成__年__月__日__時__分	発生場所	
事故概要			対応		
再発防止対策					自動車事故報告書 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

報告日	平成__年__月__日	事故発生日時	平成__年__月__日__時__分	発生場所	
事故概要			対応		
再発防止対策					自動車事故報告書 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

報告日	平成__年__月__日	事故発生日時	平成__年__月__日__時__分	発生場所	
事故概要			対応		
再発防止対策					自動車事故報告書 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

● 個人情報保護の観点から、運営協議会の協議の場では、個人が識別されるような情報は公開しない。(例：氏名、住所)

福祉有償運送苦情対応報告書(上・下期報告 自家用有償旅客運送輸送実績報告書 添付様式)

法人名		事務所所在地		
事務所名		報告日	平成__年__月__日	上期・下期 報告分

報告日	平成__年__月__日	受付日	平成__年__月__日__時	受付方法			
申告内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告者 ●申告内容 ●原因究明結果 等 			対応	<ul style="list-style-type: none"> ●改善措置 ●法人からの説明に納得・調整中・未了 ●添付資料の有無 等 		即時報告書
							有 <input type="checkbox"/>
再発防止対策						無 <input type="checkbox"/>	

報告日	平成__年__月__日	受付日	平成__年__月__日__時	受付方法			
申告内容				対応			即時報告書
							有 <input type="checkbox"/>
再発防止対策						無 <input type="checkbox"/>	

報告日	平成__年__月__日	受付日	平成__年__月__日__時	受付方法			
申告内容				対応			即時報告書
							有 <input type="checkbox"/>
再発防止対策						無 <input type="checkbox"/>	

報告日	平成__年__月__日	受付日	平成__年__月__日__時	受付方法			
申告内容				対応			即時報告書
							有 <input type="checkbox"/>
再発防止対策						無 <input type="checkbox"/>	

● 個人情報保護の観点から、運営協議会の協議の間では、個人が識別されるような情報は公開しない。(例：氏名、住所)

地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断

市町村名： _____

1 地域内における輸送の対象となる移動制約者の数(平成〇〇年度末現在)

身体障害者手帳所持者数	名	視覚障害	
		聴覚・平衡機能障害	
		音声・言語・そしゃく機能障害	
		肢体不自由	
		内部障害	
介護保険要介護(要支援)認定者数	名	要介護1	
		要介護2	
		要介護3	
		要介護4	
		要介護5	
		要支援	
療育手帳所持者数	名		
精神障害者保健福祉手帳所持者数	名		
精神障害者通院医療費公費負担患者数	名		
特定疾患医療給付受給者数	名		
小児慢性特定疾患医療給付受給者数	名		
その他(知的障害児者把握数等)	名		
合計(重複あり)	名		

2 地域内におけるタクシー等公共交通機関の状況(平成〇〇年度末現在)

分類/交通圏	県南中央	県南東部	県南西部	県北	秩父	中・両毛	合計
①法人タクシー							
②個人タクシー							
①②が所有する福祉車両							
③患者等輸送限定							
③が所有する福祉車両							
合計							

※ 〇〇市(町村)人口 _____ 人により按分した台数 _____ 台(△△△△交通圏人口 _____ 人)

3 福祉タクシー券の利用状況(平成〇〇年度末現在)

	対象者の区分	交付件数	利用件数
1			
2			
3			

4 地域内におけるNPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況(平成〇〇年度実績)

	団体名	有償・無償	福祉車両・セダン型車両	保有車両数(台)	延べ輸送人数(人)
1					
2					
3					
4					
5					

5 地域内における上記の状況等を踏まえた福祉有償運送の必要性について

福祉有償運送:登録申請書チェックシート(市町村受付用)

年 月 日

1 団体名 _____

2 団体の住所 _____

3 代表者及び連絡先 _____

4 法第78条第2号に定める者か 特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者
 非営利法人ではない(理由: _____)

【施行規則第51条の3第1号関係】

定款又は寄付行為 登記事項証明書 役員の名簿

5 当該法人の役員全員が、欠格事由(法第79条の4第1号から第4号のいずれにも)に該当しないか
 しない する

【施行規則第51条の3第3号関係】

宣誓書(県・様式第3号)

6 運送しようとする区域が当該市町村内にあるか ある ない
関係市町村への書類の送付は済んでいるか 済んでいる いない(理由: _____)

7 事務所の名称及び位置 _____

8 運送をしようとする旅客は、当該団体に登録された会員であり、かつ、施行規則第49条第3号に規定される者か

身体障害者 _____人 要介護認定を受けている者 _____人 要支援認定を受けている者 _____人
 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 _____人

【施行規則第51条の3第13号関係】

第51条の25第1号～第4号に掲げる事項を記載した名簿(県・参考様式第イ号)

9 会員の状況 (_____市・町・村 _____人 _____市・町・村 _____人)
合計 _____人 (_____市・町・村 _____人 _____市・町・村 _____人)

10 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客の種別に応じて必要な自動車を保有しているか。

使用車両台数	_____台	(所有	台、持込	台)
寝台車	_____台	(所有	台、持込	台)
車いす車	_____台	(所有	台、持込	台)
兼用車	_____台	(所有	台、持込	台)
回転シート車	_____台	(所有	台、持込	台)
セダン等	_____台	(所有	台、持込	台)

使用する車両については、運送主体が使用権原を有しているか(施行規則第51条の3第6号関係)
いる いない(理由: _____)

【施行規則第51条の3第6号関係】

- 自動車検査証
- 自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書

11 運転者の要件

1) 福祉自動車(福祉車両)を使用して福祉有償運送を行う場合
 運転者は必要な要件を備えているか
いる いない(理由: _____)

【施行規則第51条の3第7号及び第51条の16第1項関係】

- 1) 第2種免許の場合:第2種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないか
 - 第2種免許、かつ、効力が停止されていない 効力が停止されている
 - 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿(県・様式第4号)及び運転免許証の写し
- 2) 第1種免許の場合:第1種免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であるか
 - 第1種免許、かつ、効力が過去2年以内に停止されていない 効力が停止されている
 - 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿(県・様式第4号)及び運転免許証の写し
 - 国土交通大臣の認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了証の写し
 - その他(_____)

2) 福祉自動車以外の自動車(セダン型車両)を使用して福祉有償運送を行う場合
 福祉自動車の運転者に規定する要件に加えて、運転者又は乗務員は必要な要件を備えているか
いる いない(理由: _____)

【施行規則第51条の3第8号及び第51条の16第3項関係】

- 介護福祉士の登録証の写し
- 国土交通大臣の認定講習(セダン等運転者講習)修了証の写し
- その他(_____)
- 乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務員名簿(県・様式第4号)

12 運行管理の体制が整備されており、運行管理の責任者が選任されているか

いる いない(理由: _____)

1) 配置する車両が5両未満の事務所

配置車両台数 _____ 台

【施行規則第51条の3第9号関係】

- 運行管理の責任者就任承諾書(県・様式第5号)
- 運行管理の体制等を記載した書類(県・様式第6号)
- 運行管理マニュアル

2) 配置する車両が5両以上となる事務所

配置車両台数 _____ 台 責任者の人数 _____ 人

【施行規則第51条の3第9号関係】

- 運行管理の責任者就任承諾書(県・様式第5号)
- 運行管理の体制等を記載した書類(県・様式第6号)
- 施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類
- 運行管理マニュアル

※責任者の人数

当該事務所ごとに、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を20で除して得た数に1を加算して得た数以上選任されなければならない。

※施行規則第51条の17第2項の要件とは

- ① 運行管理者資格証の交付を受けている者
- ② 自動車運送事業又は貨物自動車運送事業の事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務経験を有する者
- ③ 安全運転管理者
- ④ 国土交通大臣が②又は③に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

13 整備管理の体制が整備されており、整備管理の責任者が選任されているか

いる いない(理由: _____)

【施行規則第51条の3第10号関係】

- 運行管理の体制等を記載した書類(県・様式第6号)
- 運行管理マニュアル

14 事故が発生した場合の連絡体制が整備され、事故対応や苦情処理に係る責任者等が選任されているか

いる いない(理由: _____)

【施行規則第51条の3第11号関係】

- 運行管理の体制等を記載した書類(県・様式第6号)
- 運行管理マニュアル

15 自家用有償旅客自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じているか

いる いない(理由: _____)

【施行規則第51条の3第12号関係】

- 契約申込書の写し、見積書の写し
- 契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は、宣誓書(県・様式第7号)

16 旅客から収受する対価(運送の対価及び運送以外の対価)は、実費の範囲内であるか

実費の範囲内 実費の範囲内ではない(理由:)

- 1) 運送の対価(運送サービスの利用に対する対価)は、地域のタクシーの上限運賃額の1/2の範囲内か
1/2以内 1/2超
- 2) 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内か
範囲内 範囲外
- ※運送の対価以外の対価とは、運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価で、迎車回送料金、待機料金、その他の料金(介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料)など
- 3) 均一制など定額制による運送の対価において、近距離者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないか
相当 疑問
- 4) 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められるか。
ただし、当該対価を適用させる場合には、迎車料金を併せて徴収してはならない。
相当 疑問

【提出書類】

自家用有償旅客運送に係る旅客から収受する対価に関する申請書(協議会・様式第2-1号)

<担当者意見欄>

内容に問題がなく、申請を受理する

条件つきで受理する

条件

内容に問題があるため、申請を受けつけない

理由

特記事項

.....

.....

.....

.....

福祉有償運送に関する登録申請(道路運送法第79条)の概要

項目	福祉有用運送の要件	申請者の概要	添付資料
1 運送の主体	<ul style="list-style-type: none"> ○特定非営利活動法人 ○その他国土交通省令で定める者 <li style="margin-left: 20px;">→公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 	<ul style="list-style-type: none"> ○名称: ○住所: ○代表者名: ○事務所の名称及び位置 	
2 法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○いわゆる欠格事由に該当しないこと 		
3 運送の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○運営協議会の協議が調った市町村を単位とする区域とする ○旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要する 	<ul style="list-style-type: none"> ○運送の区域: 	
4 旅客の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○申請団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者及びその付添人であること ○原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送であること ○透析患者のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等の場合、運営協議会が認めたときは、複数乗車が可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用会員数: 人（平成 年 月 日現在） <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 人 ・要介護認定を受けている者 人 ・要支援認定を受けている者 人 ・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 人 ○会員在住市町村名(人数): (人) <ul style="list-style-type: none"> ・同一地区共同運営協議会内市町村名(人数): (人) ・上記以外の市町村名(人数): (人) 	
5 旅客から收受する対価	<ul style="list-style-type: none"> ○実費の範囲内であり、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であること ○運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること ○運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること ○入会金、会費等は対価に含めない 	<p>(距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入)</p> <p style="text-align: right;">制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運送の対価(運送サービスの利用に対する対価) 円 ○運送の対価以外の対価 <ul style="list-style-type: none"> ・迎車回送料金 円 ・待機料金 円 ・その他の料金 円 	

項目	福祉有用運送の要件	申請者の概要	添付資料
6 自動車の保有	<p>○福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車を保有していること</p> <p>○使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること</p> <p>○乗車定員が11人未満の自動車であること</p> <p>※車検証の「用途」欄が『貨物』、「自家用・事業用の別」欄が『事業用』、「乗車定員」欄が『11人以上の数』の車両は使用できない</p>	<p>○使用車両台数： 台(所有 台、持込 台)</p> <p>・寝台車 台(所有 台、持込 台)</p> <p>・車いす車 台(所有 台、持込 台)</p> <p>・兼用車 台(所有 台、持込 台)</p> <p>・回転シート車 台(所有 台、持込 台)</p> <p>・セダン等 台(所有 台、持込 台)</p>	
7 運転者等の確保	<p>(1) 必要な要件を備える福祉自動車(福祉車両)の運転者を確保すること</p> <p>①第二種免許保有者で、その効力が停止されていない者</p> <p>②第一種免許保有者で、その効力が過去2年以内において停止されていない者であり、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習等を修了した者</p> <p>(2) 福祉自動車以外の自動車(セダン型車両)を使用する場合は、必要な要件を備える運転者その他の乗務員を確保すること</p> <p>○セダン型車両を使用する場合は、上記(1)に加え、介護福祉士、または国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習等を修了した者が運転するか、乗務すること</p>	<p>○運転者人数： 人(うち第二種免許取得者 人)</p> <p>(1)福祉車両</p> <p>・運転者人数： 人</p> <p>・講習受講状況：</p> <p>(2)セダン車両</p> <p>・運転者人数： 人</p> <p>・介護福祉士の登録者数：</p> <p>・講習受講状況：</p> <p>※運転者が要件を備えていない場合</p> <p>・要件を備える乗務員の人数： 人</p>	
8 運行管理体制等	<p>○運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制が整備されていること</p> <p>○5両以上の車両を配置する事務所は、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること</p> <p>○旅客の安全と利便の確保に関する措置を明確にすること(運行管理マニュアル等で確認する)</p>	<p>○運行管理の責任者の就任：</p> <p>・車両数 台、責任者 人</p> <p>・資格の種類：</p> <p>○運行管理の体制：</p>	
8 整備管理体制等	<p>○整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制が整備されていること</p>	<p>○整備の管理の責任者の就任：</p> <p>○整備管理の体制：</p>	
9 事故対応等	<p>○事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制が整備されていること</p> <p>○苦情処理の体制が整備されていること</p>	<p>○事故対応責任者の選任：</p> <p>○事故処理連絡体制：</p> <p>○苦情処理体制：</p>	
10 損害賠償措置	<p>○自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客、その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていること(対人8000万円以上、対物200万円以上の任意保険に加入していること)</p>	<p>○契約保険会社等名：</p> <p>○契約内容：</p>	

福祉有償運送に関する変更登録申請等(道路運送法第79条の7)の概要

○名称、住所、代表者名:

○登録番号:

変更事項	変更後	変更前	添付資料
1 自家用有償旅客運送の種別			
2 運送の区域			
3 旅客の範囲	○利用会員数: 人 ・身体障害者 人 ・要介護認定を受けている者 人 ・要支援認定を受けている者 人 ・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 人 ○会員在住市町村名(人数): (人) ・同一地区共同運営協議会内市町村名(人数): (人) ・上記以外の市町村名(人数): (人)	○利用会員数: 人 ・身体障害者 人 ・要介護認定を受けている者 人 ・要支援認定を受けている者 人 ・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 人 ○会員在住市町村名(人数): (人) ・同一地区共同運営協議会内市町村名(人数): (人) ・上記以外の市町村名(人数): (人)	
4 旅客から収受する対価	(距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入) 制 ○運送の対価(運送サービスの利用に対する対価) 円 ○運送の対価以外の対価 ・迎車回送料金 円 ・待機料金 円 ・その他の料金 円	(距離制・時間制・定額制・複数乗車の種別を記入) 制 ○運送の対価(運送サービスの利用に対する対価) 円 ○運送の対価以外の対価 ・迎車回送料金 円 ・待機料金 円 ・その他の料金 円	
5 変更予定期日			

資料編

〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱 (モデル要綱)

制定 平成 年 月 日

(目的)

第 1 条 〇〇市運営協議会 (以下「協議会」という。) は、道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。) の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から收受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- ① 法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録 (法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。) を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- ② 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- ③ 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第 3 条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- ① 市長又はその指名する職員
- ② 市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ③ 市に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- ④ 地方運輸局長若しくは〇〇運輸支局長又はその指名する職員
- ⑤ 関係する地方公共団体の長又はその指名する職員
- ⑥ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ⑦ 市において現に (公共交通空白地又は福祉) 有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- ⑧ 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

(協議会の運営)

第 4 条 協議会に会長をおき、主宰する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
- 5 4の定めに関わらず、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第145号平成18年9月15日）に定める「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」5.(5)運営協議会における地域公共交通確保のための検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
- 6 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 協議会の庶務は、〇〇市〇〇〇〇部において処理する。
- 9 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先：Tel ××××-×××-××××

FAX ××××-×××-××××

担 当：〇〇、△△、□□

(守秘義務)

第5条 協議会の委員（幹事会の委員）は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)

第〇条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。
- 3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会の 会議及び会議記録の公開に関する取扱要領（例）

（趣旨）

第1条 この要領は、埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会設置要綱第〇条の規定に基づき、埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会（以下「協議会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

（協議会の公開）

第2条 協議会は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- （1） 協議会を設置している市町村の情報公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）に規定する適用除外事項に該当する事項について審議等を行う場合
- （2） 協議会を公開することにより、当該協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 前項ただし書きの規定により非公開とする場合は、会長が協議会に諮って決定する。

3 前項の規定に関わらず、協議会の運営に支障を来すと判断される場合は、原則として協議会の開催の1週間前までに、会長が決定することができる。

（協議会開催の周知）

第3条 前条の規定に基づき、協議会を公開する場合、協議会の開催について、1週間前までに公表することとする。

2 公表の方法は、「協議会の会議開催予定」（様式1）を協議会事務局市町村の所管室課及び議会図書室に配架するとともに、協議会事務局市町村ホームページへ掲載することにより行う。

（協議会の傍聴）

第4条 協議会の公開は、協議会の傍聴を希望する者に、協議会の傍聴を認めることにより行う。

2 協議会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

（会議記録の公開）

第5条 協議会の会議記録は、次に掲げるものを協議会事務局市町村の所管室課及び議会図書室に配架するとともに、協議会事務局市町村ホームページへ掲載することにより公開する。

（1） 協議会の終了後、翌日（閉庁日の場合はその次の日）までに公開する「審議速報」（様式2）

（2） 協議会の終了後、3週間を目途に公開する「会議記録」（様式3）

2 前項第2号で規定する「会議記録」は、委員等の氏名を記載した発言記録とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、会長の決定により委員等の氏名を省略または内容を要約することができることとし、その場合は、様式3に理由を記載する。

（1） 情報公開条例の適用除外事項に該当する事項が含まれる場合

（2） 記載内容について、委員の了承が得られない場合

（3） 長時間の会議で発言記録の作成が困難な場合

3 協議会当日の資料については、その内容が情報公開条例の適用除外事項に該当する事項を除き、協議会の事務局において、一般の閲覧に供するものとする。

(情報提供期間)

第6条 前条で規定する「審議速報」、「会議記録」及び会議資料の情報提供期間は、協議会を開催した日の属する年度及び翌年度とする。

(協議会の概要の周知)

第7条 協議会の概要を周知するため、協議会の委員等を記載した「協議会の概要」(様式4-1及び様式4-2)を作成し、協議会事務局市町村の所管室課及び議会図書室に配架(様式4-1)するとともに、協議会事務局市町村ホームページへ掲載(様式4-2)する。

2 前項の規定により、配架、掲載した内容について、年度途中に変更があった場合は、新たに「協議会の概要」を作成し、速やかに配架、掲載する。

(委任規定)

第8条 この要領に定めるものを除くほか、協議会の会議の公開等に関して、必要な事項については、会長が協議会に諮って定めることとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

協議会の会議開催予定

協議会名称	
開催日時	年 月 日 () : ~ :
開催場所	
議 題	
傍聴の可否	
非公開理由	
傍聴の席数	
傍聴申込方法	
問い合わせ先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス

審 議 速 報

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	
開 催 日 時	年 月 日 () : ~ :
開 催 場 所	
出 席 者 ※ 会 長 等 ◎ 副 会 長 等 ○	
次 回 開 催 予 定 日	
問 い 合 わ せ 先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス
会 議 の 概 要	

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称			
開 催 日 時	年 月 日 () : ~ :		
開 催 場 所			
出 席 者 ※ 会 長 等 ◎ 副 会 長 等 ○			
次 回 開 催 予 定 日			
問 い 合 わ せ 先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス		
会 議 記 録	発 言 記 録 ・ 要 約	要 約 し た 理 由	
内 容			

協 議 会 の 概 要

名 称	
設置根拠法令等	
設 置 年 月 日	
所 掌 事 務	
委員数・任期	人 年
委員の氏名	*代表者(会長等)に◎
諮問・答申事項等	
会 議 公 開	
非 公 開 理 由	
会 議 開 催 日	
問 い 合 わ せ 先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス

協 議 会 の 概 要

名 称				
設置根拠法令等				
設 置 年 月 日				
所 掌 事 務				
委員数・任期	人		年	
委員の氏名	*代表者（会長等）に◎			
諮問・答申事項等				
会 議 公 開				
非 公 開 理 由				
会 議 開 催 日	第 1 回	年 月 日	審議速報	会議記録
	第 2 回	年 月 日		
	第 3 回	年 月 日		
	第 4 回	年 月 日		
	第 5 回	年 月 日		
問 い 合 わ せ 先	所属名、担当者名 電話番号 メールアドレス			

埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会傍聴要領（例）

（趣旨）

第1条 この要領は、埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、埼玉県〇〇地区福祉有償運送市町村共同運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の数は、原則として10人以内とし、協議会の開催の都度、協議会の事務局が会議室の収容人員等を考慮して定める。

（傍聴申込方法）

第3条 傍聴の申込の受付は、協議会の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

（傍聴者の決定等）

第4条 傍聴申込者の数が、第2条第2項で定めた傍聴席の数を超えた場合は、抽選により決定し、受付締切の時点で傍聴申込者の数が傍聴席の数に満たない場合は、傍聴申込者全員を傍聴者として決定する。

（傍聴席に入場することができない者）

第5条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- （1） 第4条第1項に基づき、決定した傍聴者以外の者
- （2） 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第6条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に必要な指示をさせたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

（実施細目）

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

(目 的)

第2条 連絡会議は、県内市町村が単独又は共同で設置した福祉有償運送に係る運営協議会（以下「協議会」という。）における課題等を共有し運営の円滑化を図るとともに、道路運送法（平成18年法律第40号。以下「法」という。）第79条第2号の登録を行うNPO法人等による福祉有償運送の円滑な実施を推進するために設置する。

(構 成)

第3条 この連絡会議は、別表に掲げる協議会事務局市町村及び埼玉県福祉事務所に
より構成する。

2 連絡会議の運営上、必要がある場合は、構成機関以外の者をアドバイザーとして出席させることができる。

(会議事項)

第4条 連絡会議は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 法第79条第2号の登録等の申請に係る疑義事項等に関すること
- (2) 福祉有償運送の適正な実施に関すること
- (3) 福祉有償運送における課題の検討に関すること
- (4) その他協議会の運営の円滑化及び福祉有償運送の円滑な実施に関すること

(開 催)

第5条 連絡会議は、福祉有償運送の適正な実施のために必要があるときに開催する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、埼玉県福祉部福祉政策課が担当する。

附 則

この要綱は、平成18年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別 表

埼玉県福祉有償運送運営協議会事務局連絡会議構成機関

地 区	県福祉事務所
さいたま市	—
南部地区	東部中央福祉事務所
北足立北部地区	同上
入間東地区	西部福祉事務所
入間西地区	同上
比企地区	同上
秩父地区	秩父福祉事務所
児玉地区	北部福祉事務所
大里地区	同上
北埼玉地区	東部中央福祉事務所
埼玉南地区	同上
埼玉北地区	同上

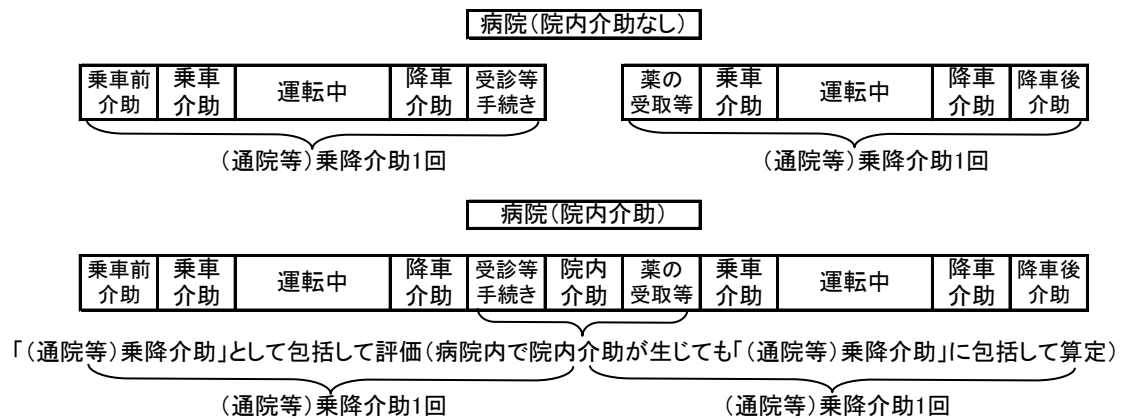
福祉有償運送における介護保険及び障害福祉サービスの扱い

- 1 **根拠** 厚生労働省告示
- 2 **目的** 制度上、訪問介護又は居宅介護における外出介助の目的として認められているもの（通院等）
- 3 **対象**
 - ① 介護保険の場合 通院等乗降介助の対象
外出介助の必要性等が、ケアプラン及び居宅サービス計画に位置づけられ、要介護認定1～5を受けた者
 - ② 障害福祉サービスの場合 外出介助の必要性等が、居宅介護計画に位置づけられ、身体介護（又は乗降介助）の支給決定を受けた障害者
- 4 **サービスの内容**（次の①②を併せて提供する場合に算定）
 - ① 訪問介護員又は居宅介護従事者が自ら運転する車両への「乗車」「降車」の介助
 - ② 「乗車前」又は「降車後」の
 - ア 屋内外における移動等の介助
 - イ 通院先での受診等の手続き
 - ウ 薬の受取り

5 算定の基本的考え方

【原則：「(通院等)乗降介助」として算定】

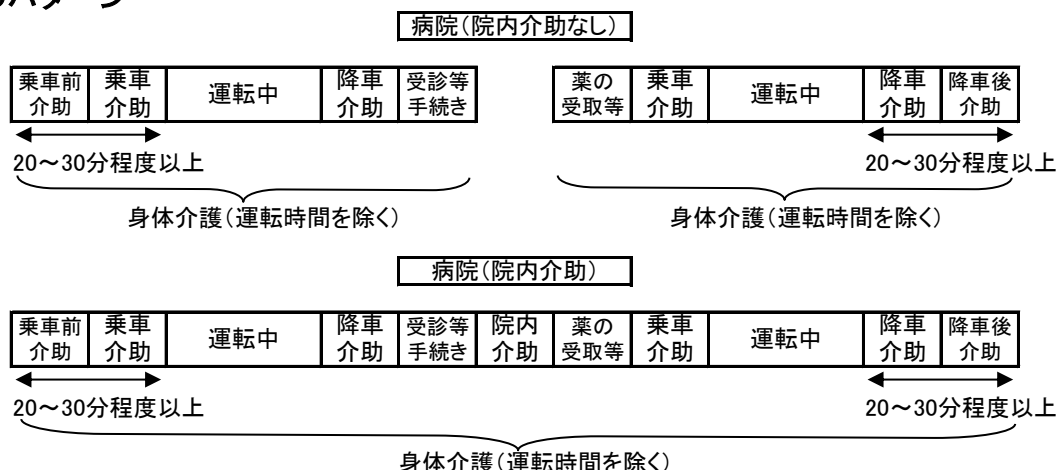
- ① 「乗車時の介助」「降車時の介助」を1セットとして「(通院等)乗降介助」1回と算定
- ② 移送行為中（訪問介護員又は居宅介護従事者が運転中）の時間は算定の対象外
- ③ 一人の訪問介護員又は居宅介護従事者が一度に複数の利用者に対し「(通院等)乗降介助」を行った場合、実際の乗車時に「1対1」でサービスが提供された場合はそれぞれの利用者につき算定
- ④ 「乗車時」と「降車時」を別々の訪問介護員又は居宅介護従事者がサービスを提供した場合でも、「(通院等)乗降介助」1回の算定



【例外：「身体介護」として算定できる場合】

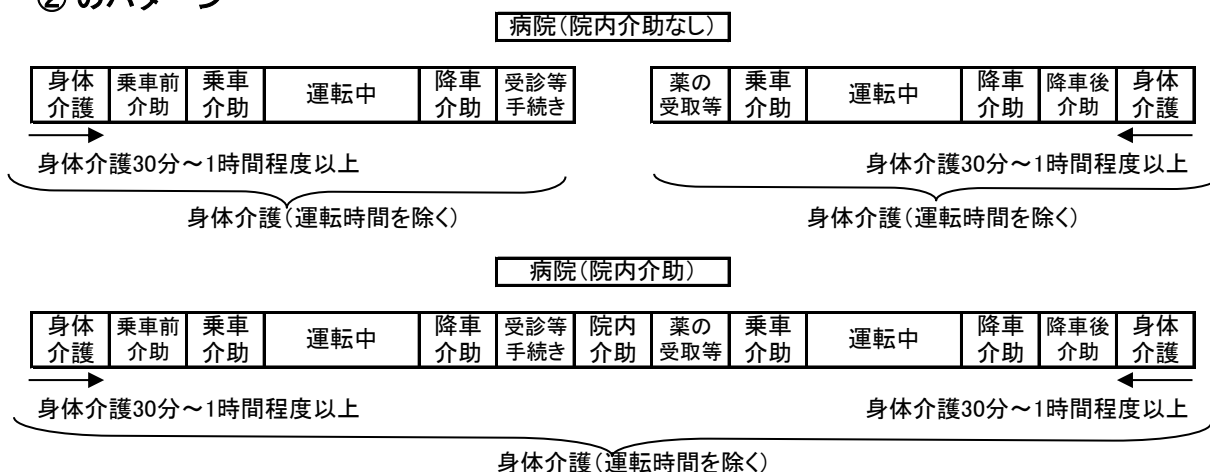
- ① 要介護度4又は5の利用者等に対して、「(通院等)乗降介助」に前後して相当の所要時間（20～30分以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合
例：更衣介助や排泄介助を行った後、ベッドから車イスに移乗介助し、車イスを押して自動車に移動介助する場合
- ② 要介護度1～5の利用者等に対して、外出に直接関連しない身体介護（入浴、食事介助等）を30分から1時間程度以上行い、継続して「(通院等)乗降介助」を行う場合（身体介護を開始した時間から一連の介助を「身体介護」として算定）

①のパターン



※ 病院内の移動の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により、算定対象となる。

②のパターン



※ 病院内の移動の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により、算定対象となる。

6 請求額

- | | | | |
|---------------|---------|-------------|-----------------|
| ① 介護保険の場合 | 通院等乗降介助 | 1回(片道) | 97単位 |
| | 身体介護 | 運転時間を除く所要時間 | 単位数 |
| ② 障害福祉サービスの場合 | 乗降介助中心 | 1回(片道) | 1000円(丙地、日中の場合) |
| | 身体介護中心 | 運転時間を除く時間 | 単位で算定 |

7 運送の対価の考え方

① 介護保険や障害福祉サービスの利用者負担額以外に運賃は徴収できる

上記介護保険や障害福祉サービスは介助又は介護に要する費用であり、利用者負担額イコール運賃ではない。なお、これらの算定根拠から運転中の時間が除かれているので、運送の直接の対価として、別途予め定めた運賃を徴収することができる。ただし、当該運賃は、非営利法人の道路運送法78条登録の場合、タクシーの上限運賃の1/2以下であることを要する。また、介助又は介護の時間と重複することを明白に避けるために、運賃は、距離制又は1回あたりの定額制に設定することが望ましい。

② 運転者とは別に訪問介護員又は居宅介護従事者が移送中に介護する場合

道路運送法の登録を得た車両に運転者として登録又は登録された者以外の訪問介護員又は居宅介護従事者が、ケアプラン及び居宅サービス計画又は居宅介護計画における、移送中も運転者とは別に訪問介護員又は居宅介護従事者等の介護が必要であるとの明確な位置付けに基づき、運転者の運転する車両に便乗して、移送中も移動制約者の介護を継続して行う場合は、移送時間も含めて身体介護として時間単位で換算することができる。この場合は、要支援者も対象になる。なお、この場合でも、上記①同様、運送の直接の対価として、別途予め定めた運賃を徴収することができる。

障害児・者生活サポート事業

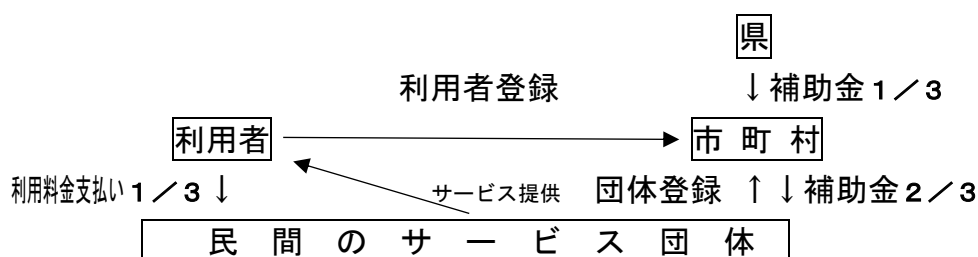
障害者福祉課

1 制度の概要

障害者やその家族の在宅生活を支えるためには、それぞれの生活に合った多様なサービスが必要とされている。

また、介護需要に行政が対応しなくてはならないという考え方から、民間活力をフルに活用し、変化する住民のニーズに対して、柔軟・迅速なサービスを提供し、障害者の在宅生活を促進する必要がある。

このため、迅速かつ柔軟なサービスを提供している民間の介護サービス団体に、市町村を通して補助する制度を平成10年10月から実施している。



《事業の特長とサービス内容の例》

- ・ 法定の福祉サービスでは対応できない隙間を埋める事業
- ・ 複合的なサービスの利用が可能
- ・ 車を使っての移動支援が可能

サービス種類：①一時預かり②介護人の派遣③送迎④外出援助

2 補助の概要

障害者やその家族の生活を支えるために、個々の生活にあった多様なサービスを提供している民間団体に助成する市町村に対し補助金を交付する。

なお、市町村の人口規模により補助限度額を設定している。

《補助基準額》

$(\text{登録団体の1時間あたりの利用料}(\ast 1) \times 2) \times \text{年間利用時間}(\ast 2) \times 1/2$

※1 利用者負担は950円を上限とする。

※2 障害者1名当たり年間150時間を上限とする。

3 生活サポート事業登録団体の基準

登録にあたっては、住民のニーズに柔軟に対応でき、適正な事業運営が見込まれる非営利団体が望ましいが、市町村においては次のような審査項目を設け一定の基準を定めている。

- (1) サービスに当たる者の資格、経歴、研修の有無
保母、介護福祉士等の資格のほか、福祉施設での勤務年数、介護経験歴など。
- (2) 今までのサービス提供の実績
新規に設立した事業所の場合は、団体としての活動実績や会則などを参考にする。
- (3) サービスを提供する場所
一軒家、マンションの一室等借家でも可能であるが、事務室など常時利用者と連絡がとれる体制が必要。
なお、福祉施設を利用してサービスを提供する場合は、施設本来の目的を損なう恐れがあるため、原則として認められない。

◎ 道路運送法の事業区分

旅客自動車運送事業 {他人の需要に応じ、旅客を運送する事業} (二種免許が必要)

I 一般旅客自動車運送事業

- ① **一般乗合旅客自動車運送事業** 【法4条・許可】(乗合バス)
{路線を定めて定期に運行する自動車により運送}
- ② **一般貸切旅客自動車運送事業** 【法4条・許可】(貸切バス)
{一般乗合及び一般乗用以外の運送事業}
- ③ **一般乗用旅客自動車運送事業** 【法4条・許可】(タクシー)
{一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸切る運送}
※ 患者等輸送事業(もっばらケア輸送サービスを行うもの)
もこの事業の一形態

II 特定旅客自動車運送事業 【法43条・許可】

{特定の者の需要に応じ、一定範囲の旅客を運送}

例) 工業団地等の従業員送迎輸送

特定市町村の特定の要介護者の医療施設への輸送

青ナンバー
(事業用自動車)

自家用自動車による有償運送 【法79条・登録】(一種免許で可)

{緊急時又は公共の福祉の確保のため止むを得ない場合}

例) 自治体が行う住民輸送

NPO等による福祉、公共交通空白地有償運送

自家輸送 【無規制】(一種免許で可)

{他人の需要に応じる輸送でないもの}

例) ホテル等の送迎輸送

無償輸送 【無規制】(一種免許で可)

{運行経費にかかる輸送の対価を収受しないもの(物品販売等を含む)}

例) 輸送の対価を収受しないボランティア輸送

白ナンバー
(自家用自動車)

国自旅第143号
平成18年9月15日
一部改正 国自旅第33号
平成21年5月21日
一部改正 国自旅第262号
平成22年3月23日
一部改正 国自旅第352号
平成27年3月30日

各 地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

福祉有償運送の登録に関する処理方針について

平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)は廃止するものとする。

福祉有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 福祉有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第1項第3号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第49条第1項第3号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「法人等」という。）が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいうものとする。

2. 登録の申請

（1）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在福祉有償運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となった場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

（2）登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第2-1号）に、（3）に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあつては、運営協議会の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別

⑤ 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（乗車定員 1 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

（イ）寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

（ロ）車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

（ハ）兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

（ニ）回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

（ホ）セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客は、申請者の団体において会員登録を受けた者（会員となる予定の者を含む。）であって、施行規則第 49 条第 1 項第 3 号に規定するイ、ロ、ハ、ニの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者であって、運送者に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）を対象とするものとする。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

（イ）施行規則第 49 条第 1 項第 3 号イに該当する旅客にあつては身体障害者手帳を、同号ロに該当する旅客にあつては介護保険被保険者証を所持する者であること。

（ロ）施行規則第 49 条第 1 項第 3 号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、

運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）がなされた者であること。

- (ハ) 施行規則第49条第1項第3号ハ及びニに該当する旅客にあっては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

また、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとし、また、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める被保険者のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（基本チェックリスト該当者）についても、当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合には、福祉有償運送の旅客対象として取扱うものとする。

- (ニ) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第1項第3号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における運営協議会においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要するものとする。

- (ホ) 当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、上記に掲げる者の他、身体障害者等であって名簿に記載されていない当該運行区域外からの来訪者及びその付添人も対象とするものとする。

- (ヘ) (ホ)に掲げる「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合」とは、市町村長において、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認したことについて運営協議会へ報告したものとする。

- (ト) (ヘ)において、事業者が輸送サービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者において確実に輸送サービスの提供が行われることを前提として取り扱うものとする。

⑨ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の証明書（以下、「告示事項証明書」という。）並びに役員名簿、施行規則第48条第9号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に該当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約等については、後に変更の可能性があるところ、当該変更の際には構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第3号に定める宣誓書とし、法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

③ 運営協議会において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、運営協議会において協議が調っていることを証する書類とは、運営協議会が申請者に交付した様式第2-5号に定める書類とする。申請者の行おうとする福祉有償運送に対して運営協議会における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載するものとする。

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、

様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）とする。

- ⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第8号に定める、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする場合における運転者その他の乗務員が施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していることを証する書類の写し又は同項第3号の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

- ⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

- ⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

- ⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第11号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

- ⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第12号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

- ⑪ 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第13号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類（参考様式第イ号を参考として運送者において作成したものを含む。）のいずれかとする。

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。（別記1参照）

ただし、広域的に活動する法人等であって、1の法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、法人等の登記上、活動拠点たる事務所が法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証（様式第8号）の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。）又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該

当する場合

- ② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合
運営協議会において、当該法人等による福祉有償運送の実施が必要である旨の合意がないこと。
- ③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合
次の（イ）～（へ）のいずれかに該当するものであること。
 - （イ）運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者にならない場合を含む。）
ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあつては、この限りでない。
 - （ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあつては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合
 - （ハ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
 - （ニ）施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
 - （ホ）施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
 - （ヘ）施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

（1）運転者の要件

- ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であつて、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であることの要件は、地域の実情に応じて運営協議会において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。
- ② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行管理

運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第口号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第二号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② 施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第ホ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第へ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあつては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(7) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げ

る事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(8) 運送しようとする旅客に対する明示

自家用有償旅客運送を行う者は、施行規則第49条第2項に規定する者を運送する場合には当該運送が道路運送法に基づく登録を受けた適法な旅客運送であることを明示（表示・掲示）することとする。

(9) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報保護の観点から適切に管理するものとする。

(10) 苦情処理体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第6号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(11) その他の留意事項

運営協議会は、上記に定めるもののほか、団体の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

4. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第2-2号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。

② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における運営協議会の合意が成立していることを要するものとする。

る。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。

- ③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

運営協議会で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

(2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(3) 更新登録の実施

- ① 上記2. の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等又は指定都道府県等において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。
- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。

- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

5. 変更登録

(1) 変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 運送の区域（減少することとなる場合を除く。）
- ② 運送の種別（既に公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

(2) 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第2-3号に定める申請書に(3)に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の11第2項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

① 運送の区域が拡大される場合

(イ) 上記2. (3) ①～⑪に掲げる書類のうち、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

② 有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記2. (3) ①～⑪に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っているこ

とを証する書類

(ハ) 登録証

(4) 変更登録の実施

- ① 変更登録は上記2. の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録を行った場合には、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。
- ③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。
- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知する。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新は行わない。

6. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（申請様式第2-4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局長等又は指定都道府県等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

7. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく運営協議会の主宰者に通知するものとする。

8. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を運営協議会の主宰者に通知するものとする。
- (3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。
2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適用しない。
3. みなし運送者のうち、1の法人等が旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき複数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし新法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる

場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、新法の規定を適用する。

4. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録の日までは適用しない。
5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。
6. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。

附 則（平成21年5月21日 国自旅第33号）

1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年3月23日 国自旅第262号）

1. 本処理方針は、平成22年3月23日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成27年3月30日 国自旅第352号）

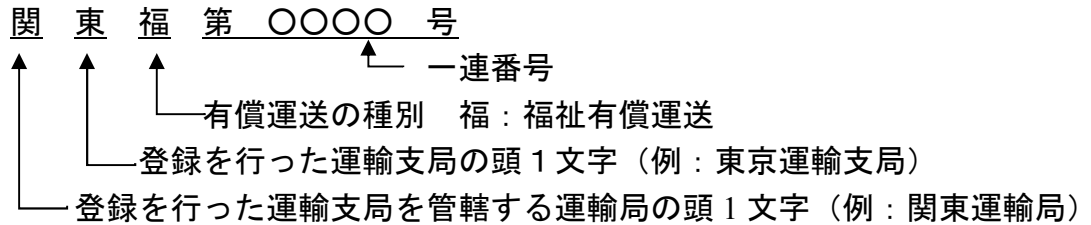
1. 本処理方針は、平成27年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

別記 1.

登録番号の付与方法

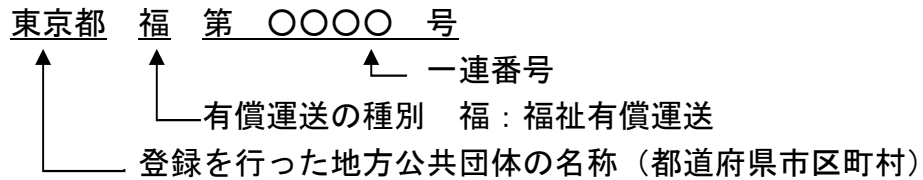
○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】



○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】



- 注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭2文字は「神兵」と表示する。
2. 沖縄総合事務局にあつては、「沖」1文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

国自旅第144号
平成18年9月15日
一部改正 国自旅第147号
平成29年8月31日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長

殿

自動車局長

自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて

今般、道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第51条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 市町村運営有償運送の場合

市町村運営有償運送のうち路線を定め専ら交通空白輸送を行うものに係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とする。

市町村運営有償運送のうち運送の区域を定め専ら交通空白輸送を行うもの及び専ら移動制約者の運送を行う市町村福祉輸送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2を目安とするものとし、運送の対価以外の対価については当該一般乗用旅客自動車運送事業における料金を参考として定めることができるものとする。

2. 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価の基準等について

(1) 対価の範囲

公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げ

る範囲のものをいう。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ. ロ. ハ. の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合にあっては、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず 1 回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となる時の入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。

ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

ニ. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であつて、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

ホ. 公共交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ. からニ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

（注1）登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. ニ. の考え方を適用することができる。

（注2）運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を收受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあつては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を收受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を收受することはできな

いものであること。

- ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから收受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。
- ニ. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

附 則

1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあつては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

附 則（平成29年8月31日 国自旅第147号）

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

国自旅第145号
平成18年9月15日
一部改正 国自旅第633号
平成25年4月10日
一部改正 国自旅第370号
平成27年4月1日
一部改正 国自旅第332号
平成30年3月30日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底することとされていることから、別紙のとおり「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体等の関係者とも連携を図りつつ、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

また、本通達では、上記の趣旨を踏まえ、運営協議会の設置を促進する等の観点から別添1のとおり「有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）」を呈示することとしたので、運営協議会の運用の参考にされたい。

自家用有償旅客運送においては、各々の地域において、福祉輸送サービス及び過疎地における輸送サービスが適切な役割分担のもと健全に発展していくことが重要であり、運営協議会における協議に当たっても、このような考え方について地方公共団体を始めとする関係者の理解が得られるよう努められたい。

運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン

1. 運営協議会の目的

運営協議会は、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

2. 運営協議会の設置及び運営

(1) 運営協議会は、原則として1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）を単位として設置するものとする。

ただし、地域の経済圏、交通圏等を勘案し複数の市町村又は都道府県単位で設置することを妨げない。都道府県単位で運営協議会を設置しようとする場合には、都道府県の区域を交通圏、経済圏等を勘案したブロックに分割し、それぞれのブロックごとの分科会形式などにより開催することが望ましい。この場合において、分科会の構成員、運営方法等は運営協議会に準ずるものとする。

(2) 運営協議会は、地方公共団体の長が主宰するものとする。また、複数市町村が合同で主宰する場合及び都道府県が主宰する場合は、都道府県及び関係市町村がそれぞれ担当の窓口を定めるとともに、運営において重要な事項については関係市町村及び都道府県の協議により決定するなど、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めるものとする。

(3) 運営協議会の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、運営協議会の構成員の中から互選により選任することもできるものとする。また、運営協議会の要綱に定めることによって、副会長その他運営に必要な役員を置くこと及び運営協議会委員の任期を定めることができるものとする。

(4) 運営協議会を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。

(5) 運営協議会の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとする。

(6) 運営協議会は、必要と認める場合には、運営協議会の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、運営協議会の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）を審査し、幹事会において審査した事項に関して運営協議会に報告するものとする。

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の（１）～（５）に掲げる事項について、それぞれ各号に掲げる事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。協議に当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

（６）に掲げる事項については、協議を必要とするものではないため、確認に留めるものとする。

（１）地域の移動ニーズの把握

運営協議会において、必要な交通手段の導入について建設的に協議を行うためには、地方公共団体が把握する地域交通課題等の具体的な情報をもとに、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要である。

なお、潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有等が重要である。

（２）自家用有償旅客運送の導入に関する基本的な考え方

地域交通の検討に当たっては、まず既存のバス・タクシーといった交通事業者の活用を十分に検討する必要があるが、需要が希薄となり、従来の民間の交通事業者ではサービス提供が困難な場合においては、自家用有償旅客運送や互助による輸送等も含めて交通ネットワークのあり方を考えることが必要である。

① 公共交通空白地有償運送について

NPO等による公共交通空白地有償運送の必要性が認められる場合とは、過疎地域や交通が著しく不便な地域において、バス、タクシー等による輸送サービスの供給量が、地域住民の需要量に対して十分に提供されていないと認められる場合、その他当該地域におけるタクシー等の営業所が存しない場合、タクシー等の営業所が遠隔地にあるため旅客の需要に的確に応じることが困難となっている場合など、実質的にタクシー等によっては当該地域の住民に必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況にあると認められる場合又はそのような事態を招来することが明らかな場合などが想定されるが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。

以上の点を協議・判断するため、当該地域における次に掲げる資料を用いて協議を行うことが望ましい。

（イ）当該地方公共団体の区域において輸送の対象となる住民の数

（ロ）当該地方公共団体の区域におけるバス・タクシーによる輸送の状況

（ハ）当該地方公共団体の区域におけるNPO等による輸送サービスの提供状況

（ニ）その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

② 福祉有償運送について

当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、この場合も①と同様、地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。

以上の点を協議・判断するため、当該地域における次に掲げる資料を用いて協議を行うことが望ましい。

- (イ) 当該地方公共団体の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況
- (ロ) 当該地方公共団体の区域におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及びこれら福祉タクシーを含む公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の実施予定も含む。）
- (ハ) 福祉タクシー券の利用状況
- (ニ) NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- (ホ) その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

(3) 運送の区域

運送の区域は、運営協議会において協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

なお、公共交通空白地有償運送の場合にあつては、当該市区町村の交通空白等の状況から、運営協議会の合意に基づき、運送の区域を市町村内の一部の地域に限定することができる。この場合において、運送の区域を見直す場合は、再度、運営協議会の合意を要するものとする。

(4) 旅客から收受する対価

NPO等が実施する自家用有償旅客運送において、旅客から收受しようとする対価が、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の15各号の規定及び関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」平成18年9月15日付け、国自旅第144号）の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。この場合において、申請者に対し、旅客から收受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

(5) 互助による運送を導入する際に配慮すべき事項

地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、(2)の協議においては、交

通事業者や自家用有償旅客運送と、互助による登録又は許可を要しない形態の運送との連携についても十分配慮した協議を行うことが必要である。

(6) その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、申請者から説明を求め確認を行うものとする。

- ①運送しようとする旅客の範囲
- ②自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数
- ③運転者に求められる要件
- ④損害賠償措置
- ⑤運行管理の体制
- ⑥整備管理の体制
- ⑦事故時の連絡体制
- ⑧苦情処理体制
- ⑨その他必要な事項

4. 運営協議会の構成員

- (1) 運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、同条第2項の規定により、地域の実情により構成員に上記以外の者を加えることができる。
- (2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、運営協議会の公正・中立な運営を行い得るよう、施行規則第51条の8第1項各号に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- (3) 申請者に対しては、運営協議会を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、運営協議会（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし、当該申請者が運営協議会に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。
- (4) 円滑な合意形成を誘導するため、有識者として各地方運輸局で地域公共交通のエキスパートとして紹介している人材などの第三者をコーディネーターとして加えるよう配慮する。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性を協議するにあたり、地域の移動制約者の現状について、ケアマネージャーや保健師等、移動制約者の代弁者も加えることで、現場の実状を詳細に把握するよう配慮する。なお、同地域で地域公共交通会議が実施されている場合は、当該地域公共交通会議へ福祉有償運送運営協議会から移動制約者の代弁者を参加させる等、地域の実情に応じ、会議間での綿密な連携を図ることが必要。
- (6) 運営協議会の構成員は、地域住民の交通利便の確保・向上のために、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（平成26年11月20日国土交通省、総務省告示第1号）六に掲げる事項を十分に理解して会議に参画

することが必要である。

5. 運営協議会の合意

(1) 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が調った場合に、運営協議会における合意があったものとみなす。運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、(5)の検討プロセスに沿い（ただし、地域の移動ニーズに対応した交通手段の確保のために、運営協議会がこれによらない協議を行う旨決議した場合を除く。）、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、予め運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

(2) 運営協議会で協議が調った場合の措置

運営協議会は、下記(3)①から③までに掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、施行規則第51条の3第4号に規定する合意が存することを証する書類を、申請者に対し交付するものとする。

(3) 運営協議会において合意を必要とする事項

運営協議会においては、以下に掲げる事項について関係者間で協議が調うことを要するものとする。

- ① 当該地域の輸送状況等から、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による自家用有償旅客運送が必要であること
- ② 法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による自家用有償旅客運送が必要であること
- ③ 法第79条の7第1項に規定する変更登録を行う場合には、その必要性があること
- ④ 法第79条の8第2項に規定する基準に基づく旅客から収受する対価（変更しようとする場合も同様）

(4) 運営協議会の合意を解除する場合

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

(5) 運営協議会における検討プロセス

運営協議会において、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）を適切な役割分担により円滑に導入するために、以下の検討プロセスにより、協議を行うものとする。

① 地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案

地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関し、具体的な提案（運行内容（路線又は区域）、運賃料金、実施時期が定められているもの。）を2ヶ月以内に提出するよう、運営協議会から地域の交通事業者に対して求めることとする。

なお、期限内に具体的な提案がない場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、運営協議会の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

② 提案内容に関する協議

①の提案について、地域の移動ニーズへの対応の観点から、運営協議会に対して提案があった日から最長4ヶ月間の協議を行うものとし、実施するとの協議結果となった場合は、これをもって運営協議会における協議が調ったものとみなす。

なお、4ヶ月間の期間内に実施するとの協議結果に至らなかった場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、運営協議会の協議が調ったものとみなし、③の協議を行うものとする。

③ 自家用有償旅客運送の実施に関する協議

地域の移動ニーズに対応した、NPO等による公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送（運行内容（路線又は区域）、運賃料金、実施時期等）について協議するものとする。

④ 更新登録における検討プロセスによる協議

現に実施されている自家用有償旅客運送に対して、提案者から、交通事業者による困難性が認められないとの意見を付した上で、具体的な提案を行う場合、提案者は現に実施されている自家用有償旅客運送の有効期間の満了日の4ヶ月前までに協議会に提案を行い、①～③に基づき検討を行うものとする。

この場合、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うものとする。

⑤ 検討プロセスの運用

上記の検討プロセスの運用については、運営協議会設置要綱において、検討プロセスに基づく協議結果は運営協議会において議決されたものとする旨を、あらかじめ定めるものとする。

ただし、現に行われている協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は運営協議会で議決されたものとする旨を、あらかじめ、議決することも可能とする。

6. 運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方

運営協議会において、関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）に対する考え方については、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。

他方、一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにもかかわらず長期間見直しを行っていないことや、個別の事例につき適用された

取扱いを他の事例との違いを吟味せず地域で一律のローカルルールとして適用するといった取扱いは適当ではない。

このため、運営協議会ごとに主宰者である市町村が自家用有償旅客運送の運営実態等を踏まえながら適切性について改めて検証を行い、これらに基づいて定められていないと判断されたローカルルール（以下「不合理なローカルルール」という。）については、適時適切に見直しを行う。

毎年度、見直しの進捗状況について、①ローカルルールの内容、②ローカルルール設定の経緯、③判定結果、④判定理由、⑤今後の対応方針、⑥対応結果等をローカルルール検証結果報告書（様式第1号）により、毎年3月末現在における検証の推進状況を報告することとする。それら報告を集計した上で、不合理なローカルルールの見直しが遅れている市町村においては速やかに見直しを行うものとする。

7. 登録実施後における主宰者の役割

主宰者は、自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

主宰者が都道府県である場合は、当該都道府県及び関係市町村のそれぞれに連絡窓口を整備するものとする。

（有償運送に係るご相談又は通報窓口）

△△市役所△△部△△課

連絡先：Tel ××××－×××－××××

FAX ××××－×××－××××

担 当：〇〇、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は各地域の運輸支局等に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

また、運輸監理部長又は運輸支局長から、運営協議会で協議した自家用有償旅客運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱 (モデル要綱)

制定 平成 年 月 日

(目的)

第 1 条 〇〇市運営協議会 (以下「協議会」という。) は、道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。) の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から收受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- ① 法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録 (法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。) を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- ② 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- ③ 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第 3 条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- ① 市長又はその指名する職員
- ② 市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ③ 市に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- ④ 地方運輸局長若しくは〇〇運輸支局長又はその指名する職員
- ⑤ 関係する地方公共団体の長又はその指名する職員
- ⑥ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ⑦ 市において現に (公共交通空白地又は福祉) 有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- ⑧ 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

(協議会の運営)

第 4 条 協議会に会長をおき、主宰する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
- 5 4の定めに関わらず、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第145号平成18年9月15日）に定める「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」5.(5)運営協議会における地域公共交通確保のための検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
- 6 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 協議会の庶務は、〇〇市〇〇〇〇部において処理する。
- 9 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先：Tel ××××-×××-××××

FAX ××××-×××-××××

担 当：〇〇、△△、□□

(守秘義務)

第5条 協議会の委員（幹事会の委員）は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)

第〇条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。
- 3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

各地方運輸局自動車交通部長
沖繩総合事務局運輸部長

殿

自動車局旅客課長

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について

標記については、平成18年に道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が成立し、市町村、ボランティア団体等が行う自家用有償旅客運送について、新たに登録制とされた。この際、参議院国土交通委員会において「NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示す」旨の附帯決議が付され、その趣旨を踏まえ、事務連絡（平成18年9月29日付け）で考え方を整理し、運用してきたところである。

今般、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において「自家用自動車による運送について、それが有償である場合には、旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全や利用者の保護に対する期待感を利用者一般が有していることが、自家用自動車の有償運送を登録又は許可にかからしめる理由であることを通達により明確にするとともに、登録又は許可を要しない自家用自動車による運送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を通達により明確化する。」との計画が策定され、また、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（平成29年6月30日公表）において「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化し、関係者に周知する。」とされたところである。

このため、上記の趣旨を踏まえ、標記についての考え方を整理したので、その旨了知されるとともにその取扱いについて円滑な実施に努めることとされたい。

なお、本通達の発出に伴い、「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成18年9月29日事務連絡）及び『道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について』の細部取扱いについて」（平成22年9月1日事務連絡）を廃止する。

記

1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要

するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。これは、自家用自動車による有償運送について許可又は登録が必要とされている趣旨が、自家用自動車については、旅客自動車運送事業のような輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的には行われていないこと、自家用自動車による旅客運送を有償で行う場合には、輸送の安全や利用者の保護のための措置が確保されているとの期待感を利用者一般が有していることを踏まえ、これらの措置が確実に行われていることについて、許可又は登録の際に確認する必要があるためである。

個々具体的な行為が、有償の運送として、許可や登録（法第78条第3号の許可、法第79条の登録、行為の態様によっては、法第4条第1項又は法第43条第1項の許可。）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

(1) サービスの提供を受けた者（以下「利用者」という。）からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念されず、許可又は登録は不要である。具体的には以下のような事例がありうるものと考えられる。

【具体例①】

運送が偶発的に行われた場合であって、運送の終了後、運送を行った者に対し意図していない金銭等の支払いが利用者から自発的に行われた場合。（例えば、家事援助等のサービス後、たまたま用務先が同一方向にあり懇願されて同乗させたなどの場合で、利用者の自発的な気持ちから金銭の支払いが行われたとき）

【具体例②】

偶発的でない運送であっても、個々の運送自体は無償で行われており、日頃の感謝の気持ちとして任意に金銭等の支払いが行われた場合。（例えば、過疎地等において、交通手段を持たない高齢者を週に1回程度近所の者が買い物等に連れていくことに対して、日頃の感謝等から金銭の支払いが行われた場合）

【具体例③】

運送の終了後に利用者が釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が釣り銭を受け取った場合。

(注1) 原則として、予め運賃表などを定めそれに基づき金銭の収受が行われる場合には、少額の金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償となり許可又は登録を要することとなる。ただし、(3)の考え方に基づいて金額が定められている場合を除く。

(注2) 利用者が会費を支払う場合は、会の運営全般に要する経費として収受されている限りにおいては、対価とは解されない。ただし、会費の全部又は一部によって運送サービスの提供に必要なコストが負担される等、

運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められ、運送に対する反対給付の関係が特定される場合は、会費と称して対価の收受が行われているものと考えられるため、有償とみなされ許可又は登録を要することとなる。

(注3) このほかに、「協賛金」、「保険料」、「カンパ」など、運送とは直接関係のない名称を付して利用者から收受する金銭であっても、それらの收受が運送行為に対する反対給付であるとの関係が認められる場合にあっては、それらが如何なる名称を有するものであっても有償とみなされる。

(注4) あくまで自発的に謝礼の趣旨の金銭等が支払われた場合は許可又は登録は不要であるが、利用者が運転者に対してガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、以下の場合には、自発的な謝礼の趣旨の支払とはいえ、許可又は登録を要する。

- 1) 仲介者が、Webサイト等で、謝礼の誘引文言を表示し又は謝礼の有無・金額によって利用者进行评估すること等により、謝礼の支払を促す場合
- 2) 仲介者が、Webサイト等で、利用者に対し謝礼の決定を経由しなければガソリン代、道路通行料の決済ができない仕組みを提供する場合

(2) 利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合

利用者からの支払いの手段が、例えば野菜など金銭的な価値の換算や流通が困難な物である場合、一部の地域通貨のように換金性がない場合などは、通常、支払いが任意であるか、又はそもそも財産的な価値の給付が行われていないと認められることが多い。具体的には以下のような事例がありうるものと考えられる。

【具体例①】

日頃の運送の御礼として、自宅で取れた野菜を定期的に手渡す場合は有償とはみなさない。

(注1) ただし、流通性、換金性が高い財産的な価値を有する、商品券、図書券、ビール券等の金券、貴金属類、金貨、絵画、希少価値を有する物品等にあつては、これらの收受は有償とみなされ許可又は登録を要することとなる。

【具体例②】

地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合であつて、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアなサービスの提供を行う場合。

(注1) サービスの交換にとどまる場合については原則として許可又は登録は不要であるが、点数の預託がない者に対して寄付金を求め、或いは、有料で点数チケットを購入してもらうなどの場合においては、許可又は登録が必要となるケースがある。

(注2) 地域通貨といつても、エコマネー、タイムダラー、時間通貨など様々な名

称があり、その種類、サービスの対象範囲等の内容もまちまちであることから、実際の地域通貨の対象となるサービスの内容、流通の範囲、交換できる財・サービスの内容等に応じ、無償となる場合、有償とみなす場合が存在することとなる。交換可能なものの範囲に広く財物が含まれる場合は、当該地域通貨が実質的に金銭の支払いと同等の効果を有し、許可又は登録を要することとなる可能性が高い。

- (3) 当該運送行為が行われなかった場合には発生しないことが明らかな費用(同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。)であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金。以下「特定費用」という。)を負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要する特定費用を利用者が支払う場合は、社会通念上、通常は許可又は登録は要しないと解される(ただし、このようなケースに該当するのは、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものであることが必要であり、通常は、特定費用のみがこれに該当するものと考えられる。人件費、車両償却費、保険料等は、運送の有無にかかわらず発生し、又は金銭的な価値水準を特定することが困難であるため、これには該当しない。)

なお、利用者が複数人であっても、負担総額が特定費用の範囲内である場合に限り、許可又は登録を要しない。

具体的には、以下のような事例がありうるものと考えられる。

【具体例①】

地域の助け合い等による移動制約者の移送等の活動に対して支払われる対価の額が、実際の運送に要した特定費用の範囲内となる場合。(道路通行料、駐車場代にあつては、使用しない場合には徴収することができないものとして取り扱われることを要するものとする。)

(注1) ガソリン代の算出方法は例えば以下の方法によることが可能である。

走行距離(km) ÷ 燃費(km/l) × 1lあたりのガソリン価格(円/l)

(それぞれの数値の算出根拠の例)

- ・ 走行距離 : 地図情報サイトで計測した距離
- ・ 燃費 : 自動車情報サイトで車種ごとに公表されている燃費
- ・ ガソリン価格 : ガソリン価格調査機関が公表する価格

※ その他、市町村の取組として実施される実証実験の結果に基づき、1 kmあたりの運行に要するガソリン代を算出し、当該算出方法について定期的に実情との乖離が無いか確認し、乖離があれば見直すこととしている場合には、許可又は登録を要しない。

(注2) なお、実際の運送に要するガソリン代として、移動制約者等の乗車中はもとより、当該運送等の開始前における車庫等からの迎車及び当該移送等の終了後における車庫等までの回送を行った場合は、これについても含むことができる。

(注3) 運転者と利用者がガソリン代、道路通行料の範囲内で相乗りする形態をWebサイト等で仲介するサービスについて、名目のいかんを問わず仲介手数料の一部を運転者に支払うことにより、運転者が特定費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)及び自発的な謝礼を超える金銭等を収受する場合は、道路運送法違反となる。

このことを踏まえ、仲介者は、以下の対応等により、道路運送法違反とならない対策を講じること。

- 1) 運転者に支払われる金銭と仲介者が収受する金銭について、決済代行会社を通じて支払う方法や、入金口座を分ける方法等により、運転者に仲介手数料が環流しないよう分別管理を行う。
- 2) 運転者や利用者との利用規約やHP等に、運転者に対し仲介手数料を直接又は間接に支払ってはならない旨を明記する。
- 3) 収受する金銭の内訳について、Webサイトにおける掲載、車内や事務所における掲示等の適切な方法で、利用者へ明確に周知する。

(4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など

【具体例①】

市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合。

【具体例②】

デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、自家輸送として道路運送法上の規制の対象とならない。送迎加算を受けて行う場合も同様である。

(注1) ただし、利用者個々から運賃を求める場合、送迎の利用者と利用しない者との間に施設が提供する役務又はサービスに差を設けるなど、送迎に係るコストが実質的に利用者の負担に帰すとみなされる場合には、送迎が独立した1つの事業とみなされることとなり、許可又は登録が必要となる。

(注2) 病院や養護学校、授産施設等から委託を受けて当該施設までの運送を行う場合であって、運送に伴う経費の全額を委託者又は第三者が負担して、利用者からは負担を求めないとしても、委託者との間で一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業契約による運送が行われていることとなり、当該事業許可又は登録等を要することとなる。

(注3) 利用者から直接の負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送(介護保険給付が適用される場合)については、有償に該当し、許可又は登録を要することとなる。

【具体例③】

子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであ

って、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない。

(注1) ただし、運送を行う場合と行わない場合とで対価が異なる場合や、提供するサービスの中に運送が含まれており、運送に対する反対給付が特定される場合には、有償に該当し許可又は登録を要することとなる。

(注2) なお、市区町村が設立するファミリーサポートセンターにおける子育て支援のための相互援助活動の一環として、保育施設と依頼会員の自宅との間等の送迎サービスを提供する場合は、保護者に代わって子どもの世話をを行う継続的な一連のサービスの一部に過ぎず、移動は従属的な要素に過ぎないものと解されることから、一般的に有償の運送には該当しないものと考えられる。

【具体例④】

営利を目的としない互助による運送のためにNPO法人又は社会福祉協議会が、個人ボランティア運転者による地域住民の運送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用する場合（当該NPO法人又は社会福祉協議会の自動車の購入費や維持管理経費（当該運送サービスの用に供される部分に限る。）の全部又は一部に対して市区町村から補助金が交付される場合も同様。）

(注1) 市区町村から交付される補助金に運転者の人件費や報酬等が含まれている場合は、有償に該当し許可又は登録を要することとなる。

(注2) 利用者の安全・安心の確保の観点から、まずは、市区町村が中心となって交通事業者の活用可能性や自家用有償旅客運送の導入について検討すること。

【具体例⑤】

利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、運送の対価とはならない。

(注1) 自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為が成立しないため、道路運送法の対象とはならない。したがって、運転者に報酬が支払われたとしても、運送の対価とはみなさない。

ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲の如何によっては、自動車運転代行業、人材派遣業等とみなされる場合があり、この場合には関係法令が適用されることとなる。

2. その他留意事項について

- (1) 許可又は登録を要しない運送サービスは、道路運送法上の規制の対象外であることから、以下について当事者が認識した上でサービスの提供及び利用が行われるよう明確に周知すること。

- 1) 本運送は道路運送法上の規制の対象外であり、同法が定める輸送の安全及び利用者の保護のための措置が担保されていない旨（自主的に輸送の安全及び利用者の保護のための措置を行っている場合にはその旨）
- 2) 事故が生じた際の責任の所在（仲介者は利用者と運転者を仲介するのみで運送責任を負わないのか、それとも運送責任を負うのか等）
- 3) 損害保険の加入の有無及び補償内容

(2) 許可又は登録を要しない運送サービスが、多様な移動手段と有機的に連携し、持続可能な地域交通ネットワークの形成に資するよう、自治体が主宰する協議会から参加要請があった場合には、これに積極的に協力すること。

3. 運輸局及び運輸支局等による相談の受け入れ体制について

地域のボランティア活動を行っている団体等から有償の運送の相談を受けた場合には、積極的に応じるとともに、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が過度に萎縮することのないよう十分配慮して適切に対応されたい。

なお、上記に示した事例は、あくまでも例示に過ぎないので、不明な場合は、その都度本省に照会されたい。

今後、地域における実情等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

国自旅第185号
平成18年9月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

NPO等による福祉有償運送の取扱いに係る留意点について

本年10月1日から道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が施行されることに伴い、NPO等による福祉有償運送については、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条に基づき国土交通大臣の登録の対象とされることとなった。

NPO等による福祉有償運送に係る登録制度の運用については、「福祉有償運送の申請に対する処理方針」(平成18年9月15日付 国自旅第143号)に定めたところであるが、その適用に当たっては、下記の点に留意するとともに、関係者への周知徹底を図られたい。

記

1. 運営協議会の設置促進及び円滑な運営について

各地方運輸局・支局においては、運営協議会の設立が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、運営協議会の趣旨及び制度について周知徹底を図るとともに、地方公共団体から運営協議会の設置及び運営に関する相談等があった場合には、適切な助言を行うものとする。

また、地方公共団体が運営協議会を設置するため、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の8に規定する運営協議会の構成員となるべき者に参加要請を行ったにもかかわらず、当該者が正当な理由なく要請に応じない場合には、各地方運輸局・支局は当該地方公共団体と密接に連携を取りつつ、積極的に参加要請に協力するものとする。

2. 運営協議会が設置されていない場合の登録申請の取扱いについて

法第79条の登録の申請を行おうとするNPO等(以下「申請NPO等」という。)が地方公共団体に対して運営協議会の設置を申し出た場合であって、当該地方公共

団体が正当な理由なくして運営協議会を設置しないときには、当該地方公共団体に対して運営協議会の設置を促すよう働きかけるものとする。

また、こうした働きかけにもかかわらず当該地方公共団体が運営協議会を設置しない場合であって、当該申請NPO等が登録申請を行い、法第79条の4第1項各号(第5号を除く。)に該当していないことについて確認がされた場合には、当該申請については、1年以内の期間を定めて申請に係る判断を保留することができる。また、当該期間内は、行政処分及び刑事告発は行わないものとする。

3. 介護輸送に係る法的取扱いについて

介護サービス事業者が介護サービスと連続的・一体的に行う要介護者に係るSTS(スペシャル・トランスポート・サービス。要介護者、身体障害者等であって、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。)については、平成16年3月に「介護輸送に係る法的取扱いについて」において、厚生労働省老健局振興課と国土交通省自動車交通局旅客課との間で基本的な考え方を整理したが、これについて、本年9月に別添のとおり改めたので、その旨了知されたい。

なお、重点指導期間は、平成18年9月30日をもって廃止する。

国自旅第185号の2
平成18年9月29日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 殿
厚生労働省老健局振興課長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長

道路運送法の改正に伴うNPO等による福祉有償運送についての協力依頼について

NPO等による自家用自動車を使用した福祉有償運送については、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け 国自旅第240号)により、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項による許可の対象として取り扱ってきたところですが、本年10月1日から、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が施行されることに伴い、NPO等による自家用自動車を使用した福祉有償運送については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条に基づき国土交通大臣の登録の対象とされることとなりました。

国土交通省では、本制度の運用に当たって、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、貴課におかれましては、地方公共団体、関係団体等への周知にご協力頂くとともに、運営協議会の設置促進のため、地方公共団体等への働きかけにご協力方宜しくお願いいたします。

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 1 8 年 9 月
国土交通省自動車交通局旅客課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護輸送に係る法的取扱いについては、平成16年3月に整理し、運用してきたところであるが、今般、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号。以下「改正法」という。)が本年10月1日から施行されることに伴い、新たに以下の通り整理することとした。

1. 訪問介護について

訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条又は第43条の事業許可(一般又は特定)によることを原則とする。

NPO法人その他道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。

訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。

訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者(児)福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記 ~ の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

2. 施設介護について

施設介護事業者(デイサービス、ショートステイの事業者を含む。)が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送

に対して市町村が従来の送迎加算の範囲内の額（利用者負担分を含む。）を給付する場合には、当分の間、「自家輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

3．周知期間について

福祉有償運送に係る改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）の円滑な運用を確保するための体制整備や、新法第79条の登録制度の仕組み等について各地方公共団体、事業者等の関係者への周知徹底を図るため、国土交通省と厚生労働省は、改正法施行後1年間の周知期間を設け、当該登録制度の運用のための体制整備や広報等を協力して積極的に行うものとする。

当該周知期間においては、各地方公共団体、関係事業者に対する説明会の開催や当該登録制度に関するガイドブック等の地方公共団体の担当者への配布などを通じて、計画的かつ効果的に当該登録制度の理解の深化を促進することとする。

なお、当該周知期間内においては、新法第79条の登録の対象となるNPO等については、登録取得に向けた環境整備及び指導等を実施することとし、その上でやむを得ない理由により登録を受けることができないものについては、これに係る行政処分及び刑事告発は行わないものとするとともに、上記1．の取扱いについては、当該NPO等に適用しないものとする。

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 25 日

各地方運輸局自動車交通部長 } 殿
沖縄総合事務局運輸部長

自動車局旅客課長

営利を目的としない互助による運送のためにNPOが
市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて

昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」で、緊急に検討すべき課題のひとつとして「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめること」が挙げられており、これを踏まえて国土交通省において「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催し、本年6月に中間取りまとめが出された。その内容のうち、次期介護保険事業計画の策定スケジュールを踏まえ、早急に具体化すべき事項については、下記の通りであるので、その旨了知されるとともに、その取扱いについて、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、他の事項を含め、今般の検討結果の全体を具体化するため、追って平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」を改定する予定である。

記

以下に例示する運送の態様については、道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様として取り扱うものとする。

- 平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の考え方に従って、NPO又は社会福祉協議会が、個人ボランティア運転者による地域住民の運送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用するとき。（当該NPO又は社会福祉協議会の自動車の購入費や維持管理経費（当該運送サービスの用に供される部分に限る。）の全部又は一部に対して市区町村から補助金が交付される場合も同様。）

- (注1) 市区町村から交付される補助金に運転者の人件費や報酬等が含まれている場合は、有償に該当し登録又は許可を要することとなる。
- (注2) 利用者の安全・安心の確保の観点から、まずは、市区町村が中心となって交通事業者の活用可能性や自家用有償旅客運送の導入について検討すること。
- (注3) 当該運送サービスについては、当事者及び当該運送サービスが実施される市区町村が以下を認識した上で提供及び利用が行われるよう明確に周知すること。
- ① 本運送は道路運送法上の規制の対象外であり、同法が定める輸送の安全及び利用者の保護のための措置が担保されていない旨
 - ② 事故が生じた際の責任の所在
 - ③ 損害保険の加入状況
- (注4) 当該運送サービスが、多様な移動手段と有機的に連携し、持続可能な地域交通ネットワークの形成に資するよう、自治体が主宰する協議会から参加要請があった場合には、これに積極的に協力すること。

国自総第270号
国自旅第117号
国自整第68号
平成18年9月15日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車交通局長

自家用有償旅客運送の監査方針について

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が平成18年10月1日から施行されることに伴い、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）の輸送の安全確保その他業務運営について事後的な監視体制の充実を図り、かつ、効果的に実施するため、下記に定めるところにより監査を実施するものとし、道路運送法その他関係法令の厳正な運用を図るとともに、運送者に対する指導監督を図ることとするので、貴局においては遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 基本方針

運送者に対する監査については、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととする。

2. 監査の種類

(1) 特別監査

運転者が第一当事者と推定される死亡事故及び酒酔い運転等の悪質違反を伴う事故などで社会的影響の大きい事故を引き起こした又は悪質違反を犯した運送者等に対し、全般的な法令遵守状況について行う監査

(2) 一般監査

監査を必要とする場合に運送者に対し、原則として重点事項を定めて行う監査

3. 監査の実施

- (1) 監査の実施に当たっては、各地方運輸局の自動車交通（自動車業務監査指導）部、自動車技術安全部及び各運輸支局（運輸監理部を含む。）が連携して効率的・効果的な実施を図るものとする。
- (2) 監査の重点事項については、施設の状況、運行の管理の実施状況及び点検整備の実施状況を核として、別途定めるところによる。
- (3) 運送者の事務所において行う監査は、原則として無通告で行うものとする。

国自総第271号
国自旅第118号
国自整第69号
平成18年9月15日

各地方運輸局自動車交通部長
（関東、近畿）運輸局自動車業務監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

） 殿

自動車交通局総務課安全監査室長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局技術安全部整備課長

自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて

自家用有償旅客運送の監査方針については、「自家用有償旅客運送の監査方針」（平成18年9月15日付け国自総第270号、国自旅第117号、国自整第68号）において示されたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので適切な運用が図られるよう十分配慮されたい。

記

1. 監査等の種類及び対象

(1) 特別監査

- ① 運転者が明らかに第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。）と推定される死亡事故及び悪質

違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。以下同じ。)を伴う事故などで社会的に影響の大きな事故を引き起こした自家用有償旅客運送者(以下、「運送者」という。)

- ② 運転者が悪質違反を犯した運送者
- ③ 監査の実施結果により、業務の改善についての呼び出し出頭及び改善の状況の報告を課した運送者であって、呼び出しの出頭を拒否した者、改善報告を行わない者又は報告内容が履行されず業務の改善が認められない者
- ④ 上記改善報告を行ったものの、その後1年間にさらに違反を繰り返す運送者

(2) 一般監査

- ① 事故、苦情又は法令違反が多いと認められる運送者
- ② 監査の実施結果により、業務の改善の状況の報告を課した運送者
- ③ その他特に必要と認められる運送者

2. 監査の実施方法

- (1) 特別監査は、原則として運送者の事務所において行うものとする。
- (2) 一般監査は、原則として運輸局等に運送者を呼び出して行うものとし、必要に応じ、運送者の事務所において行うことができるものとする。
なお、1.(2)②による一般監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。

3. 監査の重点事項

一般監査については、監査対象に応じて以下の事項又は以下の事項のうち必要な項目から選択して実施することができるものとする。

- (1) 施設の遵守状況
 - ・ 路線又は運送の区域
 - ・ 事務所
 - ・ 自動車の数
 - ・ 自動車に関する標章の表示
 - ・ 自動車への登録証の備え付け
- (2) 対価の收受状況
- (3) 損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4) 運行の管理の実施状況
 - ・ 運行管理の体制の整備(運行管理の責任者の選任、運行管理に係る規制の遵守)
 - ・ 運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁止
 - ・ 安全な運転のための確認の実施・記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存
 - ・ 運転者の要件に係る規制の遵守

- ・ 運転者台帳の作成・保存、運転者証の携行、運転者証の表示
 - ・ 事故の記録・保存、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故の報告、事故防止対策の実施
- (5) 点検整備の実施状況
- (6) 前回実施された監査等において特に改善を指示した事項の改善状況

国自総第 272 号
国自旅第 119 号
国自整第 70 号
平成 18 年 9 月 15 日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車交通局長

自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について

道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）が平成 18 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の 12 第 1 項の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので、今後、管下の運送者に行政処分等を行う場合は、この基準に従い行政処分等を行うこととされたい。

なお、本通達の基準による行政処分等は、平成 18 年 10 月 1 日以降の違反行為について、違反事実を確認したものから実施することとする。

記

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、業務の停止、登録の取消しとする。

なお、これに至らないものは、警告とする。

(2) 行政処分等を行う場合には、原則として運送者を運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局等に呼び出して業務の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から 3 月以内に報告を行うよう措置するものとする。

2. 業務の停止処分

(1) 業務の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る事務所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

(ア) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合

(イ) 法第94条第3項の規定に違反して検査の拒否等をした場合

(ウ) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合

(2) (1)(ア)及び(イ)の場合における処分期間は7日とし、(1)(ウ)の場合における処分期間は30日とする。

3. 登録の取消し処分

登録の取消し処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

(1) 法第79条の12第1項に規定する業務の停止の命令に違反した場合

(2) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令に従わず行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

(3) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

(4) 法第94条第3項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合

(5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法第78条第2号に規定する国土交通省令で定める者でなくなった場合

(6) 法第79条の4第1項第1号、第3号、第4号又は第6号に該当することとなった場合

(7) 不正の手段により法第79条の登録、法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は法第79条の7第1項の変更登録を受けた場合

(8) 法第79条の4第1項第5号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除された場合

国自総第 273 号
国自旅第 120 号
国自整第 82 号
平成 18 年 9 月 15 日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車交通局長

道路運送法第 79 条の 9 第 2 項の規定に基づく輸送の安全確保命令 及び旅客の利便確保命令の発動基準について

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の 9 第 2 項の規定に基づき、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を下記のとおり定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。

なお、本基準は、平成 18 年 10 月 1 日以降に法第 79 条の 9 第 1 項に基づき道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）に規定された輸送の安全の確保に関する事項に係る違反（以下「輸送の安全確保に関する違反」という。）又は旅客の利便の確保に関する事項に係る違反（以下「旅客の利便確保に関する違反」という。）により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。

記

1. 法第 79 条の 9 第 2 項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

(1) 輸送の安全確保に関する違反を伴い、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省第 104 号）第 2 条第 2 号に規定する自動車事故及びこれに準ずる事故

として「自動車事故報告等の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号、地備第57号）別添自動車事故報告書等の取扱要領2イにに規定する事故を引き起こした場合

- (2) 輸送の安全確保に関する違反を伴い、運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反（ひき逃げ）を引き起こした場合
- (3) 輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
- (4) 「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」という。）による輸送の安全確保に関する行政処分等（以下「処分等」という。）を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に同一の事項に違反した場合

2. 法第79条の9第2項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

- (1) 旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合
- (2) 処分基準による旅客の利便確保に関する処分等を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一事務所において更に同一の事項に違反した場合

3. 輸送の安全確保命令は、1. に該当した場合に行うものとする。

4. 旅客の利便確保命令は、2. に該当した場合に行うものとする。

5. 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 運送者を地方運輸局等に呼び出し、違反の内容に応じて施設又は運行の管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、施行規則第66条第1項第5号の規定により、命令の日から3月（必要に応じ、これより短い期間を定めることができる。）以内に届出を行うよう措置するものとする。

当該届出が当該期間までに行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

- (2) 輸送の安全確保命令と旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動することとなった場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

○国土交通省告示第千七百七十号
道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第五十一条の十六第六項の規定に基づき、国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
平成十八年九月二十九日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送法施行規則第五十一条の十六第五項の規定に基づき国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項等を定める告示
(講習の種類)

第一条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)以下「施行規則」という。第五十一条の十六第一号に規定する国土交通大臣が認定する講習の種類は、市町村運営有償運送等運送者講習及び福祉有償運送運送者講習とし、同条第三項第二号に規定する国土交通大臣が認定する講習の種類は、セダン等運送者講習とする。

2 市町村運営有償運送等運送者講習は、市町村運営有償運送及び過疎地有償運送の運送者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
3 福祉有償運送運送者講習は、福祉有償運送の運送者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

4 セダン等運送者講習は、福祉自動車以外の自動車を使用した福祉有償運送の運送者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
(記載事項)

第二条 施行規則第五十一条の十六第五項の規定に基づき国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項は次の各号に掲げるとおりとする。
一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
二 講習の種類
三 講習の名称

四 講習の実施に関する計画
イ 講習を実施する組織
ロ 講習の実施要領
五 経理に関する事項
六 その他必要と認める事項
(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)
第三条 施行規則第五十一条の十六第四項の規定による認定を受けて講習を実施する者は、第二条各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該講習を廃止し、休止し、若しくは再開したときには、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
一 廃止し、休止し、又は再開した場合にあつては、その講習の種類及び名称
二 廃止し、休止し、又は再開した場合にあつては、その年月日
三 廃止し、又は休止した場合にあつては、その理由

四 休止した場合にあつては、その予定期間
○国土交通省告示第千七百七十一号
道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第五十一条の二十一の規定に基づき、
自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示を次のように定め、平成十八年九月二十九日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
第一条 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法(平成七年法律第五号)に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし、施行規則第四十九条第一号に定める市町村運営有償運送にあつては、この限りでない。

第二条 自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示を次のように定め、平成十八年九月二十九日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
第一条 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法(平成七年法律第五号)に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし、施行規則第四十九条第一号に定める市町村運営有償運送にあつては、この限りでない。

第二条 自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示を次のように定め、平成十八年九月二十九日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命又は身体への損害を賠償することによつて生ずる損失があつては、生命又は身体への損害を受けた者一人につき八千円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること
自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産(当該自家用有償旅客運送自動車を除く)の損害を賠償することによつて生ずる損失にあつては、一事故につき二百万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること
八 自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となつていないこと
二 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと
ホ 自家用有償旅客運送自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあつては、すべての自家用有償旅客運送自動車の台数分の契約を締結すること
ハ 賠償額に対する一定割合の負担額その他の負担額のないものであること
二 次に掲げる損害賠償責任共済契約を、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に基づき損害賠償責任共済の事業を行う事業協同組合又はその他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること。ただし、施行規則第四十九条第一号に定める市町村運営有償運送にあつては、この限りでない。
イ 前号イからハ及びホからトに掲げる要件に適合すること
ロ 共済期間中の共済金支払額に制限がないこと

○国土交通省告示第千七百七十二号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十八条の二第二号の規定に基づき、石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料を次のように定める。
平成十八年九月二十九日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十八条の二第二号に規定する石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料は、次に掲げるもの以外の石綿等をあらかじめ添加した建築材料とする。
一 吹付け石綿
二 吹付けロックウールとその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるもの
附則
この告示は、石綿による健康等に係る被害を防止するための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。
○国土交通省告示第千七百七十三号
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十七条の四の三第三号の規定に基づき、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を次のように定める。
平成十八年九月二十九日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十七条の四の三第三号の規定に基づき、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十一条及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの(以下「対象建築材料」という)に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。

建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十一条及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの(以下「対象建築材料」という)に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。

建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十一条及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの(以下「対象建築材料」という)に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。

建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十一条及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの(以下「対象建築材料」という)に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。